

第百二回国会 法務委員会 議 録 第一号

本国会召集日(昭和五十九年十二月一日)(土曜日)
(午前零時現在)における本委員は、次のとおりである。

委員長 宮崎 茂一君
理事 太田 誠一君 理事 亀井 静香君
理事 高村 正彦君 理事 森 清君
理事 天野 等君 理事 稲葉 誠一君
理事 石田幸四郎君 理事 三浦 隆君
井出一太郎君 上村千一郎君
大西 正男君 熊川 次男君
栗原 祐幸君 塩崎 潤君
谷垣 禎一君 丹羽 兵助君
長谷川 峻君 山崎武三郎君
小澤 克介君 佐藤 觀樹君
広瀬 秀吉君 山口 鶴男君
山花 貞夫君 神崎 武法君
中村 巖君 伊藤 昌弘君
柴田 陸夫君 林 百郎君

十二月一日
宮崎茂一君委員長辭任につき、その補欠として
片岡清一君が議院において、委員長に選任され
た。

昭和五十九年十二月十四日(金曜日)
午前十時十分開議

出席委員

委員長 片岡 清一君
理事 太田 誠一君 理事 亀井 静香君
理事 高村 正彦君 理事 森 清君
理事 天野 等君 理事 稲葉 誠一君
理事 石田幸四郎君 理事 三浦 隆君
上村千一郎君 衛藤征士郎君
熊川 次男君 栗原 祐幸君
長谷川 峻君 宮崎 茂一君

山崎武三郎君 小澤 克介君
日野 市朗君 山花 貞夫君
中村 巖君 神崎 武法君
柴田 陸夫君 伊藤 昌弘君
林 百郎君
出席國務大臣 法務 大臣 嶋崎 均君
出席府委員 内閣官房副長官 山崎 拓君
内閣法制局第一 部長 前田 正道君
法務政務次官 村上 茂利君
法務大臣官房長 岡村 泰孝君
法務大臣官房會 計課長 村田 恒君
法務省民事局長 枇杷田泰助君
法務省刑事局長 寛 榮一君
法務省訟務局長 藤井 俊彦君
法務省入國管理 局長 田中 常雄君

委員外の出席者

裁判官訴訟委員 青山 達君
會事務局長 丹羽清之助君
人事院事務總局 給与局給与第一 課長 藤原 亨君
警察庁刑事局捜 査第一課長 中島 勝巳君
總務庁人事局參 事官 上谷 勝徳君
總務庁行政監察 局監察官 菊池 信男君
法務大臣官房司 法法制調査部長 中島 公明君
大藏省証券局企 業財務課長 頼松 祥典君
国税庁長官官房 総務課長 廣忠君
国税庁徴収部徴 収課長 加藤 廣忠君

委員の異動

十二月六日

辭任

谷垣 禎一君

補欠選任

同月十三日

辭任

上村千一郎君

補欠選任

同日

辭任

山口 鶴男君

厚生省業務局安 全課長 小宮 宏宣君
中小企業庁計画 部下請企業課長 高梨 圭介君
労働大臣官房參 事官 竹村 毅君
自治省行政局選 挙部選挙課長 浅野大三郎君
自治省行政局選 挙部政治資金課 長 山崎宏一郎君
最高裁判所事務 総局総務局長 山口 繁君
最高裁判所事務 総局人事局長 櫻井 文夫君
最高裁判所事務 総局経理局長 川崎 義徳君
最高裁判所事務 総局民事局長 上谷 清君
最高裁判所事務 総局行政局長 小野 幹雄君
最高裁判所事務 総局刑事局長 猪瀬慎一郎君
最高裁判所事務 総局家庭局長 末永 秀夫君
法務委員会調査 室長

稲村 利幸君

上村千一郎君

十二月一日

外国人登録法の一部を改正する法律案(稲葉誠一君外七名提出、第百二回国会衆法第二二号) 同月十二日

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)

檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)

は本委員会に付託された。

本日(十二月一日)の會議に付した案件

國政調査承認要求に関する件

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)

檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)

〇片岡委員長 これより會議を開きます。

この際、一言ごあいさつを申し上げます。

このたび、法務委員長の重責を担うことになりました。衷心より光榮に存じておるところでございます。

私はまことに不敏な者でございますが、幸いに

して、本委員会におきましては法務関係に練達な

方々がおそろいでございますので、委員各位の格

別の御理解と御協力を賜りまして、円滑な委員会

の運営を図ってまいりたいと存じておるところで

ございます。

どうぞよろしくお願い申し上げますと存じます。

(拍手)

○片岡委員長 国政調査承認要求に関する件についてお諮りいたします。

裁判所の司法行政、法務行政及び検察行政等の適正を期するため、本会期中

裁判所の司法行政に関する事項
法務行政及び検察行政に関する事項
並びに

国内治安及び人権擁護に関する事項について、小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等の方法により、国政調査を行うため、議長に対し、承認を求めたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○片岡委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○片岡委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○片岡委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○片岡委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○片岡委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○片岡委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○片岡委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○片岡委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○片岡委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○片岡委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○片岡委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○片岡委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○片岡委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○片岡委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

す。

もとより、これらのことは委員長を始め、委員各位の御理解、御協力なくしては到底果たし得ないものでありますから、どうかよろしく御支援、御鞭撻のほどを心からお願いを申し上げます。

以上、非常に簡単でございますが、所信の一端を申し述べまして、ごあいさつといたしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○片岡委員長 次に、村上法務次官に就任いたしました村上茂利でございます。

○村上(茂)政府委員 このたび法務次官に就任いたしました村上茂利でございます。

時局柄、大任ではございますが、嶋崎法務大臣のもとに補佐役として、時代に即応した法務行政の推進のため、微力ではありますが、最善を尽くしてまいりたいと存じております。何とぞよろしく御指導、御鞭撻のほどをお願い申し上げます。

簡単ではございますが、一言ごあいさつといたします。よろしくお願ひ申し上げます。(拍手)

○片岡委員長 お諮りいたします。

本日、最高裁判所山口総務局長、櫻井人事局長、川崎経理局長、上谷民事局長兼行政局長、小野刑事局長、篠瀬家庭局長から出席説明の要求がありますので、これを承認するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○片岡委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○片岡委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○片岡委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○片岡委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○片岡委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○片岡委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○片岡委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○片岡委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○片岡委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○片岡委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

大臣。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○嶋崎国務大臣 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案について、その趣旨を便宜一括して御説明いたします。

政府は、人事院勧告の趣旨等にかんがみ、一般の政府職員の給与を改善する必要があると認め、今国会に一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を提出いたしました。そこで、裁判官及び検察官につきましても、一般の政府職員の例に準じて、その給与を改善する措置を講ずるため、この両法律案を提出した次第であります。改正の内容は、次のとおりであります。

第一に、最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官の報酬並びに検事総長、次長検事及び検事長の俸給は、従来、特別職の職員の給与に関する法律の適用を受ける内閣総理大臣その他の特別職の職員の俸給に準じて定められておりましたところ、今回、内閣総理大臣その他の特別職の職員について、その俸給を増額することとしておりますので、おおむねこれに準じて、最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官の報酬並びに検事総長、次長検事及び検事長の俸給を増額することとしております。

第二に、判事、判事補及び簡易裁判所判事の報酬並びに検事及び副検事の俸給につきましては、おおよそその額においてこれに対応する一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける職員の俸給の増額に準じて、いづれもこれを増額することといたしております。

これらの給与の改定は、一般の政府職員の場合と同様、昭和五十九年四月一日にさかのぼって行うことといたしております。

以上が、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨であります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますよう、お願い申し上げます。

○片岡委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○片岡委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。稲葉誠一君。

○稲葉(誠)委員 きょうは、本来といいますが、裁判官の報酬と検察官の俸給の審議の日ではございませんけれども、十二月中に一般質問の日もないということもありまして、一般質問的な要素を加味してもよろしいという理事会の協議でございますので、そういう意味を含めて質問を申し上げます。

私、ほかの党のことにしましてかれこれ言うべき筋合いのものではないということもわかっておりますし、それから言論の自由というものを最大限尊重する立場に立っております。このことはもう当然のことでございますが、いろいろ特定の裁判といいますが、そういうふうなものに対して支援をするとかあるいは介入をするとかというふうな印象をもたせるようなことが政権党であります自由民主党にあっては、日本の民主主義の一つの危機であるというふうに私は考えるわけでございますので、そうした前提を踏まえてまず法務大臣にお尋ねを申し上げたいのは、法務大臣はロッキード事件ということについてそれをどういうふうにお考えでありますかということが第一

一でありますし、その捜査の全体の過程におきまして検察行政というものが適正に行われたというふうにお考えかどうか、こういうことをまず最初にお尋ねをさせていただきたい、かように存じます。

○嶋崎国務大臣 今回法務大臣という非常に重要な役割を示す大臣を仰せつかったわけですが、今お尋ねのように、非常に政治的に大きな問題になっているロッキード事件についてどういう感覚を持っておるかということでございます。

御承知のように、この問題につきましては第一審の判決が出ておるわけでございます。そういう過程で検察側は検察側としていろいろな立証に努力をして今日までまいったわけでございます。また、裁判所におきましても検察側、弁護側その他の意見も、また本人の事情聴取等も十分行いまして、そして第一審の裁判の判決が出ておる、そういうような状況でございます。今は控訴審に進んでおるというふうなが実態であるわけでございます。したがって、これらの問題につきましましてはやはり十分な裁判の確に行われていくということがまず第一番目に大切なことであろうというふうに思いますし、それから法務大臣としてもそういう裁判が今係属されているという事態を十分認識して対応しなければいけないというふうな思っておるわけでございます。

二番目に、そういうことに対してどういうような感覚かというふうなことでございますが、御承知のように、法務大臣は検察行政一般につきましましてそれを指導監督する権限を持っておるわけです。国務大臣として国会に對しまして行政権を円滑に遂行していくという責任を持っておるわけでございます。検察行政につきましても法務大臣としてそういう責任を持っておることは当然であるというふうに私は思うのでございます。

しかし、裁判の制度、司法権というのは三権分立というふうな建前から独立的な存在になっていることは皆さん方も御承知のとおりでございます。そういう事態でございますから、それに対応し

て、検察行政もある程度独立性というか、そういう特異な存在であるということに對する対応を考えていかなければならぬということもまた当然であろうというふうに思っておるわけでございます。そういう考えからしますと、法務行政の運用につきましましては、どこまでも不偏不党、公正公平な立場で裁判が進行されていきますような努力を続けていかなければならぬというふうに思っておるわけでございます。

ただ、そう申しますと、両方の関係はどういうぐあいに調整するのかという御意見も出てくると思うのでございます。したがって、御承知のように、検察庁法の中での規定もありますように、一般的に指揮監督権はもろろ法務大臣としての確に行つていかなければならない。しかし、個々の案件のいろいろな調査とかあるいは公訴あるいはその遂行につきましましていろいろ物を言うという点になりますと非常に問題がある。したがって、そういう場合には検事総長を通じて物を言うという建前になっておるわけでございます。そういう点を十分認識をしてこの問題にも対処をしていかなければならぬというふうに思っておる次第でございます。

○稲葉誠委員 私のお聞きしたしております後段ですね、この事件についての検察庁のやり方といたしますか、捜査といたしますか、そういう全体が適正に行われたというふうにはお考えですかどうかというのを私は第二にお尋ねしておるつもりなんです。

○嶋崎国務大臣 ただいま稲葉先生からお話のありました点でございますが、検察行政、これがどこまでもだれの目で見てもやはり客観的に公平であるということが一番望ましいことだと思つて、また、それに対応するところのいろいろな根拠規定というものがあつたわけでございます。従来、私は引き継いで間がないからよくわからぬといへばそうかもしれませんが、日本の検察行政につきましましてはそういう点に十二分の配慮をして今日まで努力をしてきたのに違ひないと思つて、ま

た、私は現在もそうであるように指導もしておるし、現にそういう状態にあると思つておるような次第でございます。

○稲葉誠委員 私は一般論をお聞きしたいとおるわけではなくて、ロッキード事件に関する捜査に關して適正に行われたというふうにあなたは信じておられますかどうかということをお聞きしておるわけですよ。

○嶋崎国務大臣 適正に行われておると信じております。

○稲葉誠委員 私は最初にお断りいたしましたように、言論の自由というものを最大限尊重する立場にあります。これは当たり前のことなんです。しかし、現に行われておる裁判について、一つの政権党が介入するのとき印象というか疑惑といふか、そういうふうなものを国民に与えることは慎むべきことである、私はこういうふうな考へておるのですけれども、大臣はいかがお考へでしょうか。

○嶋崎国務大臣 議院内閣制によつて仕事をやっておるわけでございます。ある意味ではそれらの連関関係がないというわけではないと思つて、けれども、しかし、政権政党であるだけに、その処理につきましましてはやはり十二分に配慮をしてやらなければいけないというふうに思つておる次第でございます。

○稲葉誠委員 政権党で何とかという委員会ができたわけですね。正式の名前は長い名前ですがあらあれですけれども、その中で特に問題となつておりますのは、私が問題にすることです。それは、ロッキード事件に關連をいたしまして、現在のその被告人の方、その方をも呼んでいろいろ聞きたい。いろいろ聞きたいというその中身は、私の仄聞するところでは、今はもう故人になられた方がいろいろその人に対して言われたとか言われたとかということを中心にしてゐるらしいのです。これは私の仄聞ですよ。

ですけれども、いづれにいたしましても、現に裁判の被告人の方を呼んで何を聞かれるのかよく

わかりませんけれども、それを呼ぶということ、もうそのこと自身で国民に對して大きな疑惑といふますか、政治の裁判に對する介入である、政権党の介入であるという疑惑、印象というものを与えるものである、私はこういうふうな考へるのですが、国民一般はそういうふうにお考えだと思ひますけれども、大臣はどうお考えでしょうか。

○嶋崎国務大臣 現にそういうことであるのかどうかということをお私は一度も承知をしておりませんから、全くそういうことは承知をしておりませんけれども、御承知のように、先ほど来お話し申しましたように、法務大臣でも個々の案件につきましましては、個別的な問題については非常に慎重に扱わなければならない、そういう意味であらう規定があるわけでございます。

したがって、現に裁判が係属をしておるというふうな案件につきましまして、個別的にそれを処理するといふことは、我々の立場から見ますと、適當ではないのではないかと今思つております。特に法務行政に絡む問題があるとするならば、私人としても卒業された人をお呼びになるというふうな形よりは、現に法務のお仕事を担当している法務省の方々が説明をするというふうな方が的確な処理ができるのではないかと、私は一方そういうぐあいにすら考へておるような次第でございます。

○稲葉誠委員 それは既に法務省の審議官を呼んでおられるわけですね、いろいろお聞きになつておられますけれども、それはそれとして、ちょっとこれ、今私の申したことは新聞で報じられてゐることです。それからいろいろ資料を拝見いたしております。何を聞こうとしているのか大体見当がつくわけですね。そういうふうな目的で現に裁判中の被告人を呼んで、そして現に進行中の裁判を、率直に言いますと有利にしようという意圖のもとに仮にやられておるとするならば、そういうふうな常識的にとれるということになれば、これは政権党としてやるべきことではない、

私はこういうふうに考えるわけですが、結論だけで結構ですけれども、大臣としてはいかがでしょうか。

○嶋崎国務大臣 結論と言われましたけれども、私もよく内容は承知しておりますが、もともとは人権上の問題というのを中心に、御承知のように再審問題あたりが非常に大きな問題を投げかけまして、そういうことを中心にして発足をした委員会だというふうに関接的に聞いておるわけでございます。したがって、御想定のようなことをお考えなのかどうかということも、先ほど申し上げましたように全く知っておりません。

したがって、仮定の上の議論に相なるわけでございまして、仮定の上で、そういうことをお考えになって個別の事件について、何というか介入的な印象を受けるようなことをやっていたことは好ましくない、私はこういうふうに思っております。

○稲葉誠一委員 この問題につきましては、私は最初にくどくど言っておりますけれども、言論の自由というものはもう最大限尊重する、他党のやっていることに介入するつもりは全くないということとは再三申し上げているとおりですけれども、ちょっと今最初に言われた再審によります人権問題をとり上げる、これはもう結構なことなんです、そこら話でだんだん別の方にやってしまっているわけですよ。特定の裁判を有利にするために援助をする方向に向かっているような印象を私は受けるわけですが、いずれにいたしましても、きょうの直接のあれではございませんので、この程度にさせていただきます、その後の推移を見させていただきます。

いずれまた予算委員会なり何なりで質問をするということになるのではなからうか、こういうふうに考えておる次第でございます。(「そうはいかぬ」と呼ぶ者あり) いろいろ今雑音が入っておりますけれども、これは今後の推移を見ないとわかりませんから、推移を見た中で問題がまただんだん出てくると思います。この委員会でも出てまい

りますし、それから予算委員会その他でも出てくるというふうに思っております。

そこで、質問を交えるわけでございますけれども、内閣法制局にお尋ねをいたすわけですが、それは、定数は正をめぐりまして最高裁の判決があった。その後、高裁の判決が各地で起きておるといふことでございまして、その全体を通じて、言っておることの最大公約数といふんです、それは一体どういうふうな理解をしたら一番正しいでしょうか。

○前田政府委員 数多くの判決の定数配分規定に關します合憲、違憲の判断基準につきましては、基本となりますのは五十一一年の最高裁判決があると思ひますが、これを要約して申し上げますならば、国会が定められた具体的な選挙制度のもとにおける投票価値の平等が憲法の選挙権の平等の要求に反することとなるかどうかは、その不平等が国会の裁量権の行使として合理性を是認し得るものであるかどうかによって決するはかばかしいというのが第一点でございます。

それから第二点といたしまして、上記の不平等が憲法の要求に反するに至った場合に、人口の異動の状態をも考慮して憲法上要求されている合理的期間内における是正が行われないときに、初めて定数配分規定が違憲と断定される。したがって、投票価値の不平等が選挙権の平等に反することになるかどうかというの、合理性が是認されるものであるかどうかということ、それから、その状態が違憲となったからということと直ちに違憲となるのではなくて、その改正のための合理的な期間内に改正されたかどうかという二点によって決定されるべきであるというのが基本であると存じます。

○稲葉(誠)委員 私のお尋ねいたしておりますのは、それは最高裁のあれですが、各高裁で判決が出ています。多少ニュアンスは違いますがね。違いますけれども、その中で全体に法律的に共通しておるものは一体どういうことなんでしょうか、それをお聞きしているわけです。

○前田政府委員 もちろん各判決によりまして多少のニュアンスの差はございますけれども、議員定数の配分に関しまして一番基本となりますのは、各選挙区の選挙人数または人口数と配分議員定数との比率の平等が最も重要な基本的な基準とされるべきものであるというのが基本命題であると存じます。

○稲葉(誠)委員 そういう最高裁の判決、高裁の判決を受けて、これは内閣法制局としての見解ですが、どういう法律をば作成といふんですか、どういふふうな言ったらいいでしょうか、あれされたならば、こうした違憲の判決といふか、そういうようなものを避けることができるというふうにお考えなんでしょうか。

○前田政府委員 議員の定数配分規定の改正問題につきましては、各党間において御議論が深められ、近く国会におきましても御審議が行われる段階にあると考えられますので、この段階におきまして行政府に属します者がとかくの見解を申し上げることは差し控えるべきだと存じますが、あえて一般論として申し上げますならば、先ほど来引用させていただいております最高裁判決を前提として考えました場合、国会におきまして通常考慮することのできる諸般の要素をしんしゃくされまして、一般的に合理性を有するものと認められる議員定数の配分が決定されますならば、違憲の問題は生じないというふうに考えております。

○稲葉(誠)委員 それは抽象論としてはそのとおりで、今の段階でそれ以上のお答えはできないわけですね。法案が出てくるわけでもないし、それが政府提案になるか議員提案になるかわからないわけですから、今の段階ではそれ以上のお答えはできないでしょう。それはわかるのですけれども、そうすると、私の疑問といふんですか、お聞きしたいのはこういうことなんです。ある暫定的とも考えられる案をつくって仮に出して、それがあれされたとしても、来年の十月一日に国勢調査がありますね。それとの関連でまた直さなければならぬ問題、また最高裁なり高裁

の判決と同じようなものが出てくる可能性というものが十分あるのではないのでしょうか、こういうことですね。だから、今直したところで、また同じ状態のものが判決の中に出てくる可能性が直し方によっては考えられてくるのではないのでしょうか、こういうことを聞いておるわけですね。

○前田政府委員 先ほど来申し上げておりますように、議員定数の配分に関しまして基本的な要素は、各選挙区の選挙人数なり人口数と配分議員定数との比率の平等でございます。ところが、この問題は、御指摘のように人口の異動によって変動することになりますから、人口の異動との関係におきまして常に検討されなければならないという宿命を持っていることは御指摘のとおりと存じます。

○稲葉(誠)委員 私の考えは、これはまたここで今あなたと議論してもあれですけれども、定数は正で、ある暫定的なことをやっても、もうすぐそれをやっても別のところは直らないわけですから、別のところで憲法違反の問題が起きてくるという、部分的にじゃなくて全部が無効になってしまうから、そうでしょう。それからまた来年に、今から言う再来年になるか、そのころになると、また憲法違反の問題が出てくるのですよ。

だから、抜本的な改正をしなければ全然意味がないというか、国民にこたえることにならないのではないかと、私には考えているわけなんです。もし内閣法制局としてそれについてお考えがあればお答え願いたいし、いや、それは内閣法制局は今の段階で聞かれても無理だということ、これはそういうふうなお答えでも結構です。

○前田政府委員 議員定数の配分の決定に当たりましては、最高裁の判決も判示しておりますように、人口要素以外にも諸般の要素を考慮すべきであるという点が認められているわけでございます。そのような諸般の考慮すべき要素をどのように考慮されるかというのにはまさに国会の御審議に

係るところだと思ひます。

その点から申しまして、ある程度の裁量の幅というのがありますから、計数的な意味での不平等が直ちに問題になるということではないかと存じますけれども、私たちといたしまして現段階で具体的な案を持ち合わせておりませんことをお許しいただきたいと思ひます。

○稲葉(誠)委員 これは通常国会が再開されれば大きな問題になってくるのであります。これ以上今の段階で内閣法制局にお聞きいたしまして、それは率直に言ひまして無理だというふうには私は考えますので、この程度で法制局関係の質問は終らせていただきます。

それから、ついでと言つては恐縮なんですけれども、選挙のことに関連して、比例代表制度で福祉党の方が移られたということについて、条文が読みましてもよくわからないのです、非常に難しい条文で。しかし、それは議員立法なんだから自分の方に聞かれても困ると自治省の方は言われるかも知れないけれども、それは自治省の方で答えてください。それが一つ。

もう一つの問題は、比例代表で当選しなくて効力を持つている人がいますね。その人が次の、六十年一年になりますか、比例代表に出て当選した場合に、一体この前の方はどうなるのか。あるいは衆議院に出て当選した場合、出た場合、当選した場合、いろいろあると思う。あるいは知事選挙に出て当選した場合と前の方は一体どういうふうになるのか。どうもこれはわかつたようなわからな

いところで、私は説明を聞いて大体わかりましたけれども、疑問を持つている人が相当いるわけですね。ですから、ちょっとその点についてお答えを願ひたい、こういうふうに思ひます。

○浅野説明員 第一点でございますけれども、比例代表で当選された参議院議員の方が党籍をかわるとかあるいはある党を出になるとかいう場合にどうかという事は、そういうことをされましても議員の身分を失うという規定はございませ

んわけですから、そういう意味で議員の身分を失うことはないという事でございします。

それから第二番目でございますが、比例代表選挙で名簿に登録された方、当選人となられた方は別にしまして、順番がそこまで来なかつたためにいわば当選人とならなかつた方のことを考えまして、その方が例えば衆議院議員に立候補されるということ、これは何の制約もございしません。これはもちろん自由でございします。

それから、今度衆議院議員にその方が当選された場合も、衆議院議員としての当選そのものは別に問題ないわけですが、ただ、比例代表の方も名簿登録者になつておられるわけでございますから、繰り上げが行われたために衆議院の方から参議院の方と両方公職を持つようなケースも起こり得るわけでございます。そういう場合がどうするかという問題は当然起こるわけですが、その場合は御本人の選択によつてどちらかに決めたいだくという形になるという事でございします。

基本的にはそういうふうにお考えいただければよろしいのではないかと思ひます。

それからなお、そういう別の公職におつきになつても、名簿登録者としての地位そのものは別になくならないという事でございします。名簿に記載しておる人であるという事は変わらないという事でございします。

○稲葉(誠)委員 私はどうもその点よくわからな

いのです。ほかの選挙、例えばこの次の比例代表選挙に出て当選したときには、当然前の比例代表の方の効力は失うわけでしょう。これは同じ参議院議員選挙だから当たり前の話でしょう。衆議院の場合は今言つたところですけれども、私はその場合は、これは議員立法だからどうもちょっとあれですけれども、ほかの選挙に出たこと自身でもう既に比例代表の地位を失うというのが理論的にはやはり正しいやり方ではないかというふうに思ひます。それで、これは森先生だつてみんなそう言つてゐる。私もそう思ひます。よ、やはりどうもちょっとこの法律はおかしいの

だ。まあそれはそれとして……(発言する者あり)しかし、自治省に聞いたつて無理だよ。これは自治省がつくつた法律じゃないもの。

とにかくこの法律はそういう点にいろいろおかしな点があるのですが、それはそれといたしまして、いずれどういふふうになるかわかりません。せっかくできた法律ですから、衆議院の方で参議院の法律について余りこれ言うのもこれまたまずいですが、この程度にしておきますけれども、どうも何だかよくわからないというか、そういう点が残つてきます。その点だけを指摘させていただきます。

きょうは裁判所と法務省の方の質問でありまして、余りほかの方へ行つちゃつてもまずいですが、それでお聞きするのですけれども、まず裁判所にお尋ねするのですが、裁判官会同というのがあるわけですね。これはどういう目的でやられるわけですか。

○山口最高裁判所長官代理者 稲葉委員よく御承知のとおり、裁判官が裁判事務を処理する過程におきまして、手続上の問題であるとか実体上の問題につきましてもいろいろ悩むわけでございます。そういう事件処理の過程において抱えておりますいろいろな問題点につきまして、裁判官が一堂に会しましてそれぞれ持つてゐる問題点を出して、それについてどういふふうに考えればいいのか、いわば自由な意見交換をいたしまして、そういうふうな意見交換を通じて裁判官の知識を深めていく、いわば裁判官の研究あるいは研さんが裁判官会同の目的でございします。

○稲葉(誠)委員 じゃ、それに対してどうして最高裁判所が出席するわけですか。

○山口最高裁判所長官代理者 中央で行われます裁判官会同は最高裁判所がいわば設営の準備をいたしまして、それに関連するいろいろな資料の準備等もいたしまして、それで出席されました裁判官にそれを提供していろいろ御説明を申し上げる、そういういわば会同を支える役割を果たしておるといふ事でございします。

○稲葉(誠)委員 会同を支える役割はいいですよ。そこで出てくる問題というのは、裁判官が抱えておるいろいろな問題でしょう。その問題を出してきるときに、最高裁は一体どういふ答えをしているのですか。そこが問題なんです。

○上谷最高裁判所長官代理者 若干会同、協議会の具体的な中身かと存じますので、私の方からお答えさせていただきます。

今、最高裁判所の事務当局が答えるというお言葉でございしたけれども、先ほど総務局長から御説明いたしましたとおり、この会同あるいは協議会は各裁判官の研究が中心、したがって各裁判官の意見交換がもちろん中心でございします。

ただ、私も事務当局といたしましては、たまたま各地の裁判例あるいは学説その他刊行物、資料等を地方よりもより入手しやすい立場にございします、それから全国の裁判所のいろいろな事件の係属状況等もわかる立場にございします。で、そういうふうな立場で皆様方の御協議に参考として私どもの方で手持ちの資料を紹介し、論点を整理し、場合によつては意見を申し上げるということもあるわけでございます。決して私どもが各裁判官の質問に答えるというわけではないことを御理解いただきたいと思います。

○稲葉(誠)委員 今あなたが言われた、場合によつては意見を申し上げるという話が出ました。それが大事なことですね。具体的に今までの会同の中で最高裁側としてはどういふ意見を言つたことがあるのですか。

ちょっと質問が広過ぎるからあれだと思ひますけれども、実は、労働事件の裁判官の会同もことしやつたことがあります。そこでいろいろな問題が出た。ある電機会社の人員整理の問題などについてその裁判官は非常に悩んでおられたのでしよう。そして、そのことについていろいろ問題が出たわけで、そうすると、最高裁側があなたが今言われた意見を言われたわけですね。そうしたらば、今までやつていたのと違つた形で、その最高裁の意見に従つて変わつてしまつたという例が具

こういう仕組みになっているわけでございます。もちろん地裁の所長方におかれましては、そういうふうなそれぞれの裁判官の事件処理に関する統計というものはある程度は御存じではないかというように考えておりますけれども。

○稲葉(誠)委員 ある程度は言わなければならないわけですから、またまたものができないわけですから、それで所長が裁判官を呼ぶんじやないですか。あなたのところはもう未済が多いぞとか何とかいって呼ぶと、ハッスルして急いでやるということになってきて、結局、所長は高裁の方に顔を向いている、また最高裁の方に顔を向いているということになって、国民不在ではないにしても、とにかくそういう点でいろいろな弊害といえますか、そういうのが出てきているように私は感じられるのですけれども、それはまたいざあれしすけれども、どうも所長の役割というものは私よくわかりませんね。

それから、裁判官の成績がいいとか悪いとか、あるいはできるとかできないとか、それはどこでわかるのか。高裁にあれば、控訴して記録を読めば、これは大体わかりますね。僕らでもわかるくらいだからわかりますけれどもね。

それはそれとして、せっかく入管局長おいでですから、お聞きしたいのですけれども、実はこのごろになりました、今も裁判が起きているのは別として、永住権を日本に持つておる人の場合は、従来、再入国について、指紋を拒否していても、指紋を拒否というか、指紋を留保というか、どっちでもいいのですけれども、再入国が許可になっているのに、近ごろ再入国を許可しないということが起きている。これは法務大臣、聞いておいてくださいよ。法務大臣が再入国許可しないのですからね。法律的にはあなたが許可しないことになっているのですよ。そうでしょう。そういうのが近ごろふえているわけでしょう。これはどうもおかしい。

今までは指紋の押捺拒否ないし留保していても、それについて再入国を認めていましたね。そ

れを近ごろになって許可しないということが出てくる。これに対して裁判が起きている。これはい

わゆる他事目的でこういう処分、不許可にする、報復的な処分だということに考えられるわけじゃないですか。

実はこれは東京高裁の判例がありましたね。建国二十周年で向こうへ行く、朝鮮民主主義人民共和国へ行くときの処分についての裁判がありましたね。十五民事部かな、近藤亮爾さんのところの判決がありますね。あれから見ると、憲法二十二条では、日本にいる朝鮮人でもそれについては憲法二十二条の適用があるんだ、それを制限するためには政策及び公益上の理由——公益というか公共の福祉というか、それが必要だということの判決がありますね。だから、そういうようなときに、指紋の押捺をしないからといってどうして報復的に再入国を不許可にするのですか。これは問題ですよ。

この点について、ある程度事実関係や何かはずちょっとあなたの方から答えてください。

○田中(常)政府委員 お答えいたします。

指紋押捺拒否者が現在再入国許可を申請した場合においては、入管局としてはこれを許可しない方針でございます。この指紋押捺拒否者というのは、在留管理上非常に重要な法律である外国人登録法というものに規定された義務を履行しない人にごさいます。我が国の出入国管理行政上非常に重大な問題であり、これを見逃すわけにはいかない次第でございます。したがって、そのような人が再入国許可を申請した場合においては、人道上やむを得ないような事由がある場合以外においては、これは許可しない方針でございます。

ただいま委員が、昭和四十三年のケースでござい

それから、私自身、外国人というのは日本へ入る入国の自由があるとは考えておりません。したがって、それを入国させるか否かというところは入管の裁量の問題であり、これは何も我が国だけでございまして、世界各国においても認められた考え方、そういうふうに考えております。

○稲葉(誠)委員 今の訴えの利益なしとして最高裁で却下された。そのとおりですよ。訴えの利益といつたって一定の目的の日にちでなければあれは意味がないわけですから、その日にちは過ぎちゃった、だから訴えの利益がないといって却下されただけの話でしょう。だから、高裁なりなんなりに出ている、今の憲法二十二条が適用になつて、それを制限するためには政策なりあるいは公共の福祉に著しい違反がなければだめだということと生きているわけですよ。そういうふうな、ごまかしという語弊があるかも知れぬけれども、そこが知らない人だとそれで済んじゃうわけですよ。そういうごまかしに近いような答弁をしてはいけませんよ。訴えの利益がないというのは、そういう意味でやられたわけでしょう。

だから、今言った指紋押捺を留保したか何かしらぬけれども、今までは再入国を認めていたじゃないですか。それを今度は認めなくなつたという事実はあるのかないのかということですよ。そういうことはちゃんとしなくてはだめですよ、ごまかししては。

○田中(常)政府委員 今御指摘の最高裁のケースでございまして、委員御指摘のとおり、いわゆる建国記念日の日を過ぎてしまったために訴えの利益がないということで、これはそのとおりでございます。しかしながら、一審及び二審においてそういう考え方が示されたけれども、最高裁に於いてそれはそのとおりであるということが決まったわけではございませんで、また一審及び二審の考え方は私としては承服できないということにごさいます。これは出入国管理行政上非常に重大な問題をしなければならぬ、指紋押捺を拒否

したという人はやはりマイナス要因としてこれを配慮しなければならぬ、これは日本国にとって明らかに好ましくない行為でございまして、だから、私としてはこれは再入国を許可をするわけにいかないということでございます。

これを非常に簡単に申し上げると、例えば在外公館においてある外国人が日本国へ入国ビザが欲しいという申請をしたとしまして、それで、その人が、私は日本国へ行つたら日本の法律は一切守らないつもりだというのは、これは在外公館としてはビザを出すわけにいかない。実は再入国というのは、一遍外へ出てそして再び入国をする、本来なら実は入国申請を改めて在外公館にすべきなんですけれども、長いこと日本にいる外国人が短期間外国へ出て、そしてまた日本へ帰つてくるというときに、一々またもう一遍在外公館に行つてビザを申請するというのも外国人にとつて不便だろうということでワンセットで再入国の許可をしたわけでございます。

したがって、外国人が日本国から出ていくということはこれはもう別に問題ないのでござい

ますけれども、再び入国したいというときには、その人がどういふ人なんだらうということを考えてしかるべきじゃないか、そう思つております。

○稲葉(誠)委員 今の話でいろいろ違つてくるがあるのですよ。私の聞いているのは、今まで指紋の押捺について拒否か留保かちよつとはつきりしないけれども、していても再入国を認めていた例があるでしょう、こう言っているのです。それについて今度再入国を認めなくなつたというのは、来年の春から始まる、実際には八月か九月になるでしょうけれども、三十数万人の切りかえがありま

な計画なり何なりというものを明らかにしていた
だきたい、こう思います。

○山口最高裁判所長官代理者 簡易裁判所の適正
配置の問題につきましては、御承知のとおり、こ
の六月に日弁連、法務省、最高裁で行ってお
ります三者協議会で正式の議題として取り上げら
れました。あと七月、九月、十月、十一月と毎月
協議を重ねていこうとご意思です。簡易裁判
所の適正配置をどのような基準で考えていくか、
それからどのようなスケジュールで実施していく
か、これは非常に難しい問題でございまして、い
つも申し上げておりますように、法制度のいわば
基礎にかかわる問題でございまして、国民各位の
御理解もいただかなければならない問題でござい
ます。

そこで、裁判所といたしまして、現在非常に交
通事情がよくなっております。隣接簡裁への所
要時間というものが短くなっております。かたが
た、裁判所によりまして非常に事件の多い裁判所
もございまして、極端に事件の少ない裁判所も
ございまして、大体事件数とか隣接庁への所要時間
あたりをめぐって考えてはどうだろうかというよ
うなことも申し上げておるわけでございまして、
でも、まだ具体的基準をかくすべしというよう
なところまで議論は着詰まっております。した
が、いまして、今の段階で裁判所といたしましてこ
ういう基準でこういうスケジュールでやるという
ところまでは詰まっております。今後さら
に慎重に協議を重ねていきたいというように考え
ているところでございます。

○稲葉(誠)委員 今のお話の中で、国民各位の合
意を得てという話がありましたね。それはどう
いう言葉だったか、十分な合意と言ったのか、十
分というのがなかったのか、いずれにしても合意
を得てというお話がありましたけれども、その点
は間違いないことですね。

○山口最高裁判所長官代理者 この問題は非常に
難しい問題でございまして、裁判所の集約化に賛
成なさる方もおられますし、反対なさる方もい

らっしゃるかと思えます。したがって、私ど
もいたしましたし、裁判所の集約化の必要性、
適正配置の必要性について十分御説明申し上げま
して、十分な御理解をいただけるように努めてま
いりたいというように考えておるわけでございま
す。

○稲葉(誠)委員 私がいろいろ聞いたところで
は、簡易裁判所を廃止することが、それをやった
所長が、あの所長は行政的な手腕がある、あの所
長は立派な、と言うか言わないかは別として、と
にかく行政的な手腕があるということ、最高裁
側から見ると評価が上がるということ、私はあち
こちで聞くのですよ。これはちょっと筋違いなの
で、そういうふうなことはあるのですか。

○山口最高裁判所長官代理者 裁判所法が制定さ
れました後、下級裁判所の設立及び管轄区域に関
する法律が制定されました後現在まで、具体的に
廃止になりました庁は、稲葉委員御承知のとおり
、例えば札幌高裁函館支部とか、若干はござい
ますけれども、今おっしゃっておられますのは庁
舎の老朽化等に伴いまして簡易裁判所の事務を移
転する、それをおっしゃっておられるのだらうと
思いますが、事務移転に非常に御尽力いただきま
した所長さん方もいらっしゃるわけでございま
すけれども、それは所長として司法行政事務の一環
としてそれをおやりになったわけでございまして
、そのことによりまして特に評価をするとかし
ないとか、そういうわけではございませんで、着
実に御自分の職責を果たしていただくというよう
に私どもは評価いたしております。

○稲葉(誠)委員 だから、着実に所長の職責を果
たすという所長の仕事というのは一体何なのか、
これはまた僕にはよくわからないのですよ。これ
は前から何回も言っておるけれども、わからない
のですな。何が裁判所長として着実に職責を果
したことになるわけですか。

○山口最高裁判所長官代理者 一般的にお答え申
し上げるわけでございますが、所長の役割は何か
というふうに仰せになりますと、甚だ抽象的な申

し方で恐縮ではございますけれども、裁判所法上
は、司法行政の最終的な主体である裁判官会議を
総括するというふうに定められているわけでござ
います。ただ、現実には、裁判官会議をそう頻繁
に開くことも困難でございまして、司法行政上の
問題の多くは迅速に対応する必要があるわけでござ
います。例えば職員配置あるいは指導監督、
庁舎の維持管理、予算の執行等を裁判官会議の
委任のもとに処理する責任を負っているわけでござ
います。

一言で申しますと、それぞれの庁におきまして
裁判事務が円滑、適正に遂行されるように側面か
ら種々の配慮を加えていくというのが所長の役割
でございまして。

○稲葉(誠)委員 それは法律に書いてあるし、説
明はそうなんですけれども、所長の実績というの
は一体何によって判断するのですかと聞いている
のですよ。それはみんなやっていると申しょ
う。わからないのですよ、それが。まあいいです
けれどもね。

だから、一つは、今の簡易裁判所の適正――適
正という言葉を使うのが、統廃合というのか何と
いうのか、それを円滑にやるのが所長の一つの業
績。それから一つは、未済事件をどんどん処理し
ていくのが所長の職責というように常識
的に考えられるのです。だから、このごろの裁
判の急ぐこと急ぐこと。

私は、民事事件がおくれるというのは裁判所よ
りむしろ弁護士が怠慢なのが多いと思うのです
よ。弁護士がその日の朝になって準備書面を書い
て出して、そんなことをやっているからおくれる
ので、前もってちゃんとやっていたらそんなにおく
れつけないのですよ、裁判は。ここには弁護士い
ないですから大丈夫ですけれども、そうなんです
よね。これは依頼者の関係もあれですけれども、
前もってちゃんと準備していけばほとんど裁判は
進むのですよ。

例えば、原告が訴状を出したときに、既にもう
第一回期日の前に刑事記録の取り寄せをやっている

で、それで第一回期日の前にコピーをとって送っ
ていくとか、相手方にやっていくとか何とかす
れば、どんどん裁判は進むのですから、弁護士が
怠慢で期日がおくれることが多いので、だから、
私は裁判官の責任だといつも言っている。た
だ、結審してから判決を書かないのは、一年も二
年もたつて判決を書くというのは裁判官の責任だ
ということは私は前から言っているのですけれど
も、とにかく急ぐのです、このごろ。

とにかく、ろくに証拠調べしないでしょう。証
拠調べの前に和解期日を入れちゃって、それで和
解だ、和解だと言っている。和解をやってくれ、
和解をやってくれと言って弁護士の事務所まで
電話をかけてくる裁判官がいるでしょう。和解を
やると早く事件が落ちて件数が減るからというこ
ともわかまされんけれども、とにかく余り急ぎ
過ぎて、そのことのためにかえって真実が発見で
きないというのか、そういう傾向が確かにあります
な。

そこで、私の聞いているのは、裁判官のいろいろ
な統計をとっているはずですよ。各裁判官別の
手持ちの未済とかの統計をとって所長のところに
出しているんじゃないですか。どうもそこそこ
、要領を得ないわけですね。はっきり言わない
のですけれども、どうなんですか、それは。

○山口最高裁判所長官代理者 統計の点につきま
してでございますが、私どもが全国的な立場から
司法行政を行ってまいります場合に、例えばある
庁において事件が多いということになりますと、
その庁の職員の増を図らなければならぬ。そう
いう司法行政上の必要から、民事事件あるいは刑
民事事件につきまして、新受、既済、未済というよう
な統計の報告はいただいております。

もちろん、その基礎になりますのは、各裁判官ご
との新受、既済、未済というふうなものが出てく
るわけでございまして、それは、それぞれ地方裁
判所あるいは簡易裁判所等におきましてそういう
データををつくられて、それをもとに庁ごとに
まとめたデータを私どもの方に送っていただく、

こういう仕組みになっているわけでございます。もちろん地裁の所長方におかれましては、そういうふうなそれぞれの裁判官の事件処理に関する統計というものはある程度は御存じではないかというように考えておりますけれども。

○稲葉(誠)委員 ある程度は言つたつて、各裁判官ごとの新受、既済と未済とがなければ統計がでないわけですから、まとまったものができないわけですから、それで所長が裁判官を呼ぶんじやないですか。あなたのところはどうも未済が多いぞとか何とかいって呼ぶと、ハッスルして急いでやるということになってきて、結局、所長は高裁の方に顔を向いている、また最高裁の方に顔を向いているということになって、国民不在ではないにしても、とにかくそういう点でいろいろな弊害といえますか、そういうのが出てきているように私は感じられるのですけれども、それはまたいづれあれしなくては、どうも所長の役割というものは私よくわかりませんね。

それから、裁判官の成績がいいとか悪いとか、あるいはできるとかできないとか、それはどこでわかるのか。高裁にあれば、控訴して記録を読めば、これは大体わかりますね。僕らでもわかるぐらいだからわかりますけれどもね。

それはそれとして、せっかく入管局長おいでですから、お聞きしたいのですけれども、実はこのごろになりました、今も裁判が起きているのは別として、永住権を日本に持つておる人の場合は、従来、再入国について、指紋を拒否していても、指紋を拒否というか、指紋を留保というか、どっちでもいいのですけれども、再入国が許可になっているのに、近ごろ再入国を許可しないということが起きている。これは法務大臣、聞いておいてくださいよ。法務大臣が再入国許可しないのですからね。法律的にはあなたが許可しないことになっているのですよ。そうでしょう。そういうのが近ごろふえているわけでしょう。これはどうもおかしい。

今までは指紋の押捺拒否ないし留保していても、それについて再入国を認めていましたね。そ

れを近ごろになって許可しないということが出てくる。これに対して裁判が起きている。これはいわゆる他事目的でこういう処分、不許可にする、報復的な処分だということに考えられるわけじゃないですか。

実はこれは東京高裁の判例がありましたね。建国二十周年で向こうへ行く、朝鮮民主主義人民共和国へ行くときの処分についての裁判がありましたね。十五民事部かな、近藤莞爾さんのところの判決がありますね。あれから見ると、憲法二十二条では、日本にいる朝鮮人でもそれについては憲法二十二条の適用があるんだ、それを制限するためには政策及び公益上の理由——公益というか公共の福祉というか、それが必要だということの判決がありますね。だから、そういうようなときに、指紋の押捺をしないからといってどうして報復的に再入国を不許可にするのですか。これは問題ですよ。

この点について、ある程度事実関係や何かはずちよとあなたの方から答えてください。

○田中(常)政府委員 お答えいたします。指紋押捺拒否者が現在再入国許可を申請した場合においては、入管局としてはこれを許可しない方針でございます。この指紋押捺拒否者というのは、在留管理上非常に重要な法律である外国人登録法というものに規定された義務を履行しない人でございまして、我が国の出入国管理行政上非常に重大な問題であり、これを見逃さすわけにはいかない次第でございます。したがって、そのような人が再入国許可を申請した場合においては、人道上やむを得ないような事由がある場合以外においては、これは許可しない方針でございます。

ただいま委員が、昭和四十三年のケースでございますか、地裁及び高裁において結審されたケースを御指摘になりましたが、これは最高裁において訴えの利益なしということで棄却されております、この地裁及び高裁の考え方は認められたと

それから、私自身、外国人というのは日本へ入る入るの自由があるとは考えておりません。したがって、それを入国させるか否かというところは入管の裁量の問題であり、これは何も我が国だけでございまして、世界各国においても認められた考え方、そういうふうに考えております。

○稲葉(誠)委員 今の訴えの利益なしとして最高裁で却下された。そのとおりですよ。訴えの利益はあったって一定の目的の日にちでなければあれは意味がないわけですから、その日にちを過ぎちゃった、だから訴えの利益がないといって却下されただけの話でしょう。だから、高裁なりなんなりに出ている、今の憲法二十二条が適用になつて、それを制限するためには政策なりあるいは公共の福祉に著しい違反がなければだめだということとは生きていくわけですよ。そういうふうな、ごまかしというか語弊があるかも知れぬけれども、まかしというごまかしに近いような答弁をしてはいけませんよ。訴えの利益がないというのは、そういう意味でやられたわけでしょう。

だから、今言った指紋押捺を留保したか何かしらぬけれども、今までは再入国を認めていたじゃないですか。それを今度は認めなくなつたという事実はまずあるのかないのかということですよ。そういうことはちゃんとしなくてはだめですよ、ごまかししてはいけません。

○田中(常)政府委員 今御指摘の最高裁のケースでございますけれども、委員御指摘のとおり、いわゆる建国記念の日を過ぎてしまったために訴えの利益がないということ、これはそのとおりでございます。しかしながら、一番及び二審においてそういう考え方が示されたけれども、最高裁においてそれはそのとおりであるということが決まったわけではございませんで、また一番及び二審の考え方は私としては承服できないということでございます。これは出入国管理行政上非常に重大な顧慮をしなければならぬ、指紋押捺を拒否

したという人はやはりマイナス要因としてこれを配慮しなければならぬ、これは日本国にとって明らかに好ましくない行為でございまして、だから、私としてはこれは再入国を許可をするわけにいかないということでございます。

これを非常に簡単に申し上げますと、例えば在外公館においてある外国人が日本国へ入国ビザが欲しいという申請をしたとしまして、それでその人が、私は日本国へ行ったら日本の法律は一切守らないつもりだというのは、これは在外公館としてはビザを出すわけにいかない。実は再入国というのは、一遍外へ出てそして再び入国をする、本来なら実は入国申請を改めて在外公館にすべきなんですけれども、長いこと日本にいる外国人が短期間外国へ出て、そしてまた日本へ帰ってくるというときに、一々またもう一遍在外公館に行つてビザを申請するというのも外国人にとって不便だろうということでワンセットで再入国の許可をしたわけでございます。

したがって、外国人が日本国から出ていくということはこれはもう別に問題ないのでございましてけれども、再び入国したいというときには、その人がどういう人なんだらうということを考えなければいけません。そういうことを考えての押捺拒否について拒否か留保かちよとはつきりしないけれども、していても再入国を認めていた例があるでしょう、こう言っているのです。それに、今年度再入国を認めなくなつたというのは、来年の春から始まる、実際には八月か九月になるでしょうけれども、三十数万人の切りかえがありますね。それを見て、そしてそれとの絡みで再入国を認めない、こういうふうに変わってきたんではありませんか。

したがって、あなたは東京高裁の判決を認めないとか何とかいいますが、認めないという言葉はどういうのかしらぬけれども、意見が違ふという意味かも知れませんが、それはもち

ろん確定した判決でもありませんけれども、それはそうかも知れませんけれども、だから、私の聞いているのは、前にやっていて今度やらなくなったではないか、認めなくなったではないか、それはどういう理由なんですか。来年の切りかえというものをにらんで、そして許可をしなくなったんだ、これは他事目的の行政処分ではありませんか、こう聞いているわけですよ。

これは大臣は行政科も司法科も両方通っておられるから詳しいでしょうけれども、後で考えておいていただきたいのですよ。これ、他事目的じゃないですか。そのことを目的とするのではなくて、別のことを目的とするためにやっているの、これは言葉をかえて言えば、報復的な行政処分ということになるのじゃないですか。

○田中(常)政府委員 指紋押捺拒否者が始まったというのは最近でございますけれども、指紋押捺を拒否した人に対して再入国を許可しないということを始めましたのは、外国人登録法が二年前に改正されて以来でございます。その以前におきましては、非常に数の限られた指紋押捺拒否者があつたというところでございますが、指紋押捺を拒否しても地方自治体はその人を説得する、そのうちに恐らく気を変えて指紋押捺をするのではなからうかというところで、恐らくその二年以前の前にあつたようなケースが一、二だと思ひますけれども、あつたのではないかと思ひます。しかし、この二年間、外国人登録法が改正されて以来は、このような人はやはり出入国管理行政上、非常にマイナスの要素であるということで許可しない方針でございます。

○稲葉(誠)委員 私聞いておりますことにお答えがないのは、今言ったように、東京高裁の第十五民事部ですね、近藤莞爾さんのところの判決を引用しましたね、私が代理人になってやったのだから、これはあなた、よく知っておりますけれども、あのとき国の代理人が近藤さんから釈明を求められて弱り切っていたのを僕は覚えていいます

よ。それはそうなんでしょう。あの中に書いてあるでしょう。憲法二十二条は適用があるのだと、そして政策なり、公共の福祉に反するか否かということによって判断するのだということが書いてあるのですね。今言ったように、具体的にどこにちに入っていることなんですか。単なる政策の問題ですか。どうなんですか、そこら辺。

そういうふうなときでも基本的に憲法で認められていることだというのなら、あなた、あの憲法二十二条には日本国民とは書いてないで「何人も」と書いてあるのじゃないですか、憲法二十二条は。当然、適用があつてしかるべきものじゃないですか。そういう古い考え方ではないのじゃないですか。これは大臣、今すぐというわけにいきませんけれども、よく研究しておいてくださいよ。憲法二十二条はたしか日本国民とは書いてありませんよ、「何人も」とたしか書いてあつた。ちよつと待つてくたさい。——「何人も」と書いてある。日本国民とは書いてないです。そうでしょう。

居住、移転の自由を有するわけですよ。「公共の福祉に反しない限り」と言つたつて、公共の福祉というものの考え方ですけれども、単なる政策の問題だけですよ、それは。だから、こういうふうなことにしては報復的な行政処分だと私は考へているわけですよ。しかし、それは今裁判で争われていることで、あなた方としてはあなた方の答弁をされているので、そのことについてこれ以上のことはお聞きしませんけれども、真つ向から憲法二十二条に該当しないとか、それからあの高裁の第十五民事部の判決は否定するとか——画期的な判決であることは間違ひありませんね、立派な判決だと思ひますが、そういう考え方は私は賛成しません。

この問題については、今後大きな問題になってきますし、それから来年にあなた、指紋押捺拒否がどんどん出てきますよ、現実問題として。大臣、期間を限つて五年間でしよう、限つて指紋押捺なり切りかえ申請する、そして、そのときに刑罰をもつてやるというのは世界で日本だけなんですよ。日本だけですからね、外国ではそういう法律がないのですからね。これは東大の大沼さんがそれをほつきり言つていますけれども、事実そうなんですよ。どうです、その点は。

○田中(常)政府委員 お答えいたします。諸外国の法令を調べますと、いわゆる切りかえ申請があつて、そのときに指紋押捺をはつきり明示的に規定してある法律というのは日本を除いてはポルトガルにあるだけでございます。それに準ずるものとしては、スペイン、ウルグアイ、アルゼンチンその他南米の数カ国でございますけれども、携帯する登録証明書に有効期間が明示されておまして、だから有効期間が切れれば切りかえ申請しなければいけません。それで、そして、この切りかえ申請する証明書には指紋押捺欄がございます。だから実態上指紋押捺をさせるということでございます。

それから、例えば米国のケースでございますけれども、米国の基本的な考え方は、入国申請するときに在外公館において十指指紋を押せ、それで米国内において指紋押捺しなければならぬという事態が生じた場合においては、そのときに同じように十指指紋を押せ、そういう考え方でございまして、米国のイミグレーション・アクトにはそれ以上のことは書いてございません。それじゃ、切りかえというものが米国のないのかといひますと、米国は非常に行政の強い国でございまして、行政の判断で実態上二年ないし三年ごとに登録証明書の切りかえが行われております。そして、米国は一時いわゆる米国内において切りかえするときに指紋押捺することについては廃止したことがあるのでございますけれども、一たび廃止しますと、非常に登録証明書の偽造、贋造、不正使用等がふえるということを発見いたしました。一九七七年から再び登録証明書に指紋制度を復活しております。これは米国のイミグレーション・アクトにはどこにも書いてござい

ません。したがって、いろいろ我々調べたところによりますと、行政がやりたいということ、外国人に対していかなる負担をかけるか、いかなる制限をするかというのは、これはもう国の裁量の問題である、そういうことで行政は新たに指紋制度を採用して、そういうことでござい

ます。ですから、委員のおっしゃる通りに、法律に書いてないとおっしゃられると、そのとおり書いてないの、でございますけれども、実際上やられておる、そういうふうに了解しております。

○稲葉(誠)委員 私の聞いておるのは、一定期間に登録の申請を義務づけて、切りかえを刑罰をもつて強制しているのは日本だけではありませんか、こう聞いているのですよ。ポルトガルとかなんとか言つたつて、それは違うんじゃないですか、具体的な事例は。刑罰をもつて強制している、こういう意味ですよ。

○田中(常)政府委員 お答えいたします。法律にはつきりそういう場合に刑罰が明記されているかという御質問については、されてはいるケースは私は今日まで見当たっておりません。しかしながら、実はその罰則というものはこういう形でやっておるわけでございます。例えば隣の韓国の事例なんかによく見えるように、在留を否定するということでございます。法違反をしている人は在留してはならないと結構であるといふことによつて実態上抑止している、そういうことでござい

ます。

○稲葉(誠)委員 これで質問を終わりますけれども、大臣、外国人登録法全体の問題、殊に来年に登録切りかえでしょう。来年で一番多いのは大体八月から九月ごろになるかな、そのころですね。そのころ大体三十七、八万、どのくらいありますかな、四十万まではいかないかも知れませんけれども、三十何万もあるわけですよ。そのときに指紋押捺の問題、それをするしないの問題でもつてこれは非常に大きな問題になりますよ。

で日本の国籍を離れた人が現実には多いわけですが、約五十万くらいかな、おるわけですね。在日外国人の八割はそうですから、それがえらい社会問題になつてまいります。これについては外国人登録法全体、それからその運用、こういうものについては十分大臣に研究しておいていただきたいと思ひます。

これは、事務当局は事務当局で、立場があるでしょうけれども、もっと大きないろいろな立場から大臣から考えていただきたい、こう思ひます。

○嶋崎国務大臣 たいま指紋制度の問題についていろいろお話がありました。我が国に在留する外国人を正確に把握をしてその同一性を確認することは非常に重要なことであると私は思つておるわけでございます。したがつて、現行の指紋制度は必要なものであるというふうに私は思つておるわけでございます。

とりわけ、あれは五十七年ですが、御承知のようににさきに制度改正をおやりになったときに、この問題についても随分御議論があつたというふうな聞いておるわけでございます。それらの事跡を、勉強期間が短いものですから、より一層勉強させていただきたいと思つておりますけれども、私は基本的にやはりこの制度というのは維持をしなければならぬというふうに思つております。

したがつて、基本的な方向はそういう考え方でございまして、今御指摘のありましたような非常に重要な切りかえ時期を迎えておる。それに関連して、さきに日韓の共同声明の中で、御承知だと思ひますが、慎重に検討を続けるというふうな言葉が入つておるわけでございます。したがつて、この点については、ただ単に言葉に書いたということだけではなしに、やはり慎重に検討を続けていかなければならぬというふうに思つておる次第でございます。

しかし、これは何も在日の韓国人の皆さん方だけの話ではなしに、やはりあらゆる国々の人にも全部公平に適用されるというふうな考え方で物を

考えなければならぬ性格のものであるというふうな思ひますので、御指摘のところは十分研究させていただきます。先ほど申しましたように、共同声明の考え方もありますので、引き続き研究させていただきますというふうに思ひます。

○稲葉(誠)委員 終わります。

○片岡委員長 天野等君。

○天野(等)委員 私の方から、最初に、議題になつております裁判官の報酬、検察官の俸給に関する改正案についてお尋ねをしたいと思います。

まず大臣、先ほどの提案理由の中でも、この法案について、人事院勧告の趣旨にかんがみて、一般政府職員の例に準じて給与を改善する措置を講ずるのだというふうな説明でございました。

今度の給与法案を見ますと、三・二ないし三・五%くらいの幅での給与の引き上げという形になつておりますが、なぜこういう数字なのかということについての根拠あるいは理由をお話しいただきたいと思ひます。

○嶋崎国務大臣 今天野先生からお話がありましたように、一般職の職員の給与に関する法律及び特別職の職員の給与に関する法律、そういうことを中心にしまして御承知のように人事院勧告が行われておるわけでございます。我々としてしましては、人事院勧告の制度、こういう制度がある以上はできる限りそれが十全に達成されるということが非常に望ましいことであるというふうに思つておるわけでございます。

しかし、今、日本の財政的な事情等、非常に難しい問題が山積をしておることは皆さん方御承知のとおりでございます。そういうこともありまして、いろいろと研究を重ねた結果、さきの一般職の職員の給与に関する法律あるいは特別職の職員の給与に関する法律に準じて引き上げたい、そうしたバランスをとつて、裁判官の報酬及び検察官の俸給につきまして、今御審議を願つていふような法案を提出したというのが実際のところでございます。

○天野(等)委員 この裁判官、検察官の給与に関する法律については、法務大臣が責任を持たれ

て、この内容について、数字についても提案をしていくということだろうと思ひます。提案の中にもありますように、今年度の人事院勧告、六・四四%という引き上げの勧告が行われておるわけでございますけれども、本来この裁判官、検察官等の給与についても人事院勧告に基づいて給与の引き上げが行われるべきものであるのかどうか、この点についてはいかがでございましょうか。

○菊池説明員 委員御案内のとおり、今回の裁判官の報酬の改定は裁判官報酬法の十條に基づくものでございます。十條の規定は、一般の官吏について生計費及び一般賃金事情の変動によつて給与改定を行う場合には、それに準じた改定をしろという規定になつております。

それから検察官につきましては、御存じのように、その職責あるいは任用資格等の関係から準司法官的な待遇が従前から行われてきておるということ、裁判官に準ずるという形になつておるわけでございます。今回、一般の政府職員につきましては、人事院勧告の内容とは幾分食い違いはございますけれども、人勅の趣旨を尊重し、かつ諸般の事情を考慮して改定が行われようとしておるということ、それに準ずるという形になつております。

憲法が相当額の報酬というものを裁判官について保障しておるわけでございますが、相当額の報酬というものの具体的な額につきましては、物価事情のみでなく、一般の給与水準、その中でも特に一般の公務員の給与水準、所得水準というふうなものとの関連を考へて相当額というものは決まつてくるものだと思います。したがつて、人事院勧告が給与の官民較差ということからある額を出した場合には、それも一つの事情でござい

ますが、それを考慮しつつ、一般の政府職員についてある内容の改定が行われたということに今度は準じていくという形になつておまして、人事院勧告も一つの重要な考慮要素とは存じますが、そのほかのものも考慮して給与改定の内容が決まってくるのではないかと思つております。

○天野(等)委員 人事院勧告以外の要素というのはどういふ要素を法務省としてはお考えになりますか。法務省としても人事院勧告というものを一つの要素として考へる、それ以外の要素も同じように考へたというふうにおしやるのですか。

○菊池説明員 私の申し上げ方がちょっと言葉が足りなかつたと思ひますが、法務省として今回の裁判官の報酬改定を行います基本は、裁判官報酬法の十條の規定でございまして、十條に規定するところの一般の官吏についての給与改定が行われたということによつて、それに準じていくという形で今度の改定を考へております。したがつて、もろもろの事情というふうな申し上げましたのは、その一般職の給与改定がなされますについてももろもろの事情をお考えになつて給与改定がなされたという部分について申し上げたつもりでございます。

○天野(等)委員 というのは、法務省としては何ら独自に給与について考へる法案に持ち込むことはできないんだということですか。

○菊池説明員 委員御案内のとおり、裁判官の報酬法においてそれぞれいろいろ具体的な額の定めがございまして、それぞれの額につきましては、ほぼそれに相当する号俸が特別職あるいは一般職の俸給表の号俸に同じ額が規定されております。従前から、裁判官の報酬の改定につきましては、法律十條の準ずるということの内容につきましては、その金額的に対応しておる一般の政府職員の改定の額に準じていくといういわゆる対応金額スライド方式というものがとられておりまして、それは裁判官報酬法の十條の規定あるいは憲法の規定からして十分合理性のあるものだと思ひます。

したがつて、一般の政府職員について俸給の改定が行われた場合にその対応金額で同率で改定していくというのが法律の趣旨だと思ひます。思つておまして、そういう意味で、準じて一般の政府職員の対応金額と同率の改定をしておるということになりまして。

○天野(等)委員 実際の給与表をつくるその手続をお開きしているのじゃなくて、給与表をつくるときに法務省として、これは法務省の責任においてでき上がっているものなのか、法務省がそれなりの考えでもってつくり上げていくものなのか、それとも内閣あるいは総務庁が決定すればもう法務省にとつては何の考えも差し挟む余地はないのだ、何の発言権もないのだという法案なのか、この点について私はお尋ねしているのです。この点、大臣いかがですか。

○嶋崎国務大臣 先ほど御答弁いたしましたけれども、御承知のように、人事院制度が現にありまして、それを運用していく場合に現下の非常に厳しい財政事情等がありまして、そして御承知のようにな金額でことは処理する、こういう建前になりました。それに関連しまして裁判官の報酬に関する法律に絡んで今御説明がありました十条の規定、これによりまして、「生計費及び一般資金事情の著しい変動により、一般の官吏について、政府がその俸給その他の給与の額を増加し、又は特別の給与を支給するときは、最高裁判所は、別に法律の定めるところにより、裁判官について、一般の官吏の例に準じて、報酬その他の給与の額を増加し、又は特別の給与を支給する。」こういう扱いになっておるわけでございます。

したがって、先ほど申し上げましたように、こういう財政事情でありますので、人事院勧告の趣旨を十全に実行できないということは非常に残念であります。それで決まりました一般職の職員に対する給与あるいは特別職の職員に対する給与、そういう給与体系が一応決まりましたので、決まった場合にはその例に準じて報酬を決めていくというのが基本的な考え方だ。裁判官の報酬の場合、そういう規定になりますから、それに対応するところの檢察官の給与についても一般の官吏の例に準じて処理をする。例がもう先行的に処理をされておりますから、それとバランスという権衡をとって決めていくということに相なるうかと思っております。

○天野(等)委員 裁判官の報酬については、基本的には、裁判官報酬法の十条でも、最高裁判所が「一般の官吏の例に準じて、報酬その他の給与の額を増加し、又は特別の給与を支給する。」というように形になっておりますけれども、そうすると、最高裁判所としてはどういうふうなお考えでこの給与表をお受けとめになっているのか、その点をお伺いします。

○櫻井最高裁判所長官代理者 裁判官の報酬の制度というものをどのようにするかというものは大変難しい問題でございます。この問題につきましましては、いろいろな考え方がございまして、例えば裁判官というものは、その職責上それほどの違いはないのだから余り細かい報酬の号俸の刻みをつくらないでわずかな号俸だけをつくっておくというふうな考え方、そしてまた、その号俸というものもうんと高いところに決めておくというふうな考え方、一方にありまして、また他方、現実の裁判官の任命状況を見ますと、裁判官は多くの場合は司法修習生から若い時期に採用されてまして、そしてほぼ四十年間というものの裁判官の仕事に従事するわけでございます。したがって、それが余りに少ない号俸の刻みではやはり裁判官の経験、能力というものを反映しないものになっていくというふうな問題もございまして。

現在の裁判官の報酬制度、その裁判官の現在の任命の状況というものと、裁判官の行政官とは一般的には違ったその職務と責任の特殊性というものを反映した形になっているのではないかと。すなわち、報酬の刻みもそれほど多い形にはなっておりません。判事で八つの段階、判事補で十二の段階に分かれておまして、それほど細かい刻みにはなっておりませんし、また、それぞれの号俸の額も、大体同年度の行政官と比較いたしますと相当な較差を持って定められております。

したがって、いろいろな考え方はあろうかと思ひますし、また、改善していく余地というのはあるのかもしれないが、現在の任用制度、裁判官の任命のシステムというものを前提とした

ます限り、ただいま御審議をいただいております裁判官報酬法は相当なものではなからうかというふうに受けとめております。

○天野(等)委員 いや、私がお尋ねしているのは、今回の報酬の引き上げについて、三・二ないし三・五％ぐらいの幅で引き上げの給与表がつくられておる。この給料表自体は、最高裁判所はどいういう形で閣下をされてつくられていくわけですか。その点をお尋ねしましょう。法務省が法案の提案者になつておるわけでございますけれども、恐らくこの内容については、裁判所の要請とか、そういうものがあつてでき上がつてくるものだと思うのですが、いかがですか。

○櫻井最高裁判所長官代理者 裁判官の報酬の改定の根拠と申しますのは、先ほど来菊池司法法制調査部長から御説明がございまして、裁判官報酬法の十条に基づきまして、一般の官吏について俸給その他の給与の額を増加し、あるいは特別の給与を支給するときは、最高裁判所が報酬その他の給与の額を増加、または特別の給与を支給する、これに基づいておるわけでございます。

裁判所といたしましては、具体的には、給与の改定の勧告が行われまして、一般の政府職員についての給与の改定が行われる段階になりますと、最高裁判所と大蔵省との間で折衝をいたします。もっとも、折衝と申しましては、先ほど御説明がございましたように、それぞれの裁判官の報酬の号俸は、それぞれ対応する一般政府職員の官職の報酬にスライドして上がっていくということになつておりますので、その上がっていく金額を確認いたしまして、そこで、その確認された各報酬の改定額につきまして法務省に立法の依頼をする、こういう順になつております。

○天野(等)委員 ということは、最高裁判所、司法部としては司法部の職員、しかもその最も中心的な裁判官の給与について、全く独自性を持たずに、行政府の言いなりのものであつていつでも通らなければならぬんだ、そういうふうなことになるんですか。そういうことではないために裁判官

の給与については、特に裁判官の給与についてのこの法案ができて上がつていくわけでしょう。それはもちろん、政府の一般官吏の給与に準ずるといふことにはなつていまして、しかし、予算措置等についても最高裁判所が直接大蔵省と折衝をされてお話しになる。それが恐らく司法部の独立の一番の基本だろうと思うのです。その上で成り立っているのが司法部の職員の給与だろうと思うのです。

ですから、それについて司法部としても、一般官吏に準ずるとはいいなが、司法部の職員あるいは裁判官の給与について何％これを上げなければならぬのかということについての考えは、これは裁判所としてもお持ちになるのが当然じゃないかと思うのですが、いかがですか。

○櫻井最高裁判所長官代理者 裁判官の報酬につきましては、憲法第八十条に裁判官は「定期に相当額の報酬を受ける。」というふうに定められております。問題は、そこに言ひます「相当額の報酬」というものがどのようなるものであるべきかということであらうと思ひます。これはずっと以前から裁判官の報酬と、それからそのそれぞれが対応する一般政府職員の俸給額をくらんで、それをスライドさせて上げていくというシステムをとつておるわけでございます。

問題は、その対応する政府職員というものをどういうふうにするかというところ、そのところがむしろ問題なのだろうと思ひます。委員のおっしゃつておられるのは、結局そういう対応する政府職員というものにそんなに縛られないでもう少し独自に決めてもいいではないかという御趣旨であらうかと思ひますけれども、これはいろいろな経緯から現在のような対応の仕方、例えば判事はすべて一番最下位の号俸を受ける判事であつても指定職の報酬を受ける政府職員と対応させるようになつておりますし、その対応の仕方は、私どもとしましては非常に高いところに対応させているというふうな理解いたしております。したがつて、現在の制度を前提といたします限り、このよ

うな報酬額の改定の仕方は相当なものであるというふうな考へておられる次第でございます。

○天野(等)委員 私に申し上げておられることとどうもかみ合わないのではありません、裁判官の報酬というものは、今もお話に出ましたように、憲法上相対的な報酬を与えなければならぬという規定があるからには、やはり司法の独立として非常に重要なものである。まずそれが第一にある、その上で給与を決めるための具体的な手続が、今までそれは一般官吏の例に準ずるといふことでスライドさせておられるというのは一つの技術論でありまして、なぜかというのを申し上げるかと云えば、今回のように、これは同じ行政の一つの部門ではあるかと思ひますけれども、ある程度独立した行政委員会的なあれを持った人事院が六・四四％の給与の引き上げが相当だといふ勧告をしてい

る。これは一般官吏についてです。

そういう状況の中で、最高裁判所が六・四四％の人事院の勧告を無視されて、それでなぜ三・二ないし三・五という給与の引き上げをなさっているのか、それを提案されているのか、その理由を私はお尋ねしているのです。裁判官については憲法上の原則があるからこそお尋ねしているのです。その点で答えをいただきたい。

○櫻井最高裁判所長官代理者 今回の報酬額の改定が人事院の勧告のとおりではなくて、それを下回って立案されているというはおっしゃる通りでございます。もちろん私たちが人事院の勧告どおりの改定が行われるというのを希望する気持ちは持っているわけでございますけれども、ただ、今回御審議いただいております法律案によりまして、裁判官の職務と責任に対応した報酬額、すなわち現在の報酬の号俸の刻みあるいは行政官の受ける俸給額との較差というものは十分に保たれておりますので、そういう意味で妥当なものとして受け取るべきものと考えているわけでございます。

○天野(等)委員 ちょっと口を滑らせたのかも申しませんが、人事院勧告どおりの裁判官に

ついでに給与の引き上げを最高裁判所は望んでいらっしゃるわけですか。それを望んでいるにもかかわらず、この法案では平均三・四％というものにならないを得なかった、最高裁判所としてはそれを望んでいるのだが、こういう法案にはならなかった、そういうことでしょうか。

○櫻井最高裁判所長官代理者 勧告どおりの給与額の改定が行われるというのを希望する気持ちは持っているという事は申し上げました。

ただ、この勧告をどのように実施されるかというの、これは実は内閣あるいは国会でお決めになる問題でございます。

私も申し上げては、それが果たして憲法で定めてあるような「相当額の報酬」といふふうに言えるかどうかという、その観点からの判断をすればいい問題でございます。その点につきまして、先ほど来申し上げておりますように、それは報酬の号俸の刻みなりあるいは行政官の受ける給与との較差なり、そういった観点からしてこれは相当といふ得るものであるというふうな考へて

○天野(等)委員 今のお話をお聞きしても、本当に最高裁判所が司法の独立ということについてどのくらい考へていらっしゃるのか、実に私、心もとないと思つていらっしゃるのか、例へば、例へばでございます、最高裁判所が今度の給与の改定について人事院勧告どおりの改定を望んでいる、しかし行政官である法務省が法案としてこれを削った場合に、予算上の問題としては、当然のことながらそのことが予算にも注記をされなければならぬいでしょうし、立法院としては、司法府のその希望を最大限に考へなければならぬというものが立法と司法と行政の關係だろつと思つておられる。それは給与法ですから、立法院が最終的に定めなければならぬ。しかし、司法府の出した予算要求に対してこれを行政官が削った場合には、もう一度それについて、増額についても立法院は考へることが出来る権限があるわけでございます。そのことをやはり明記をしなければならぬという

のも予算法上の原則だろつと思ひます。

そういう意味で考へますと、今最高裁判所のお話にしまして、やはりそれだけ大きな独自性を持たされている、その中で決定をされていくことですから、国家公務員が三・四％だから、だからそれに従つて私のところも仕方がないからというのでは、これは私は司法府の独立というものはないのじゃないかと思つておられる。

それで、そのことについて、私は今度は、人事院が出された六・四四％という勧告がどういう基礎を持ったものなのか、この点について人事院からお尋ねをしたい。

○丹羽説明員 お答え申し上げます。

公務員給与を決定するに当たりまして考へなければならぬことといたしまして、まず、公務員の給与は税金で賄われているということ、また一方におきまして、行政を担当する重要な職務を負っているということ、この両面から考へていかなければならぬものとして考へております。

このような観点から考へますと、公務員と同種の同様の職務に従事しております民間従業員の給与との均衡を図ることが最も妥当であるといふことで、このことは大方のコンセンサスを得ているものと考へております。

そこで、人事院といたしましては、一般に民間給与が動き出す四月の時点をとらえて官民双方の給与を精密に調査、比較いたしました。較差があればそれを埋めるよう勧告申し上げておるわけでございます。本年の場合、その調査、比較の結果出てまいりましたのが六・四四％という数字でございます。人事院といたしましては、これを埋めていただくよう勧告申し上げたわけでございます。

○天野(等)委員 ということは、六・四四％の引き上げが公務員の給与について相当だといふことだろつと思つておられるんですね。それで、この勧告の意味ですが、これは政府が給与法案をつくる際の一つの資料を提供するにすぎない、そういう調査のための資料なのか。それとも、それとはまた別個

の、人事院勧告という形で政府に対する一種指示といひますか、そういう性質を持ったものなのか。これについてはいかがでございますか。

○丹羽説明員 御承知のように、人事院勧告制度と申しますのは、公務員の労働基本権が制約されておることに対しまして代償措置として設けられております重要な制度でございます。これはやはり勧告を完全に実施していただくのが筋であると思つております。

○天野(等)委員 先ほど法務省の方からの説明で、裁判官、検察官の給与の決定に当たっては、人事院勧告も一つの資料として使ったのではないかと云うふうな御説明があったわけですが、しかし、人事院勧告の性質というものは、決して単なる一つの資料というふうなものではないだろつと思つておられるが、この点についてもう一度お考えを、これは大臣から伺ひたい。検察官、裁判官の給与の決定に当たつてこの人事院勧告が持つている意味は、単なる一つの資料にすぎないのか、それとも、そうではないものと別な性質を持ったものなのか。これについてはいかがでございますか。

○鳩山内閣総理大臣 先ほど人事院の方からお話がありましたように、一般の民間の給与とバランスをとつて国家公務員の給与を決めていく、そういう基本的な考え方にとつて行われておる人事院勧告でありますから、またその意味も先ほど御説明がありましたように、またその意味も先ほど、ぜひその実現を図りたいという気持ちはやまやまであるわけでございます。しかし、御承知のように今は国の財政状態というのが非常に厳しい姿の中にある。そういう中で、どうその間のバランスをとるかというのは大変苦心をしなければならぬところであらうと思ひます。そういうことの中で、先ほど来申し上げましたように、一般職の職員に関する給与、さらに特別職の職員に関する給与、いろいろな議論を積み重ねた中で今申し上げたような決定が行われてきたというのが事実であるわけですが。

そういうことになりまして、今度は、それでは裁判官の報酬あるいはそれに準じて考えなければならぬ検察官の俸給というものをどう考えるかというところに相なるわけでございます。お手元にお配りした資料でもおわかりだと思っておりますが、従来は、それぞれの経験年数なり役職なりあるいは仕事の立て方なりということをやつと積み上げまして、特別職に対応するものについては特別職の一つのバランスということ、それから、それ以外の人につきましては一般職の職員の給与のバランスということ、そういうことを十分かみ分けて、そういう裁判官なりあるいは検察官なりの職責と対応する特別職なりあるいは一般職の職員との間の議論というものを十分詰めて、そして一つの俸給表というものができておるわけでございます。それを根本的に今改めるといふようなことは、検討事項であるかもしれませんが、私はにわかにはできる話ではないと思つてございまして、そういういきさつがあるわけでございまして。

そういういきさつの中で、裁判官の報酬等に関する法律の第十条には、先ほどお話を申し上げたような規定があるわけでございまして。したがって、それとのバランスで報酬を決めていくということに精いっぱい努力を積み重ねられて裁判所の方でも御努力願つたし、またそれに関連して検察官の俸給も決めていこう、こういうことに相なつておるわけでございまして。したがって、その点をひとつよく天野委員の方でも御理解を願いたいと思つておる次第でございまして。

○天野等委員 これは一般官吏に關して三・四％、實際に平均三・三七％ですか、そういう形で給与法がつくられてゐる。それがもとになつて、結局裁判官、検察官についても同様な表が使われてくるということになつてゐるわけだと思つていただくと、ではここで、もとの一般職の国家公務員についての三・三七％という給料表をおつくりになつてゐる総務庁の方から、どういふ根拠でそういう数字になつてゐるのかということを知りたい。

○中島勝説明員 五十九年度の人事院勧告の取り扱いにつきましては、先ほどお話がございましたように、人事院が八月十日に六・四四％の勧告を出されました。自來、政府といたしましては、労働基本権が制約されてゐるということで、代償措置でございまして人事院勧告を尊重しようという基本姿勢に立ちまして、教次にわたつては給与関係関係会議を開催いたしました。厳しい客観情勢のもとではございまして、人事院勧告の完全実施に向けまして誠意をもつて取り組んできたところでございまして。

本年度におきましては、これまで維持されてきました良好な労使関係、あるいは給与改定の公務員の士氣あるいは生活に与える影響等に配慮する必要があると思つた。そのほか、本年度の財政事情は例年予想されます追加財政需要がかなりあります。さらに、健保法の改正の施行遅延に伴ひまして追加財政需要が相当規模に上るといった厳しい状況にございまして。また、現下の経済社会情勢あるいは行財政改革を推進している中での国民世論の動向あるいは安定的に移移しております消費者物価の動向等の事情についても配慮する必要があると思つた。

しかしながら、五十七年度は実は実施見送りという措置を講じておりました。さらに五十八年度は、給与改定も二・〇三％ということにとどまりました。ということで、給与改定の経緯、それから、その結果、五十八年度現在でございまして、給与改定後の官民較差、世に上り下りする積み残しと言われているものですが、四・三六％、約四・四％残っております。これがいつになつたら官民較差の解消が図られるのかという職員の心理状態あるいは士氣に大きな影響を与えておると思つたので、これを今後できる限り早く解消していくというめどを立てまして、いわゆる将来展望を示しまして職員に安心感を与える必要があるのじやないか、こう考えたわけであります。

その場合、御承知のとおり厳しい財政事情その他がございまして、その兼ね合いを考慮しました。

て、少なくとも三年をめどにいたしまして官民較差の解消を図るためには、本年度におきましては一・四％程度は改定後の官民較差の縮小を行う必要がある。それから、いわゆる本年度分と見積もられますのが約二％程度だと思つたので、合わせますと三・四％程度、こうなります。そういうことを念頭に置きながら、政府といたしましては公務員給与を取り巻く諸事情を国政全般との関連を考慮しまして幅広く検討してまいりました。

その結果、五十九年の十月三十一日の閣議決定でございまして、政府としてなし得る最大限の努力の結果といたしまして「五十九年四月一日から平均三・四％内の給与改定を行う」、こういう方針を決定したものでございまして。

○天野等委員 結局、総務庁としては基本的に人事院勧告を完全実施する状態であればやばい正常な、相当な公務員の報酬を支払つてゐる状態ではない、そういうふうにお考えですか。

○中島勝説明員 先ほど申し上げましたが、人事院勧告といふものは労働基本権が制約されている代償措置でございまして、完全実施に向けて最大限努力するということは基本的な方針でございまして。

○天野等委員 いや、私がお尋ねしているのは、努力するしかないかではなくて、今の状態は正常な状態ではない、相当な報酬を支払つてゐる状態ではないという認識があるのかどうかということをお尋ねしているのです。

○中島勝説明員 完全実施がされてない状態は異例である、こういうふうに認識しております。

○天野等委員 異例には違ひないのです。異例ということではなくて、また言葉のようですけれども、総務庁でも完全実施に向けて何年かでもつてこれを完全にしようというふうなお話がある。そういう考えがあるということは、今の状態は、少なくともことしの三・四％というこの状態はやはり相当な状態じゃない、だから、これを相当な給与というところに持つていかなければいけないのだ、そういうふうに考えてゐるわけでしょう。

それを端的にお尋ねしてゐるのですよ。

○中島勝説明員 来年度以降におきましても完全実施されるよう最大限努力していく、こういうのが基本的な姿勢でございまして。

○天野等委員 それではこうお尋ねしましたら、完全実施しなければならぬというのは、これは総務庁にとってはやはり法的な一つの義務ということになつてまいりませんか。

○中島勝説明員 憲法上要請されてゐるものだと考えております。

○天野等委員 憲法上の要請という非常に法的な状態だということのようでございます。

そこで、私は今度最高裁判所にお尋ねをしたいのですけれども、行政府の総務庁としてもこの今年度の三・四％というのは決して相当な額ではない、人事院勧告の六・四四％が完全実施されたいということが憲法上の要請でもあるのだというお話でございまして。その上立つて、最高裁判所では、裁判官に対して相当な報酬を支払わなければならないというこの憲法上の要請をどうお考えになりますか。私は三・四％という数字ではこの憲法上の要請は満たされないのではないかと考えるのですが、いかがですか。

○櫻井最高裁判所長官代理者 先ほど来申し上げておりますように、裁判官の報酬の改定は報酬法の十條に基づいて行われてゐるわけでございまして。裁判官報酬法の十條は、一般の官吏について俸給額が増加される場合にこれに準じて報酬を増加するのだ、法律の定めるところにより報酬を増加するといふふうに定めてゐるわけでございまして。したがって、今回の改定はこの裁判官報酬法の定めを前提といたします限り相当なものであるといふふうに考えております。

問題は、憲法の八十條の二項に書いてある「相当額の報酬」というのがどのようなものかということであらうと思つてゐます。そこに申します「相当額の報酬」というのは、これは非常に幅のある概念でございまして、要するに裁判官が与えられてゐる国家の司法権を行使するという重要な高い責

任を果たしていくにふさわしい報酬であるかどうかということでもあります。

その点につきましては、先ほど来申ししておりますように、それが一般官吏との比較の上で相当程度の較差を保っている、そしてまたその体系も裁判官の責任の特殊性に応じた、細かく刻みではなうてある程度少ない刻みになっている、そういうことから考えて、今回御審議いただいております報酬法の改正案は相当と受けとめるべきものであらうと思っているわけでございます。

○天野等委員 おかしいと思うのです。この人事院勧告というのは、公務員から争議権を奪っている、その代償として行われている。裁判官には争議権も団結権も認められていないわけですから、もちろん行政府の職員ではございませんから直接人事院の関係になるものではないにいたしましても、状況としては同じような状況で、裁判官と裁判所とが直接交渉して相当な金額を決めるという事にはなっていないわけでございます。

これは当然のことながら行政府における一般官吏の例に従って行われているわけですけれども、その行政府の一般官吏が相当な給与を支払われない状態にあるときに、それと同じでは、相当な給与を支払われるという憲法上の権利を持っている裁判官は、その場合には、行政府と同じ例に従っていたのでは憲法に反することになるのではないか、きょう出されているこの給与法案は憲法上の裁判官の相当な報酬というものにそぐわない法案になるのではないか、そういうことをお尋ねしているのですが、この点について法案をおつくりになられた法務省としてはどのようにお考えですか。

○菊池説明員 憲法の七十九条、それから八十条に「相当額の報酬」という規定がございますわけですが、この「相当額」が何かということにつきましては、物価事情だけではございませんで、裁判官の任用制度、国民一般の所得水準、生活水準、それから一般公務員の給与体系、給与水準というようなものもろのファクターの総合判断の上

で出てくることだろうと思います。また、相当程
度幅のある概念であることも間違いないと思いま
す。

したが、いまして、人事院勧告の御指摘になるような内容の給与の官民較差あるいは物価の状況等の事情があったといたしましても、直ちに従前の、その勧告どおりの改定が行われないと憲法との関係で報酬の相当性が欠けるというふうになるものではないかと思うっております。

○天野(等委員) だから、その理由は私はお尋ねしているのです。人事院勧告を完全実施しなければならぬというのは憲法上の要請だということを行政府も認めていらつしやるのです。そうでしょう。ということ、その反面は、現在の状態が、給与という面から見て憲法の原則から外れている異例な状況だ。そうしたときに、もう一方で相当な給与を支払わなければならないという特別な憲法上の原則を持つている裁判官ですよ。この裁判官に対してはこれをまず満たさなければならぬ。

とすば、国家公務員の一般職に関しては仮にいろいろな財政的な制約があったとしても、裁判官に関してはこの財政的な制約というのは理由にならないうのじゃないかということですよ。それなら、三年後に較差を埋めるんだというようなお話が先ほどあったけれども、やはり裁判官については即時にこの較差は埋めなければならぬものなんじゃないか、またそういう措置だつて当然してしかるべきだし、できないことではないはずだということなのですが、この点についてはいかがです。大臣にお伺いしましょう。

○嶋崎国務大臣　ただいまのお話でございますが、御承知のように、総務庁の方からもお話がありましたように、できる限り人事院勧告の線に沿うような努力をしなければいかぬ、そういうつもりでいろいろと論議を重ねて今日まで参りました。そういう中で今度の給与改定法案が一般職及び特別職について決まったわけでございます。そういう中身につきましては、先ほど来申し上げま

したように、この現下の非常に厳しい財政事情と
いうようなものも十分考え、また一般の経済状態
その他も十分考慮して、苦心をして、どちらかと
いうと、こし一年だけとってみると、従来のゲー
スがあるわけでございますけれども、ある程度
努力を積み重ねたような形で問題が解決された
ということだろうと思うのです。

そこで、御指摘は七十九条なり八十条に書いてある「相当額」というようなところの問題でございいますけれども、これは憲法上の一般的な規定としてそういう考え方が書いてあるわけです。しかし、御承知のように、我々がそれを実施するための法律、裁判官の報酬等に関する法律の十条には、先ほど来御説明しましたようなことが書いてある。そうなりますと、それで決まったものが相当額に非常に当てはまらないのじゃないかという論理を言っておられるのだらうと思うのです。

しかし、御承知のように、裁判官なり検察官の俸給を決めるときには特別職なり一般職の人と十分なバランスをとつて、どういう高さで事柄を決めなければならぬかということとをさんざん議論をしてそういう整理がされておるんだらう、こういうふうに考えられるわけです。それに準じて上げておるということでございまして、今の規定の趣旨から申しまして、準じて決めたこの金額自体が相当額に当てはまらないというようなことにはならないだらう、こういうぐあいに考えており、またそれが今の法律制度の中で運用のぎりぎりの努力だらうと我々は考えておるわけでございします。そういうことでひとつ御理解願いたいと思ひます。

○天野(等)委員　これはもちろん裁判官の給与だけがいち早く憲法上の原則で人事院勧告を完全実施されるようにということであれしているわけじゃないに、やはり憲法上の要請である人事院勧告の完全実施ということを今度の給与関係の五つの法律がすべてこれを無視している、その上に成り立っている法律だということだと思ふのです。こ

それは根本のところでは人事院勧告を尊重していく、それが法を守る者のまず第一の努めだろう。一方で、ストライキをするな、ストライキ権はないんだというようなことを公務員労働者に向かつて言い、そしてそれについて検挙をするとか、いろいろなそういうようなあれもしておきながら、また一方で、その代償措置である人事院勧告については財政的な事情というような事柄で給手を下く抑えてしまおうというのは、本当に法を守ることにはなっていないだろうと思うのです。

そういう点でも、法を守る一番のよりどころである司法部がこれは何としても、人事院勧告があり、それが相当なものであるとしたら、やはりはつきりとそのことを要求すべきじゃないか、それが法を守る立場の司法の独立じゃないだろうかというふうに私は考えるわけです。そこから始まってもできないだらうと私は思うわけです。そういう点で、最高裁判所として人事院勧告を完全実施させるということが最高裁判所の立場としても重要ではないかというふうに考えるのですが、その点いかがでございましょう。

○櫻井最高裁判所長官代理者 天野委員からお励ましのお言葉をいただいたわけでございますけれども、先ほど来申し上げておりますように、もちろん人事院勧告が完全に実施されるということを希望いたしておりますけれども、ただ、私たちの報酬といいますのは人事院勧告と直接に連動するといふわけのものはございませんで、裁判官の報酬法によって一般官吏の例に準じて増額されていくという性質のものでございます。

それで、憲法に定められた裁判官に認められております相当額の報酬というものは、私どもそれにふさわしい仕事をしていかなければいけないというふうに思っておりますけれども、そこに言う相当額といふのは、単に生計費の変動だとか物価事情だとか、そういうものだけでは定まらないものがございますで、他の官吏の報酬とのバランスと申しますか、他の官吏の報酬との比較と

いうものもその相当額を定めるに当たつての大きな要素であると思うわけでありませう。したがうして、今回の報酬額の改定は、人事院勧告という観点からお考えになると完全なものというところではないのかもしれないけれども、しかし、相当の報酬というものは私どもこれによって保障されたと受け取るべきものであらうというふうに思っているわけでございます。

○天野(等)委員 一般官吏の報酬との較差があるからということでございますが、結局、裁判官の報酬という場合に、一般官吏の報酬とのつり合ひ、そして一般官吏の報酬というのは、これが今の人事院の考え方、政府の考え方だと思ひますが、民間の人たちとのバランスということの考えの上に官吏の相当額というものが決まり、そうしてそれとのバランスの上で裁判官の相当額というものが決まってくるというのが今の考え方だと思ひます。そうして今のこの人事院勧告が完全に実施されてないという状況は、一般官吏と裁判官とのバランスはとれるかもしれないけれども、そもそも一般官吏と民間の働いてる人とのバランスが崩れてるという状況なんです。

それについて、これは異例な状況だというお話がきょうもここであつたわけなんです。こういう異常な状態であるというのを前提に考えたとき、今の給与法案は一般官吏の俸給が民間の人たちとバランスを保つた、すなわち人事院勧告が完全に実施されてる状態を描いた上での、それが正常な状態なんですから、それを頭に描いた上での法の規定である。ところが、それが完全に満たされてないという異常な状態の中では、やはり裁判官にはこの裁判官の給与法の原則とはまたもう一つ次元の高い憲法上の原則があるのだから、やはりそれに従つた給与法というものを考えるべきではないかというふうに私は考へていてるわけでございます。その点について、もう一度法務大臣から御答弁をいただいて終わりにしたいと思ひます。

○嶋崎国務大臣 ただいまの天野委員の御意見、御意見として十分承つておきたいと思つておる次第でございます。

第でございます。

○天野(等)委員 これで終わります。

○片岡委員長 午後一時三十分再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午後零時四十一分休憩

午後一時三十二分開議

○片岡委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。質疑を続行いたします。中村慶君。

○中村(慶)委員 まず最初に、当面の議題であります裁判官の報酬法の改正及び検察官の俸給法の改正の問題について御質問を申し上げたいと思ひます。

先ほどの改正の理由について趣旨の説明があつたわけでありませうけれども、一般職の職員の給与に関する法律が改正になるということと今回の提案になつたということとありますが、一般職の職員の給与の改定というものと裁判官の給与の改定というものは必ずしも関連がないわけでございます。一般職の職員につきましては人事院勧告等に基づいて改定をしなければならぬということとがあるわけでありませうけれども、裁判官についてはそういうことはないのであつて、その意味ではそれが連動しなければならぬ根拠というものはないだらうというふうに思ひます。その点はその点であるのかどうかということ。それから、それに関連があるという問題になるのが裁判官報酬法の十条だらうというふうに思ひます。この十条には「一般の官吏の例に準じて」という言葉が使われてるわけでございます。

まず、この十条の解釈として、一般職の職員の給与の改定があつたならば即ち裁判官の報酬も改定をしなければならぬものかどうか、あるいはまた「例に準じて」という言葉の意味として、対応する金額の一般職の公務員の給与改定があつた場合には、その上げ幅とどうか、そういうものを等しくして裁判官の方の報酬も上げなければならぬ

ものかどうか、その辺の法律の解釈についてお尋ねを申し上げたいと思ひます。

○菊池説明員 一般の政府職員の俸給の改定がございました場合に連動するかというお話でございますが、連動という言葉が適切かどうかはちょっと別といたしまして、お話のございました裁判官報酬法の十条が一般の官吏について、ちょうど今回のように、生計費及び一般資金事情の著しい変動によつて給与改定がなされる場合には準じないといふふうに出ておる、この十条との関係で申しますと、やはり一般の官吏の例に準じた裁判官の報酬の改定というものが法律上要請されてくるという関係になると思ひます。

そのいわば準ずる仕方についてでございますが、従来やつてまいりましたのと同様のやり方を今回もいたしたわけでございます。裁判官の報酬表というものは現在でも特別職、一般職の場合とは全く別個にできておりました、そういう意味では独自の別個の給与体系が既にできておるわけでございます。ただ、その中の裁判官の報酬額の個々の特定の具体的な額は大体一般職、特別職の俸給表の中にもその金額において相当するものがちやうどあるということになります。現在のやり方では、それぞれの特別職、一般職の俸給表の対応する号俸の具体的な額についての改定と同じ額の改定をしていくというやり方でございます。それを対応金額スライド方式という言い方をしておりますが、これが私も現在の裁判官報酬法十条の解釈として相当なのではないかとこのように考へて、それに従つて改定を従前も行ってまいつてきており、今回も行いたいということでございます。

○中村(慶)委員 私は、裁判官報酬法の十条というものが、先ほど申し上げたように、「一般の官吏の例に準じて」という言葉を使つておりますけれども、これは必ずしも対応金額スライド方式というものを要請しているのではないというふうに思ひます。しかしながら、従来法務省なり裁判所の方では

対応金額スライド方式というものによつてゐることは事実でございます。こういうふうなものによるべきであるという考え方が出てくるのはどういふ理由によるのか、それはいつごろからそういうことになつてきてしまつたのかということをお伺ひしたいわけでございます。そういうふうなものに常によつてゐるということになると、裁判官の報酬に対する考え方について司法府の主体性がないではないかということになると思ひます。その点いかがでございますか。

○菊池説明員 御指摘の裁判官報酬法十条の解釈といたしまして、私も従前からとつております対応金額スライド方式というのではない解釈もあり得るのではないかと御指摘でございますが、それはそのとおりだと思ひます。この条文の解釈としてはほかの解釈の余地がないかということでは可能だと思ひます。ただ、御指摘の通りに、私もこれは十条の解釈として従前からこの方式が一番適当ではないかというふうに考へてまいつておるわけでございますが、いつごろからその解釈がとられてきたかというお尋ねにつきましては、相当以前からだと存じておりますが、私も今その時期について申し上げる用意はございません。

裁判官の報酬の定めについてのいわば自主性というふうなものが、そういうやり方だとなつてゐる感じがではないかというお話だと思ひます。が、御存じのように、現在の報酬法そのものの立て方が特別職、一般職とは全く別個の独自の体系を既にとつておりまして、その体系の立て方が、三権分立制度がとられております現在の国政上の位置づけという意味での司法部と行政部それぞれその地位の位置づけにかんがみまして、それぞれの長である最高裁判所長官、それから内閣総理大臣というものを同額とする、それから最高裁判所判事、国務大臣というものをそれぞれ同額で対等の額の給与を受けるということにする、そういうことをいけば前提にいたしまして、裁判官のそれぞ

れのキャリアに応じて、地位、職責を考えて、行政官となった人に比べますとずっと優遇された格付のところにその位置づけをされている。そういう仕組みそのものは、現在の憲法の予定します裁判官に相当額の報酬を支給すべきであるという考えの一つの現現の形だろうと思っております。

したがって、そういうものを前提にして、既に額において行政官に比べますと優遇された位置づけが与えられておられるところのその裁判官の給与の改定について、特別職、一般職の給与の改定があらましの場合に、個々の裁判官の報酬額の改定を額において行政官の同額の号俸の者のその改定額と同じくするということ、いわば同じになつておられますのはその具体的な額についてのことでございまして、その基本的な位置づけが既に十分合理的な体系だというふうにいたしますと、その改定の額について同額の者と同額とするということ自身は十分合理性があり、かつ、やはり裁判官の報酬について独自性を持った一つの体系の立て方ではないかというふうに思っております。

○中村(農)委員 対応金額スライド方式によっている限りにおいては、一般職の職員の給与の上げる率というものが例えば三・三七ないしは三・四、こういうことになれば、必然的に裁判官の報酬の上げ率というものがそれにほぼ等しいものになつてこざるを得ないわけにございまして、そうなりますと、やはり私の言葉で申し上げれば主体性がなくということになるわけで、一般物価の上昇の度合いとか、あるいはまた民間の給与であるとか、いろいろの職務の重大性の増大であるとか、そういうようなものを全く考慮されることがないということにならざるを得ないわけにございまして、そういう意味で、私は本来、その対応金額スライド方式というものをかなり捨てて、裁判官としては今日これだけの報酬をもらわなければその職務を全うすることはできないのだ、こういう立場でもって最高裁判所なりあるいは法務省というものが大蔵省と折衝をされるべきである、こういうふうな思ひわけですけれども、その辺の

考え方というものはおありにならないのかどうか、お伺いを申し上げます。

○菊池説明員 委員御指摘のように、先ほど私も申し上げましたように、十条の解釈としてほかの解釈があり得ないというふうには考えませんし、内容によつては十分可能な解釈があり得るだらうと思われまふ。

ただ、御存じのように、我が国の裁判官の制度というものがいわゆるキャリアシステムをとっておりまして、英米のような法曹一元の国でございまして、裁判官の給与体系というものが他の一般の公務員の給与体系と全く別に非常な離れたものとしてでございまして、我が国と同じようなキャリアシステムをとっております国では、ほかの国でもやはり一般の公務員の給与体系というもののつり合いと申しますか、そういう対応のようものが相当考えられることにならざるを得ないようございまして、

したがいますと、現在のキャリアシステムをとつております裁判官制度、任用制度の中で申しますと、やはり独自の給与体系を別につくりながら、それぞれの金額について一般職の方が改定される場合に、金額的に同額の者と同率の改定をしていくということそのことは、やはり現在の日本の裁判官の任用制度等から考えまして、それなりに十分の合理性があるように思っております。したがいますと、現在も従前からの対応金額スライド方式というものを維持してまいつておられるわけにございまして、しかし、こういう制度の問題と申しますのは、いつももつと制度がないかというものを考えていかなければいけない筋合いのものでもございまして、私も、これから検討させていただきますとは思ひます。

○中村(農)委員 午前中の審議で法務大臣は、今回の報酬あるいは俸給の値上げ幅が今回提出の法案のようになるのは、国の財政が非常に逼迫をされている折からやむを得ないのであるというふうな御趣旨の説明をされましたけれども、その説明というのは、今の法務省の御答弁との間にそこがあ

るように思ひわけ、財政事情が云々だからというものは必ずしもないのではないかと。一般職の職員がこういう金額の値上げであるから必然的にこうなったのだ、こういうふうにならなければならぬと思うのでありますけれども、その辺、大臣いかがですか。

○嶋崎国務大臣 先ほど御説明申し上げたのは、御承知のように、ことしの給与改定の問題につきましては、人事院の勧告がありまして、それから政府の中でも十分な議論を重ねて今日まで参つたわけにございまして、そういう中で現在の財政事情等を考えまして、そして大蔵省の窮乏な折ではありますけれども、過去の実績から考えますと、本年限り区切つてみますと、相当奮発した金額を決めて、そういうことを基準にして一般職の職員に対する給与、それから特別職の職員に対する給与の法体系というものを設定したわけにございまして、そういうことについて、まず第一段階として申し上げたわけにございまして、

一番目には、そういう場合に裁判官の給与をどういうふうな案にして決めるのかということになりまして、裁判官の報酬法の第十条の規定がありまして、これでは、先ほど読み上げましたように、「一般の官吏の例に準じて、報酬その他の給与の額を増加し、又は特別の給与を支給する。」一般の官吏にそういう増額があつた場合に、そういう規定が入つておることとございまして、したがいますと、今の法の体系から申しますと、それに準じて値上げをするというのが、ある意味で一つのルールになつておるだらうというふうに思ひます。

それから三番目は、そうした場合に相当額に当たるか当たらないかという問題にございまして。憲法に言う「相当額」というのは相当幅のあるものであらうと思ひますが、先ほど来説明がありまして、裁判官の給与については相当高い格付を持つております。また、試験制度その他という背景もありますし、また司法権の非常な重要性というものを背景にして、そういう給与体系をつく

る、そのときに相当高いランクのところに位置づけをされておる、そういう実態があるわけにございまして。

したがって、先ほど申し上げましたように、特別職に對應し、あるいは一般職の非常に上位のところと対応するというような形にもなつておるわけにございまして、そういう形の中でスライドして決めておる。そのことは、従来、裁判官の報酬について十分勉強した格付というものがあつた。そういう格付に對應したところの金額の上がりというものをにらみながら、一番目に申し上げた準じたというところで決定をしておる。したがいますと、その相当額という言葉と実際の運用との間にその乖離があるわけにはないし、そのところはひとつ御了承願ひたい、こういう説明を申し上げたわけにございまして、

そういうことでひとつ御理解を願ひたいと思ひ次第にございまして。

○中村(農)委員 私も、憲法八十条二項に言う「相当額」というのは確かに幅のある金額であらうというふうな思ひわけでありまして、裁判官の報酬全体を眺めてまいりますと、今回の上げ方の当否は別といたしまして、裁判官の給与とそれ自身が、諸般の状況を考え合せても現時点で大変に低いのではないかとこのように思ひわけにございまして。

かつて秦野法務大臣の時代に、裁判官、検察官の給与についてはこれをさらに優遇するように根本的に見直しを図らなければならぬ、こういう国会でのお話がありましたけれども、現行の給与そのもの、体系はいろいろあるわけでありまして、けれども、それについて、現在、法務大臣としては根本的にこれを見直しをして優遇をする方向へ考えなければならぬというお考えはお持ちなのかどうか、お伺いをしたいと思います。

○嶋崎国務大臣 秦野元大臣がどういうぐあいな御説明をしたか、私は実は承知はしておりませんけれども、先ほど来説明したことは、例えば特別職の給与あるいは一般職の給与との対応というこ

と。お配りしてある資料の四十七ページ、四十六ページくらいのところを開いていただくとよくおわかりだと思ふのですが、最高裁判所の長官は内閣総理大臣と同じレベルだ。区切つて申せばいろいろな言い方もあると思いますが、例えばその他の高等裁判所長官というのはどういうレベルにあるか。さらに、判事の皆さん方の俸給表というものをどうも見て、それに対応するところをよくお考え願うと、それなりに相当吟味したところに格付がされておるといふこと、この一般職なり特別職の職員の皆さん方の対応されることを横にらみでよくにらんでいただくと、まあまあ相当勉強したランク付が行われているというふうに私は思うのでございます。

しかし、いずれこの給与問題というのは、世の中も変わらんと時代が移り変わつて、いろんな検討事項というものが必要になってくることがあるかもしれないけれども、現在のところ、私すぐ何かそれをにわかに今改定をしなければならぬというふうな気持ちにも——着任早々でよくわからぬのかもしれないけれども、そういう感じを持つておるわけでございます。

○中村(慶)委員 現在の裁判官の報酬法の報酬表というものを御覧をいたしますと、高裁長官以上を除きまして、判事におきましては一号から八号まで八等級に分かれておりまして、判事補につきましては一号から十二号まで十二等級に分かれておるわけでありまして、それは、一般職の公務員に比べればこの等級の数が少ないといふことは事実でありますけれども、判事、さらには判事補といふものをこのようにふに報酬の等級を分けなければならぬという根拠と申しますか、そういうものが余りないんじゃないやなからうかという疑いを私は持つておるわけでございます。

先ほど来のお話の中でキャリアシステムというお話がございましたけれども、キャリアシステムであらうとあるいは英米のような法曹一元のシステムであらうと、やはり判事は判事であるわけでございます、裁判官の中に、報酬の額が即階級

差というわけではありませぬけれども、そういうような等級を報酬によって設けるといふこと、ある部分についてはやむを得ないかもしれないけれども、これはど細分化された多くの等級を設けるといふことは必要ないではないかというふうに思ひますけれども、その辺についてはどうお考えでしょうか。

○櫻井最高裁判所長官代理者 裁判官の報酬の問題でございますので、最高裁判所の方からお答えをさせていただきます。

先ほど来おっしゃつておられます委員の御指摘でございますが、裁判官の報酬のあり方として、確かに委員の御指摘のような考えは十分成り立つておるわけではございませんけれども、英米の裁判官の報酬の刻みといふものはそんなに数多くないもののように思われます。

ただ、英米の裁判官の場合は、相当の経験年数を積んだ弁護士の中から、つまり相当高給に達した弁護士の中から裁判官の任用が行われているわけでございます。他方我が国の場合は、裁判官、仮に判事をとてみましても、これは一番若いところは、司法修習生を終えて判事補になってから十年を経過した者、年齢的には三十五歳ぐらいの者が一番若いところでございまして、また、一五年をとりまして、一番経験を積んだところは六十五歳まであるわけでございます。

そのように幅の広い年齢層からできている裁判官を抱えている我が国の裁判所制度でございますので、その間を余りにわずかな数の刻みでもって遇するといふのは、これはやはり各裁判官の持っている経験、力量といふものを正當に評価したところにはならないのではないかとこのように考えられるわけではあります。

もちろん、裁判官の報酬は一般の行政官のように細かい刻みになっておるわけではございませんで、そこはやはり裁判官の特殊な職務、責任に応じたものにするために、現在の裁判官報酬法に見られるような八つの刻みという、比較的刻みとし

ては少ない差ができておるわけでは、そういう現在の制度は、裁判官の職務と責任の特殊性及び現在の我が国における裁判官の任用制度といふものを反映した、そういう意味では合理的で現実的な制度ではなからうかというふうに考えておるわけでございます。

○中村(慶)委員 そこで、そうすると、一号ないし八号に判事について分かれておるといふこと、この号俸が上がるというか上位給に上がる、そういうものが経験年数というか職年数によつて決まつておるのか、今の御説明によるとそんなような感じもしないでもないわけでありまして、けれども、どういふ基準によつてそういうことになっているのか。殊に判事補の場合においては一号から十二号ということになりまして、判事補の期間といふのは十年しかないわけでありまして、どういふふうにしてこういふ各号俸に特定の判事な

いし判事補を格付しておるのかということをお伺いしたいと思います。

○櫻井最高裁判所長官代理者 裁判官の報酬等に関する法律の第三条では、各判事、各判事補の受ける報酬の号は最高裁判所が定めるということになっております。最高裁判所は、全国の裁判官の受けるべき報酬の各号を決めておるわけでございます。

どういふ基準でかということでございますが、一番主たる要素は経験年数でございます。在職年数とは同じことになってまいりますけれども、一年目の判事補と五年目の判事補あるいは十年目の判事補といふものを比較いたしますと、やはりそれぞれその経験、力量等に違いが出てまいりますので、主として経験年数によりまして、一定の期間が経過いたしますと上の号に定めるといふようにいたしておるのが通常でございます。

○中村(慶)委員 こういふふうには裁判官の給与に、格付の仕方が若干違ひにせよ、行政官と同じような昇給システムをとつておるといふことは大変問題があるというふうに私は思つておるわけではあります。

一つには、こういう報酬表そのものがいわゆるキャリアシステムといふものを固定化をするんだというふうな思われなければならないわけでございます。キャリアシステムがいいのか、英米方式で法曹一元を圖つて、弁護士ないしそのほかの仕事から裁判官を登用するといふことを中心に考えるのがいいのかというところは、臨時司法制度調査会以来大変問題であるわけでありまして、理想としては法曹一元といふものを私どもは実現をしなければならぬというふうに思つておるわけでは、そういうことからするならば、やはり報酬表そのものに今問題があると考えるわけではあります。

ところで、そういう今のキャリアシステムのことで、終戦後間もなくの間は、いわゆる判事補からではなくて、弁護士そのほかから裁判官を任命をするということが多く行われておつたわけでありまして、最近この傾向がまた非常になくなつておるといふのが実態だと思つておるわけでありまして、最近、判事補外から裁判官を任用するということについての実態はどうなつておるのか、その辺についてお伺いをいたします。

○櫻井最高裁判所長官代理者 最近ということでございますが、過去十年間という資料をたいたまはつておりますけれども、過去十年間で弁護士から判事に採用された者は三名でございます。

○中村(慶)委員 そういふ実態であらうということとは私も想像しておつたわけでありまして、けれども、やはり今裁判所が弁護士から裁判官に登用するといふか任用するといふことに對して熱心でないといふこと、それがためにそういう実態になつておるのではないかとこのように思つておるわけでは、こゝういふことは大変よくないことであるといふふうに判断をせざるを得ないわけでありまして、その辺のことについて、裁判所は判事補外から裁判官あるいは判事を任用するといふことに一生懸命努力をされておるのかどうか、その辺をお伺いしておきたいと思ひます。

○櫻井最高裁判所長官代理者 法曹一元制度について是非の問題は別といたしまして、私たちが

は、優秀な弁護士あるいは立派な学者から裁判官になつていただいて、そして各分野でのいろいろな知識経験をお持ちの方が裁判所で活躍されるようにしていただきたいという気持ちは非常に強く持つていただいております。その点について、私も決して不熱心なわけではございませんで、そういった機会がございます場合には、もちろん熱心にお勧めすることもいたしておるわけでございます。

ただ、もちろん弁護士から裁判官におなりいただく場合、その裁判官の報酬の問題もあらうかとは思ひます。それも一つの要素ではございますが、しかし、例えば弁護士として立派に活動しておられる方がある場合に、ほんの短期間裁判官として執務をするということならあるいは別問題かもしれませんが、かなりの期間、あるいは場合によっては裁判官の定年まで勤務するというようなことになりまうと、それは今までの立派な活動を続けておられる事務所を畳まなければならないわけでございますし、さらには、裁判所は全国各地に裁判官を配置しておりますので、転勤の問題等も出てくるわけでございます。そういったようなことで、やはり弁護士あるいは学者からおいでいただく場合には相当の決心をしていただかなければならないことになりまして、そういったようなことも大きな要素になって、なかなか任官者が得られないということではなからうかと思つております。

ただ、それにしましても、私たちはそういった方に来ていただくことは熱望いたしておりますので、そういったお気持ちをお持ちの方についてはいろいろな面で配慮もし、また、そういった任官のお気持ちが多少でもあれば、それを実現できるようにいたしたいというふうに思つておるわけでございます。

○中村(慶)委員 その辺のことで裁判所も努力をしていただかなければ法曹一元というのは本当に百年河清を待つ、こんなような状況になつてしまふことだらうというふうに思ひます。しかし、そ

の問題についてはこれでやめまして、別の問題に移ります。

今ちょうど予算についていろいろと各省庁と大蔵省との折衝そのほかが行われている時期であると思ひます。年末になれば政府原案ができる、こういう時期にあるわけでありまうけれども、法務省としては今年度の予算要求をされている中でどういうことを重点項目にされておられるのか、その点をお聞かせをいただきたいと思ひます。

○村田政府委員 昭和六十年度の当初の予算要求につきましては、第一に増員、第二に登記コンピュータ化のための特別会計の設置、第三に事件処理等のための所要経費の確保、この三点を重点としております。

そのうちの第一の増員につきましては、近時の登記を初めとしたいろいろな分野での業務の事件増に対応した定員を確保するために総数で五百二十九人を要求しております。

第二の登記コンピュータ化のための特別会計の設置につきましては、登記事件の急激な増加による弊害を抜本的に解決する方策としては、現行の登記簿によるブックシステム、これからコンピュータシステムに脱皮する以外に方法はないというふうに考えられますので、この経費を登記手数料によって賄ふこととしまして、その歳入歳出を他の会計と明確に区分するために特別会計の設置を要求しております。

第三の所要経費の確保につきましては、所掌事務を適正かつ円滑に処理するための経費といたしまして、一般の物件費で五百六十二億九千二百万円、それから施設の整備費といたしまして八十五億三千六百万円を要求いたしておるところでございます。

○中村(慶)委員 今御説明ありましたけれども、増員の要求については五百二十九人ということでございますが、主としてどういう方面を増強しなければならぬかということ、五百二十九人をどういう部分にどういうふうな振り向けるおつもりでお考えになられておられるのか、お示しをいた

だきたい。

○村田政府委員 その内訳について申し上げますと、法務局、これは登記と訟務と人権がございますが、法務局に二百四名、それから検察庁百十二名、矯正官署、これは刑務所、少年院、少年鑑別所がございますが、総数で百六十七名、更生保護官署、保護観察所でございますが、これは二十二名、それから地方入国管理官署、入管局でございますが、これが二十四名というふうになっております。

○中村(慶)委員 法務局の問題でありますけれども、法務局の中で、殊に登記事務については今事務が非常に渋滞をしているということが言われておるわけでございます。あるいはまた施設設備の面におきましても老朽の庁舎等々、整備が非常に不十分である。そのために住民に対するサービスというものが低下をしておるし、さらにまた、そこで働く人たちの労働環境も非常に悪い、こういう実態であろうというふうに思つておるわけでございます。私も、私どもも現実にはそういうことを見ておるわけですが、そのことについては先国会におきましても私が質問をさせていただいたわけでありまして、これは登記のコンピュータ化あるいは登記特別会計というものと関連をしようと思ひますが、今の登記の渋滞状況、この予算要求の中で二百四名の法務局職員を増員することにしようと思ひますが、その辺のところはいかがでございますか。

○村田政府委員 ただいま御指摘がございましたように、現在登記所におきましては事務量が非常に多い。殊に持ち家が普及いたしました関係からだと思ひますけれども、一般の国民の方が窓口で大勢おいでになるという状況でございます。それに対応するような諸設備並びに人員が十分できていないという状況でございます。その解決策の一つといたしましては職員の増員ということでございますけれども、ただいま会計課長の方から申し上げました二百四名の増員、これも実現に

はなかなか困難があるかと思ひますけれども、その増員だけでは解決はできない。人手だけをふやすというならば数千という増員がなければいけないという勘定になるのではなからうかと思ひます。したがって、増員は増員で大いに努力をしなければならぬけれども、その他もろもろの総合的なことで対処をする必要があるであらう。殊に、ただいま話が出ましたように、コンピュータ化によつて抜本的な改革を図るしか道がないのではないかとこのように考へておるわけでございます。

○中村(慶)委員 そこでコンピュータ化の問題でありますけれども、先国会で私が御質問申し上げた後いろいろ進展もあつたかと思ひますけれども、具体的に登記簿をコンピュータの中に入れて、謄抄本をそれによつてすぐ引き出して交付をする、こういうシステムは技術的に現時点ですぐに言つたらおかしいですけれども、可能な状況になつておるのでしょうか。いかがでございますか。

○村田政府委員 登記事務のコンピュータ化につきましては、四十七年から研究を始めて、机上では大体いけるのではないかと、いろいろな段階に達しましたので、東京法務局の板橋出張所におきまして現場実験をしようということ、昨年からの実験に入つております。そして約一万筆個程度のものをコンピュータの方に記憶がえをいたしまして、そこでいろいろ処理をいたしておるわけでございます。そこで若干改善すべき点なども出ておりますけれども、全体といたしまして非常にスムーズにいくというふうな結果が出ておりますので、これならば本格導入に向けていくのについて技術的にも大丈夫だろうというふうな考へ方が深まつておると思ひます。

○中村(慶)委員 法務省はコンピュータ化するために登記についての特別会計をつくらなければならないというお考えのようでございますけれども、登記特別会計をつくらなければならない具体的な、数字的な理由というのはどういうところにあるわけでございますか。

○批田政府委員 登記事務をコンピュータ化しようとしたら、現在全国で登記されておりますものには不動産だけで二億六千万筆くらいございます。そのほかに会社関係が株式会社と有限会社を合わせても二百万を超えております。そのようなものを磁気ディスクの方に記憶をえをするということは多額の経費を要します。そのほかにコンピュータの機械そのものの経費、またその維持の経費などがかかります。そういう点で試算をしてみますと、主要の登記所だけに限って計算をいたしても、千八百億くらいのもが必要である。全国的にやれば四千数百億程度の経費が必要とされるということになります。

そのような経費をどのようにして投入することができるといふことでございますけれども、一方登記法、例えば不動産登記法で申しますと、二十一条の規定の中に、謄抄本とか閲覧の場合に実費その他いろいろな状況を勘案した手数料を納めるということになっております。そういうようなことで、登記所を利用される方々につきましてはそういう面でも現在でも実費を負担していただいております。ですから、その出している費用をそのままそっくりと登記事務の維持、それからまた改善、そういうものについてつぎ進めるようにすることによって運営することが合理的であろうというところでございます。また、先ほど申し上げました多額の経費を必要といたしますけれども、そのような経費も結局は登記制度を御利用される方々の利益に還元されるわけでございますので、そういう方に御負担をいただくということではこの制度を運用していくのが一番適切であろうという考えから、経理区分を明確にいたしましたし、そして手数料の収入によってコンピュータ化を中心とする登記事務の改善を図るというふうな措置が適当であるという考え方に立ったものでございます。

○中村(憲)委員 現行の手数料収入というのは一般会計に入っているのだらうと思えますけれども

も、その金額、必ずしも私どもつまびらかにいたしませんけれども、その金額で法務省が御構想になつていらっしゃる登記事務のコンピュータ化というものができるといふか、その辺のことを伺いたいと思えます。と申しますのは、やはりそういう特別会計をおつくりになるとして、歳入が十分でなければ十分なコンピュータ化はできないわけでありまして、その歳入を十分に図るということのゆえに諸手数料をさらに値上げをされるというふうなことであれば、やはり国民としては困るわけでありまして、その辺のことについて、数字的に現在の手数料収入を維持することによって御構想が実現されるのかどうか、お伺いをいたしたいと思います。

○批田政府委員 手数料の関係は昭和五十八年の実績で二百四十三億円上がっております。本年はそれが二百四十九億円、ざっと二百五十億程度のもので歳入として上がってくるのではなからうかと思っております。これだけでは、正直申し上げまして、コンピュータを大幅に早急に導入する経費を捻出するというわけには実はまいらないと思えます。

したがって、若干の手数料の値上げをさしていただいて、そのかわり迅速に適正な形で謄抄本の交付ができるようにするというところで考えてまいりたいと思っております。その値上げの関係につきましても、一挙にそういう多額のものを上げるというわけにもまいらないだろうと思っております。まだはつきりと確定をいたしておるわけではございませんが、現在謄本一通が三百五十円でございますけれども、四百円くらいに値上げということをせざるを得ないかという考えでおります。

○中村(憲)委員 登記所の登記事務改善をされて、住民に対する十分なサービスをするということは大変必要なことであるというふうに私も考えますけれども、なかなか今日の国家の財政緊迫の折から、あるいはまた行政改革の折から、特別会計を新たに設置をするということは非常に困難

があらうかと思っております。その辺で法務省に一段と御努力をいただきたいというふうに思っております。あわせて、その際に、サービスはよくなってもやはり料金が高くなるというふうなことがないように、いろいろ御配慮をいただきたいというふうに思っております。

そこで、その問題はどの程度にいたしまして、別のことをお伺いを申し上げます。今、私が仄聞するところによりますと、今国会において、法務省は司法書士法あるいは土地家屋調査士の改正というものの法案を御提案になられるようでありまされども、その法案の内容もいろいろあるかと思えますが、その中に一つ司法書士ないし土地家屋調査士について登録のやり方の変更ということがあられるやに伺っております。

従来、司法書士、土地家屋調査士につきましては、法務局に登録をするというものであったところが、臨調の御指摘もあって、それは司法書士会ないし土地家屋調査士会に登録をするというふうなシステムに変更されるようでありますけれども、具体的にどういう内容になるのか、その辺、法案提出に先立って、先取りするようでありますけれども、司法書士の方あるいは土地家屋調査士の方で大変関心がありますので、教えていただきたいと思っております。

○批田政府委員 ただいまお話がございましたように、現在、司法書士並びに土地家屋調査士の登録事務は法務局で行っております。これにつきましても、御指摘のように臨調の方で、そういうものは委譲した方がいいのではないかというふうなこともございますので、その線に従って、現在どういう内容にするかというのを詰めておる段階でございます。

内容と申しましても、ただ簡単に言えば、法務局でやっております登録事務を司法書士の連合会、それから土地家屋調査士の連合会の方でその登録事務を取り扱うということに変えるわけでございします。そういったしますと、一種の行政権が委

任されることとなりますので、登録事務を扱う連合会と法務省との関係をどういうふうな関係づけにするかというところが問題になってくるわけでございます。

そういう点につきまして、現在、案を煮詰めておるところでございます。案がまとまれば、この通常国会に改正案を提出をいたしたいというつもりで作業を進めております。

○中村(憲)委員 今の問題でございしますけれども、司法書士連合会あるいは土地家屋調査士連合会というものは、それぞれ司法書士法なり土地家屋調査士法に今現在法定せられてあるわけでありまされども、そこへ登録されるということになると、弁護士会と同じように単位弁護士会を経由して連合会へ登録をする、恐らくこういうふうな形になってくるんじゃないかというふうに思っております。

その場合に、この連合会に対しては、法務省の監督というふうなものが行われるようになるのか、またその監督の程度というものをどういうふうにお考えになられておられるのか、その辺、弁護士会の場合においては弁護士自治でありますから、法務省の監督は及ばないわけでありまされども、司法書士、土地家屋調査士の場合には、ある程度そういうことをお考えになっておられるんじゃないかというふうに思っておりますので、その辺どうなりますか、お聞かせをいただきたい。

○批田政府委員 先ほどもちょっと触れましたけれども、行政権を委譲することになりますので、結局その行政権の内容につきましても、内閣が責任を負える程度の最小限の監督といえますが、つながらりというものがなければならぬということとは当然でございます。弁護士会の場合には、ちょっと特殊な要素がございしますので、そのとおりいくというところは私どもは考えておらない次第でございます。

ただ、両連合会とも、もともと自主的な運営をすべき団体でございます。そして臨調の答申も、そういう権限を委譲しろというのは、その会員が

自主的にやる事がふさわしいという意味も半ば込められていようかと思ひますので、したがって私どもとしては、この際、両連合会に対する監督権限を強化しようというふうなつもりはございませんで、先ほど申し上げましたようなことで、内閣が行政権の行使によって責任が持てる、責任を負うことができる限度の仕組みをどういうふうにしたらいかなという事で今検討をいたしておるところでございます。そういう問題と同時に、連合会の方の自主的なあり方というものも、尊重できるものは尊重しようという姿勢で考えておるところでございます。

○中村(慶)委員 今の点につきましては、司法書士そのほかの方で、連合会の自主性というふうなものを尊重するような方向で法案を考えてもらいたいという強い要望があるようでございますので、御配慮をお願いしたいと思ひわけでございます。

時間がなくなりまして新しい問題に入れませんので、この程度で私は終わらせていただきます。

○片岡委員 三浦降参。

○三浦(隆)委員 山崎内閣官房副長官にお尋ねをいたします。

本来、裁判官の報酬あるいは検察官の俸給等に関する法律の問題としてお尋ねしようと思ひつていたのですが、お時間の都合もあるようですので、先に繰り上げまして、一、二点についてだけ簡単に御尋ねをしたいと思います。思ひます。

実は、いわゆるグリコ・森永事件についてでございます。江崎グリコでのことしの三月の事件発生当時からの十月以降になりまして、この影響が食品流通業界に次第に波及してまいりまして、九大食品、森永製菓あるいはハウス食品工業と、直接的に標的にされた企業は言うに及ばずいろいろと脅迫状などが送りつけられまして、対象企業の数は既に三十一社にも上っているやに伝えられておるわけですね。これにつきまして、それぞれの企業の経営に対する影響がますます出てまいりました。

新聞の伝えるところでは「グリコは上期(四月九月)の売上高が百八十億円ダウン、上場以来初めての営業赤字を記録」したとあります。森永は「事件が越年する下期(十月―来年三月)だけで約百億円の経常赤字が出る見込みだ」。このようにも言われておるわけですね。そういうことから、特に森永など雇用あるいは働く人たちの労働条件への影響が次第に深刻なものとなって広がってきようとしているわけですね。今、各企業が少しずつでも賃上げなりあるいはボーナスのアップが言われようとしておりますときに、森永においては十二月賞与の支給額が二〇%のカット。本来十二月十日支払いのものが二十日に十日おくれでやると支給される。あるいは臨時に働くパートの人たち四百五十名はこれで雇用が今ストップの状況にあるというところであります。

こんなことで、今森永では労使挙げまして直接販売あるいは街頭販売ということで大変な努力をいたしております。それだけの働く人たちの奥さんたちもいわゆる無償奉仕、あるいはまた働く人たちの残業手当その他を放棄するような形でとにかく大変な経営に対する労使の努力が続けられております。

一方で、こうした人々が警察への協力をしていることによって結果的には犯人に恨まれ、被害が増大しているのではないかと。ことから、警察に協力することへのジレンマというか悩みも真剣に抱えておられるようです。そんなことから、経営者に対しては恐らく株主の側から、あるいは組合の役員に対しては一般組合員の方から、一億や二億出せば、いわゆる金銭的解決を図れば森永が救われるじゃないかというふうな、これはもう切実な要望もあるかと思ひます。

その中であって、いや、ここで屈服してはいけないんだと、森永の方でも大変強い決意を持ちまして、これも新聞の伝えるところですけども、「八十五年の歴史に汚点は残せない」と裏取引を拒否、消費者の支持を訴えてきた」と、こうあるわけでございます。

また、仮にもし森永が犯人に屈服したとするなら、犯人が勝利したとするならば、同種の事件は恐らく今後絶えず続いていくことだと思ひわけですね。言うならば、国に対して不法に侵略を行つていこうとする国があった場合に、国家国民を挙げて一生懸命頑張っております、しかし頑張り切れない限界というものがあろうと思ひます。今まさに森永に対して不法な侵略が行われてきた、労使挙げて懸命に頑張っているわけですね。今森永をつぶしてしまふことは、他の企業もまたそれに追随する可能性を持つてくるわけですね。今私たちは、こうした社会悪に敢然として立ち向かっている森永労使に心から敬意を表しながら、国を挙げて支援への態勢をとるべきなんじゃないか、そんなふうに思ひますが、政府はこの種の事件をどのように受けとめておられるのか、そのお考えをお尋ねしたいと思ひます。

○山崎(拓)政府委員 答えたいと思います。

先生が、当該事件に対して政府はどのような考へているか、そういう御質問であつたと存じます。

当該事件につきまして、私ども、先生御指摘のとおり被害企業が多数にわたつていふという事情もございまして、百十四号事件と総称して申してはいるのですが、いわゆるグリコ、森永等の食品企業に対する脅迫事件でございますけれども、まことに理不尽かつ卑劣な犯行であつて、心から怒りを禁じ得ない、そのように存じている次第でございます。

本事件は、食品に毒物を混入しスーパードなどにばらまく等によりまして食品の安全に危険性を生じさせるなどの手段によりまして、いわば不特定多数の国民を人質にして食品企業をおとし、金品を要求するといふ極めて悪質な事件でございます。加えて、マスコミを巧みに利用いたしまして国民の不安感を増大させ、脅迫の効果を高めようとする、いわばマスコミ利用犯罪とも言える特性を持つておりまして、私どももいたしましては、大変許すべからざる犯罪である、そのように受けとめております。

○三浦(隆)委員 今、許し得ざる犯罪であるという御指摘がありました。まさにそのとおりであります。この犯人逮捕が、今月捕まえられるものか、来月に回れるものか、春までに捕まえられるものか、夏までに解決し得るものか、いわゆる当分のない状況におるわけですね。労使挙げて頑張つてはいましても、当分のない戦いの中で、目に見えない敵と戦う中で大変疲れてくるだろうと思ひます。しかも、この種の犯罪はまことに過去に類例を見ない新しい犯罪でございます。そういう点では各種の法条にも不備が多々あるかと思ひます。

具体的な点についてはまた法務省なり他の方にお尋ねをしていきたいと思います。この事件に關しまして「政府は十三日の政務次官會議で、グリコ・森永事件を端緒にして食品業界全体が深刻な影響を受けている事態に対応するため、十四日にも」といふ方針からきやうであります。が、立面的救済策をまとめることを申し合わせた」といふふうでございます。十四日はきやうでありますので、どのように具体的な救済策がまとめられたのか、あるいは、もしきやうまでまとめ切れていないとするならば、どのようにまとめようとされているのか、お尋ねをしたいと思います。

○山崎(拓)政府委員 答えたいと思います。

先生が御指摘のとおり、本日午前十時に政務次官レベルにおきまして百十四号事件関連の企業救済措置のための第一回の連絡調整會議を開いた次第でございます。本日は、関係省庁から、当面とつております救済措置、対策等について報告をいたさせました次第でございますが、きやうその関係省庁出席をいたしておりますけれども、私が総括して申し上げますと、農水省におきましては、商品管理の徹底指導、職域注文販売の拡大等について対策を講じたところでございます。通産省におきましては、中小企業金融特例措置、中小企業体質強化資金助成による低利融資措置をとらうといたしております。それから、労働省におき

ましては、雇用調整助成金制度の適用、パート離職者の再就職援助、厚生省におきましては毒物劇物等の管理徹底指導と予防措置、また大蔵省におきましては、通産省とタダリますが、政府関係金融機関の関連融資、あるいは特定企業に対して納税猶予措置の検討等を行ってまいりましたし、またこれからも引き続きそのような対策を講じていこうという、現段階ではそういうところでございます。

○三浦(逯)委員 国は本来社会治安を維持して、そして民間企業の繁栄を図って、そこに働く人々の生活を確保するということが政治の基本的責務だと思ふのです。そうしたなかで今回のような事件が起きているということ、しかも過去に類例を見ないような新しい事態でございますので、これまでのありきたりな法規なり運用の枠を超えまして、端的には超法規的にと、法が不備であるならばいたし方ないところでありまして、救済策というのを積極的に政府を挙げておとりいただくことをお願いしていただきたいと思ひます。お忙しいところどうもありがとうございます。

そこで、本来の質問に移らしていただきます。裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案についてでございますが、初めに、裁判官、検察官の報酬あるいは俸給法につきましては午前中からいろいろと既に質問がなされておりますので、その重複を避けまして最も重要であると思われる一点につきましてお尋ねしたいと思ひます。

その十五条によりますと、「判事及び簡易裁判所判事の報酬月額、特別のものに限り、当分の間、第二条の規定にかかわらず、判事にあつては九十二万八千円、簡易裁判所判事にあつては七十六万円とすることが出来る。」こうあるわけでございます。この条文におきます「当分の間」としている理由、あるいは「特別のもの」とは何かというところにつきましての御説明をお願いしたいと思ひます。

思ひます。

○菊池説明員 御指摘の裁判官報酬法十五条の、これは通常判事特号の報酬という言い方をしておりますけれども、その特号の報酬が設けられたのは昭和三十四年四月一日からの給与改定の際でございます。これは、裁判官の報酬の現行の制度ができた当時の時点からいささか踏まえまして、その改定時における検察官あるいは一般職の職員との給与上の権衡というようなことを考慮いたしまして、特に判事一号の報酬月額を超える特別の報酬月額を定める必要があるというところから設けられたものでございます。認定官以上の裁判官、それから検察官、さらに特別職の職員、一般職の職員というものと均衡を考えた上で暫定措置というふうな位置づけをしております趣旨で、国家公務員の給与体系について将来全面的な再検討が加えられるときまでの暫定措置という趣旨で当分の間の特別の報酬という定めがなされたようでございます。

どういふような裁判官に対してこの特別の報酬月額を支給するかというところは、結局最高裁判所が自主的に決めることになることでございますが、この十五条が立案されたときの考え方としては、判事は、この「特別のもの」といいますのは、判事一号報酬を受けるに至ったときから相当期間在職をしておいて、年齢も高い裁判官に限定をします。一応そういう運用が予想されておったようではあります。私どもの聞いておりますところでは、現実には最高裁判所においてもそういうような趣旨での運用がなされておるといふことのようにございます。

○三浦(逯)委員 裁判官の問題が問われておりますので、関連いたしまして訴追委員会にお尋ねをしたいと思ひます。

記録によりますと、訴追審査事案統計表というのが昭和二十三年から五十八年度まで私の手元にあるわけですが、この受理事案数を見ますと、大変際立った特色を二点ほど見ることが出来ます。それは昭和四十五年と昭和五十三年に新しく

受理した事案が大変に多いということなんです。何か特別な理由があったんでしょか、お尋ねしたいと思ひます。

○青山裁判官訴追委員会参事 統計の点でございますが、先生御承知のように、訴追請求人側から持ってきたものであります。合理的にこれこれだというふうな決めつける自信はございませんけれども、いろいろな社会の変動などがございまして、ある年次に接して社会的な問題が起きているとか、そういうこととの関連で事件の増減ということもあるかもしれないと思つておられるわけでございます。

○三浦(逯)委員 といいますのは、一般的には例えれば二十二年とかあるいは四十九件、七十件とずっと続きまして、ふえても大体百台あるいはまれに珍しくふえて二百台であります。昭和四十五年は六百十二件というところで際立って多いということなんです。ですから、何か特段の理由があったのかと思はざるを得ないんじゃないかと思ひますが、何かあったんでしょか。

○青山裁判官訴追委員会参事 ただいま申し上げましたように、あるいは先生その年次の前後の社会的な諸問題などいろいろと詳しくお調べになつておられるかもしれませんが、それそれ例えは司法に關連する問題あるいは何か裁判事件に關連する問題などの影響というところもある場合もあつたのではないかと、そういうふうな存じております。

○三浦(逯)委員 いろいろとお答えしにくい状況もあるかと思ひますので深くはやめにいたしまして、次は同じこの資料によりますと、審級別・高裁管内別の被審査裁判官数という表がござい

ます。その中で簡易裁判所、地方裁判所、家庭裁判所、高等裁判所、最高裁判所とありますが、例えば簡易裁判所二百九十九人、地方裁判所二千六百九十九人、家庭裁判所五百五十三人、高等裁判所千四百五十五人、最高裁判所千二百七人と書いてあるわけでありまして、すぐに気がつきますことは、最高裁

は十五人しかいないことを考えますというところ、この千二百七という数は、あるいは統計の誤りかなと思ふくらいの大変な数に上つておられるわけですので、これはどういふふうな説明がつくのでしょうか。

○青山裁判官訴追委員会参事 今先生の御指摘のように、例えば地裁、簡裁、それから高裁、最高裁というふうな別に類別いたしますと、先生のおっしゃったように、最高裁判事に対する訴追請求事案というものが目立って数が多いのではないかと、先生のおっしゃるような結果になつてい

るようでございます。これは恐らく管轄と申しますか、地裁、簡裁がある地域だけを所管しているのと対比しまして、最高裁は全国の管轄でございますし、さらに上訴、控訴、上告という手順を重ねてまいりまして、事件の關係者とか敗訴の当事者とか、そういう方の不満、不服が一層深まり申しますか、そういう数字上の率といひますか、そういう点も第一審に比べて一層最高裁に上つてそれが高くなつていふことが影響しているのではないかと、そういうふうな思つております。

○三浦(逯)委員 これについてもいろいろとお尋ねしたいのですが、きょうはこの辺でとめておきます。

さて、またもう一度報酬あるいは俸給の問題に移りたいと思ふのですが、法務省にお尋ねをいたします。

いわゆる原則的な問題ですが、改めて今回の裁判官、検察官の給与改定の趣旨はどこにあるのか、御説明をいただきたいと思ひます。

○菊池説明員 今回、一般の政府職員について給与の改定が行われようとしておられるわけでございます。その行われようとしております給与の改定は、生計費及び賃金事情の変動に基づくものというところになりますので、そういったしますと、裁判官の報酬等に関する法律十條に申します「生計費及び一般賃金事情の著しい変動により、一般の官吏について、政府がその俸給その他の給与の額を

増加し」という場合に当たることになります。したがって、その同条に申し出ておりますように、裁判官について一般の官吏の例に準じた給与の改定をする必要が生じてくるということになってまいります。

その準じ方の問題といたしまして、従前からやっておりますように、裁判官のそれぞれの報酬額と具体的な数額において同等であるところの特別職あるいは一般職の俸給の増額と、その対応する数額の一般職、特別職の俸給の増額と同額の増額をしていくという対応金額スライド方式というものが一般の官吏の例に準ずるという法の趣旨に一番よく合致しているのではないかと、ということで、今回も同様なやり方をしておるわけでございます。

一方、検察官につきましては、その職責が、司法権の発動を促すという意味で重要な役割を持っており、また、その加えまして、その任用資格が原則的に裁判官と同等になっておりますというふうなことから、よく言われますような準司法官的地位を持っていくということ、古くからその給与等について一般の政府職員とは異なるやり方がとられてまいりました。裁判官と同様なやり方が行われておりますので、今回もそういう趣旨の改定をするということにいたしましたということでございます。

○三浦(隆)委員 裁判官にせよ検察官にせよ、生活をするためには、これはもう報酬あるいは俸給あるいは民間の給与と、どう名をつけましようとか大切なことでして、物価が上がっていかばそれ相応に上げていかざるを得ない要素があるろう、こう思っております。ということ、これは官公庁に働く方だけではなく、民間も同じことだと思っております。

そこで、関連して、またグリコ・森永事件に反させていたがたいのですが、今そこでは企業の存続そのものすら危ないところに追い詰められようとしてきているということ、これは大変なことだろうと私は思います。

まず、警察の方にお尋ねをしたいと思っておりますが、今回のグリコ・森永事件の特徴というのはどういふところにあるのでしょうか。

○藤原説明員 グリコ・森永事件の特徴でございますが、先ほど副長官からもお話がございましたが、大きく分けて二点ござります。

その一つは、食品に毒物を混入するなどいたしましてこれをばらまき、食品の安全に危険性を生じさせるなどの手段で多数の人命を人質にして、食品流通などの会社をおどしまして金員を要求するというパターン、これが一つござります。

それからもう一つは、これがさらにそういう犯行に際しまして、マスコミを最大限に巧みに利用いたしまして、国民の不安感を増大させるということで脅迫の効果を高めようとする、いわばマスコミ利用といえますが、悪用といえますが、こういう犯罪とも言える新しい形であるということ、これまでなかったこの種の形、こういうものが大きな特徴ではないかというふうに考えております。

○三浦(隆)委員 昭和五十八年度の警察白書によりますと、日本とアメリカあるいは西ドイツ、フランスなどに比べますと、日本の犯罪率の少なさ、あるいは検挙率の高さというのは際立ったものがある、こう思っております。

例えば殺人におきまして、日本とアメリカは、犯罪率が一・五対九・八、検挙率は九七・四対七一・六です。強姦につきましては、犯罪率が二・二対三・五、六、検挙率は八九・三対四八・一、強盗は、犯罪率二・〇対二・五、〇、六、検挙率は八一・五対二・三・九、窃盗は、犯罪率一・〇六・六対五・二・三・〇、検挙率五四・七対一六・九となっております。

これは日本の警察能力の水準の高さを示すものだと思うのですが、それにしましては、今回の事件が大変歯がゆい思いで国民全体は見ている、こう思うのです。現在捜査状況はどうなっているのか、事件解決への見通しはどうなのか、お尋ねをしたいと思っております。

○藤原説明員 この事件の捜査状況でございますが、この捜査は、大きく分けまして大体二つの面からの捜査を行っているわけでござります。

一つは、基礎捜査と申しますか、通常の基本的な捜査でございます。その一つの内容といたしましては、例えば先般公開いたしましたテープの声やビデオの男、こういふことにつきまして国民の皆様協力をお願いしております。また二つといたしましては、タイプライターとかオーパーとか、さらには先般のコピー機とか、そういう関係のいわゆる物、ブツと申しておりますが、こういった遺留品を中心といたしましてブツの捜査、それから特に今回はこういった特別の都市化の進んだ広域な地域でござりますので、いわゆるローラー作戦と称します特別巡回連絡による情報収集、こういった形の捜査を一つの柱としてこれを推進いたし、それそれ対象事項についての説明を図っていただいております。

それからもう一つの捜査でございますが、これは現場的な捜査と申しますか、犯人側からの現金授受の要求がありまして、その機会を利用いたしまして、その現金授受現場における捕獲を目的とする現場逮捕、こういった形の現場捜査でございます。ただ、この捜査は、過去に何回かのそういった現金取引の機会がございましたが、この犯人が異常に警戒心が強いということで現場にあらわれないというようなことで、この機会を機挙に結びつけることができなくて大変残念に思っておりますが、これまでの教訓を生かして、今後このような機会がありましたら十分に活用して、鋭意捜査を進めてまいりたいというふうに考えております。

ところで、この事件の見通しということでございますが、捜査でございますので、いろいろ状況が変化してまいりますところでもございまして、いつまでにと申し上げることは、この種の業務の性格からなかなか困難でございますのでお許しをいたしたいと思っておりますが、警察といたしましては、今後さらに総力を挙げまして早期検挙に努力をいたしたいという所存でございます。

○三浦(隆)委員 とにかく森永で働く人たちはその生活のすべてをそこにかけて、一日も早い警察の逮捕を願っているわけですね。ひとつしつかりと頑張ってくださいたいと思っております。

なお、十一月十四日のハウス食品に対する現金持参要求があったときに、滋賀県警のパトカーが犯人と思われる者を取り逃がした、そんなミスも起こったやに新聞は報じておりますが、ひとつ十分に気をつけて早急な犯人逮捕へと頑張ってくださいたいというふうに思います。

次に、厚生省にお尋ねをいたします。まず第一点ですが、青酸カリなど毒物の管理は現在どのように行われているのでしょうか、お尋ねをしたいと思います。

○小宮説明員 ただいま先生から御質問のございました青酸ソーダでございますが、厚生省の方で法律として所管しております毒物劇物取締法におきまして毒物に指定してございます。毒物に指定いたしました、これらのものを製造する業者あるいは輸入する業者、販売業者、そういうものにつきましては厚生大臣から都道府県知事の登録に係らしめるというような法規制になっております。そのほかに業務上青酸ソーダを取り扱う業者につきましても、取扱責任者の設置とか、あるいは毒物劇物の表示の規定、あるいは交付手続なり譲渡手続の規制、それから、特に盗難とか紛失を防止するための処置が法律上義務づけられております。いわゆるかぎのかかる場所、他にものと区別して保管するということ、厳格な規定を設けて関係業者に管理を行わしておるわけでございます。

また、都道府県におきましても毒物劇物監視員という専門の監視員がおりまして、そういう監視員を通じて、各取扱業者に対して年に定期的に立入調査をしまして、そういう保管管理状況が厳重に行われるようにという形で現場の指導を行っているという状況でございます。

○三浦(隆)委員 毒物管理の不十分さということからして今回の毒物利用による事件が発生したものでありまして、この種の事件というのはなお今後とも頻発するかもしれない、こういう状況にあるわけですね。厚生省としては今回の事件に対してどのような責任を感じ、どのような対応策をなそうとされているのか、お尋ねしたいと思います。

○小宮(説明員) 今回の青酸ソーダに伴います一連の不祥事件につきましては、先ほど警察当局の方から御説明がございましたように、鋭意捜査が行われておるということで、私どもも重大な関心を持ってその推移を見守っておるわけでございますが、厚生省としましては、ただいま申し上げましたように、毒物劇物の管理という観点から、この種の事件の発生を防止するという観点から、毒物劇物の厳正な管理という面で徹底していきたいというふうに考えております。

現在、都道府県にそのような毒物劇物の監視員がございまして、従来からそういう取扱施設の監視指導というものを行ってきたわけでございますが、今回の事件で非常に大きな社会問題になってきていくというふうなこともございまして、厚生省といたしましては、先般、各都道府県に対して毒物劇物の保管設備それから取扱量の点検あるいは譲渡、交付手続の厳守とかあるいは盗難、紛失事故の届け出等につきまして改めて関係業者に周知徹底を図るよう指導したところでございます。現在、都道府県におきましては、厚生省の方とも協力して各営業所の立入調査等を精力的に行っております。地元の大阪とか、兵庫、京都などでもそういう取扱業者の現場の監視を強めておるといふような状況でございます。

○三浦(隆)委員 とにかく毒物の管理体制に今後とも万全を期していただきたいというふうに思います。

次に、大蔵省にお尋ねをいたしますが、税の問題なんです、今回の森永製菓やなんかに対しまして税法上どのような救済策をお考えになつていらっしゃるかという点についてお尋ねをしたいと思うのです。

一つには、新聞によりますと、国税通則法に基づきまして納付猶予の申請が出されているというふうな言っているのですが、その場合、その申請に対する扱いはどうなるのか、これをまず第一点お尋ねしたい。

それから第二点は、この国税通則法の猶予の条文は四十六条かと思えますけれども、そこに出されている例示は「震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により」というふうに書いてありますと、この条文ではいわゆる天災なんですね。今回のような人災というのか、のような感じだと、ちょっと次元が違うように思いますが、こうしたものにどういうふうな論議で拡張解釈で適用されようとするのか、あわせてお尋ねをしたいと思います。

○加藤(説明員) お答えいたします。森永の納税猶予の申請でございますが、申しわけないのですが、税金の問題につきましては特定の企業について直接にお答えをすることは控えていただきたいたいですけれども、この種の事案につきましても納税猶予の申請につきましては、私ども税務当局といたしまして、その企業の置かれた立場というものをよく理解できまして、通則法の法令の規定に照らして実情に即した適切な措置を講ずるということで、現在検討を鋭意進めておるところでございます。

〔委員長退席、高村委員長代理着席〕それから、一応この種の事件に対する納税救済措置というのは、当面は納税の猶予の申請が考えられる、こういうことでございまして。

それから第二点の国税通則法の読み方でございしますが、先生御指摘のとおり、国税通則法の第四十六条の第二項の第一号に「納税者がその財産につき、震災、風水害、落雷、火災その他の災害を受け、又は盗難にかかったこと」というのが納税の猶予を認める要件として掲げられております。

この種の事件につきまして非常に狭く解釈すれば、なるほど自然災害ではございませんので、該

当しないという読み方もできないわけではございませんけれども、「その他の災害」というものは必ずしも自然災害だけだということに狭く限定的に読みなければならぬというふうには考えておりません。私ども、取り扱いとしましては、詐欺とか横領とか、そういうことで被害を受けた場合もこれで読むというふうな取り扱いが従来からございまして、それから見ますれば、詐欺、横領の場合よりもっと今回の企業の場合は企業にとつて不可抗力性が強かったというふうに私ども考えております。

以上でございます。

○三浦(隆)委員 結論はむしろ私は賛成なんです、ただ、その説明ですね。「震災、風水害、落雷、火災」こういうふうな例示されて「その他」とあれば、これは明らかに自然災害だけしかないわけですね。ほかのものは出てくる余地がないくはないものでありますが、しかし、もしそれだけではないのだ、広げるというならば、むしろ将来的にははっきりと法令を改正してわかりやすくした方がいいだろうと思えます。特に今回の事例に限って言えば、予測し得ない本当に大変なことでありまして、むしろ、旧来の法令解釈では少し怪しくても今回の事例には積極的に取り組んで、ひとつ大蔵省としても救済策に立ち向かうのだというふうな答弁の方がすっきりするだろうと思えます。

関連しまして、この一年間の猶予期間が過ぎましても、森永の収益は犯人が捕まらない限りはほとんど下がっていくのでして、一年待たれたら返せるかどうかというのは大変難しいところだろうと思えます。そうした場合に、支払不能のような場合にどのような対策を考えられるのか、お尋ねしたいと思います。

○加藤(説明員) お答えいたします。

今、問題になっておりますのは、中間申告の法人税額というふうな聞いております。これは、中間申告のものは、決算が確定して確定申告をするときにその事業年度が欠損であるならば、一たん

納税の猶予をされた中間申告税額については納税義務が消滅する、猶予しておいたものが消滅するというところで、なくなってしまう、こういうことでございまして。

もしこれが確定申告の税額ということであれば、それが納期限までに一時納付困難という場合には、原則として一年以内納税猶予を認めまして、一年たつてもまだ納付できないやむを得ない理由が続いているという場合には申請に基づいてさらに一年延ばせる、こういう規定が通則法にございまして。

以上でございます。

○三浦(隆)委員 済みません。ちょっと予告してない質問なんですけれども、現在、交通事故の場合ひき逃げに対しても補償が出されているということなんです、今回のような事件の場合に、こうしたいわゆる企業に対する不慮の災難ですが、こうしたものに対する救済策となるような新しい保険制度というのか、そういうふうなものはないか、森永製菓にちよつとお尋ねしたい。――じゃ、この質問は次回に延ばすことにいたします。

次に、法務省にお尋ねをしたいと思えます。今回、このグリコ・森永事件の犯人が逮捕されたこと仮に仮定した場合に、現行法上どのような罰条が適用されて、実際のどのくらいの刑期が予想されるのかという点、現在時点でお答えいただける範囲でお願いいたします。

○寛政(説明員) お答えいたします。

何分、現在捜査中でございまして、事実関係の詳細が明らかではございませんので、断定はいたしかねると思えます。

主なものについてだけ申し上げたいと思えますが、例えば江崎グリコの社長宅へ侵入して屋外に社長を連れ出して、連行して監禁して傷害を負わせて身の代金を要求したという点につきましましては、監禁致傷あるいは身の代金目的の拐取というふうな犯罪に当たるわけでございまして。

それから、森永製菓の製造に係るテロリスト

等に青酸ソーダを混入させた製品を配布するといふ旨を告知して金員を要求した事案、これは恐喝未遂でございますが、これはほかの各社いずれも同様の恐喝未遂罪が多数成立するわけだと思ひます。

それから、青酸ソーダを混入させた製品をスーパー等の店頭配布した事案、これにつきましては、事実関係が定かでございますので、何とも言えない面が多いわけでありましても、事実関係いかによつては殺人未遂罪の成立もあり得るであらうということでございます。

さらに、これらの行為によりまして同社の製品の販売を困難ならしめた点につきましては、威力業務妨害の成立が考えられます。

それから、そのほかにも個々の行為、たくさんあるわけでございますが、工場等に放火した点は、建造物侵入あるいは建造物放火になりましようし、その間、脅迫状を各社等へ送っておりまします。これはそれぞれ脅迫になるかと思ひます。それから、男女二人を監禁したというの当然監禁罪の成立が考えられますし、各種の犯行でピストルを使ったというような事案もございまして、そういうものにつきましても銃砲刀剣等違反というふうなことで、その犯人が何人かわかりませんけれども、それが複数の者、全部に關与しておるかあるいは分担しておるか、それによつても異なりますけれども、今申し上げましたような罪名がそれぞれに適用される。

今申し上げました中で一番重いといひますのは身の代金目的の擄取、これが上は無期でございます。それから、擄取して身の代金を要求した場合、これも上は無期でございます。それから恐喝、これは長期十年、それから殺人未遂、これは殺人でございますから、法文上は、長期といひますか、上限は死刑があるわけでございます。それから威力業務妨害、これは三年以下というふうな、それぞれ罪名に従ひまして刑期が異なるわけでございますが、御承知のように複数の犯罪を犯しました場合は併合罪の規定が適用になりまして、一番重い刑の長期の一・五倍といひますか、

恐喝を二つ三つ重ねました場合には十五年になるわけでございます。そういうことを考えましてどれぐらいの刑になるかということ、これはどうもさらにいろいろな情状その他を見ましても、何とも申し上げようがないわけでございます。

ただ、申し上げられますことは、現行法規に照らせば、もし犯人が検挙されて、真相解明して起訴がなされ、裁判になるといふような場合に、現在の状況から判断いたしまして、それぞれの罪名について極めて情状の重い類型であるといふことは一致して言えようかと思ひます。そういう意味で相当の重罰になるのではないかと思ひますが、どの程度ということまでは現段階ではちよつと申し上げかねる次第でございます。

○三浦(隆)委員 今回の一連の事件を見てみますと、毒物を混入しながら予告をするとか、かなり法規に詳しいといふか、そんなような感じがするわけですね。これに対して、現行刑法はしよせん明治の法規ですから、そういう新しい現代の犯罪に対応する、あるいは適切などいふか、そういうふうなものがあり得るかどうか、今後とも事件の推移を見なければわかりませんが、問題があるような気がいたします。

刑法を補強した一つのものとして、例えば人質による強要行為等の処罰に関する法律というのが昭和五十三年にできております。この第一条によりまして、二人以上共同して、かつ、凶器を示して人を逮捕又は監禁した者が、これを人質にして、第三者に対し、義務のない行為をすること又は権利を行わないことを要求したときは、無期又は五年以上の懲役に処する。しよせんばなから無期といふふうなことをうたつておりますが、今度の江崎グリコのときの社長の監禁といふか、そうしたような関連がどうなるのかと一つ思ひます。

それからもう一つには、同じく古い法規で、明治十七年に爆発物取締罰則というのができておりますけれども、爆発物じゃなくて毒物の混入といふふうなことでの毒物取り締まり罰則とも言う

ものが立法上可能なものか、ひとつこんなこともお考えいただきたいし、それから新しい乗り物としての航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律とか航空機の強取等の処罰に関する法律といふのが生まれておりますけれども、航空機ではないですけれども、直接な暴行あるいは脅迫といふよりも、毒物を用いることによつて企業自体を危険な状態に陥れる、あるいは企業を倒産させるといふか、そういう可能性が濃厚な場合、いわゆる航空機ではないですが、企業といふものを対象にして、そういうものに対して毒物などを置いて倒産させるような、そういうものに対する特別な法規を考えると、新しい時代の新しい犯罪に対応するような姿勢、今後ともひとつ法務省の方にもお願いをしたいと思ひますが、いかがでございますか。

○寛政府委員 ただいま先生御指摘のように、今回のグリコ事件だけを見ましても、いろいろ新しい形態といひますか、の犯罪の類型がうかがわれるわけでございます。現行刑法も明治四十年以来でございますので、予想していない各種の犯罪が見られるわけでございます。今御指摘の二、三のように特別法の形でできているものもございまして、刑法の一部改正で入れたものもあるわけでございます。いずれにいたしましても、社会の進展に伴ひまして今後さらにそういう新しい形態の犯罪が出てくるのが予想されますので、私どもとしてもそれに対応すべく鋭意検討を続けてまいりたいと思つております。

○三浦(隆)委員 それから、仮に犯人を逮捕しまして犯人を極刑に処したとしても、企業の財産が減つたり、そのことに對しては企業にとつては何も救いがありません。現行法上、特別融資の制度その他は仮にあったとしても、困っている企業に對して積極的な補助金とか何かを渡すといふか救済資金を渡すといふふうなものはないのです。それで特に、いわゆる一森永ではなくて、そういう新しい犯罪に對して果敢に闘っているような

場合、一企業の森永としてとらえないで、何か今後資金的に救済する方法、そういうものがあつてもいいんじゃないか。例えば昭和五十五年に犯罪被害者等給付金支給法というのでできておりますね。いわゆる通り魔殺人のようなものに遭つたケースであります。旧来考えられなかったですが、現にそういうものが出てきているわけですね。

まさにそうした通り魔殺人に遭つた遺族からすれば犯人を殺してもやりたいといふくらいに氣持があらうかと思ひますが、それを氣持的ににお金にかえてあるのですが、今度の森永のように大變な被害を受けているわけですね。全く森永の責任じゃないわけですね。こういう場合の救済の立法といふものが現在ないのですけれども、例えば犯罪被害者等給付金支給法といふものにもしよとすれば、犯罪被害者等給付金支給法(仮称)といふふうな名称の法律でもつくることによつて、倒産なり経営不振企業の救済といふか、そういうふうなものがこの種の事件に少しは救いになるんじゃないかと思ひますが、この種の立法についてはどんなものでしょうか、ちよつとお尋ねいたします。

○高村委員長代理 どうかにお伺ひいたします。

○三浦(隆)委員 やはりこれは法務省でしよう。当初は新事態についてということだったのでこれは政府にお尋ねしようと思つたのです。ですが、けれども、政府の方は副官初め大変お忙しいようでお答えいただけないし、所管の方がどこかわからないのですが……。

○寛政府委員 先年通り魔等が発生いたしました際に、今御指摘の犯罪被害者等給付金支給法ができたわけでございます。これは警察庁の所管でできたわけでございます。その際に、いろいろ犯罪被害者に対する補償の問題が大いに論議されたところでございまして、なかなかその被害の範囲とか他の補償といひますか、保険、補償との関係とかいふようなことで相当難しい問題があるとい

うことを論議した記憶がございますが、いずれにいたしましても、何らかの方法が講じられるならば講じられるべきであるというふうに思っています。なお検討させていただきます。○三浦(隆)委員 所管が合っているかどうかかわかりませんが、検討してほしいという、ぜひとも積極的に検討するようにお願いをしたい、こう思っています。

次は中小企業庁の方にお尋ねしますが、今回のグリコ・森永事件にかかわる下請企業に対する救援策、どのようにお考えでしょうか。

○高梨説明員 関連中小企業者対策といたしまして、中小企業庁といたしましては、既に森永関連下請中小企業者の動向の調査を行うとともに、政府系の中小企業金融機関に対して森永関連下請企業との金融面での要請について個々の実情に応じまして積極的に対応するように指導しております。ところで、これに、これに加えて、森永関連の中小企業者に対して、本日付をもちまして中小企業信用保険法上の特例措置を適用するということで通産大臣告示を行ったところでございまして、この告示によりまして、森永製菓の生産量の縮小に伴って経営の安定に支障を生じている中小企業に対して、通常の信用保険限度額八千万円に加えて別枠といたしまして八千万円まで利用が可能ということになっております。

〔高梨委員長代理退席、委員長着席〕

さらに、これも本日付でございますけれども、森永事件の影響により経営の安定に支障を生じている中小企業者を中小企業体質強化資金助成制度の貸付対象とするということで、先ほど官房副長官からもちょっとお話がございましたけれども、各都道府県に対して中小企業庁長官の通達を出しております。

それからさらに今後の対応策でございますけれども、以上の対策は森永企業関連の中小企業に限った対策でございますけれども、もっと広くチョコレート、ビスケット等の菓子製造業及び卸売業

に対しまして中小企業信用保険法上の不況業種の指定を行うことで現在検討をしております。年内に通産大臣の告示を出すべく検討中でございます。さらに、下請企業振興協会というのが四十七都道府県にございまして、この振興協会を通じて関連下請企業の要請に応じまして下請取引のあっせんを行うといったことを考えておるところでございます。

○三浦(隆)委員 労働省にお尋ねいたします。

今回のグリコ・森永事件に関連しまして、雇用保険法に基づく雇用調整助成金というふうなものが決まったようでございますが、その一つは、どういう状況にあるかという問題、もう一つは、今回の事件に関連してのパート労働者に対する雇用の問題で検討課題となるかと思っておりますけれども、これで本当に森永事件が済めばよろしいのですが、これ以上経営悪化ということになりますと、単に臨時、パートの問題だけじゃなくて正規に働く人々の生活への影響が出てくるかと思っております。こうした場合の給与の補給あるいは失業対策、そうした点についてどうお考えなのか、お尋ねしたいと思います。

○竹村説明員 お答えいたします。

雇用調整助成金制度というのがございますけれども、これは事業活動の縮小を余儀なくされた場合におきまして、労働者を休業させるとか、その間教育訓練を行うとか、また他の組織に転出させるとかいう形で雇用の安定を図るというためにそういう処置をした場合、そういう処置を講ずる事業主に對して必要な助成または援助を行うという制度でございます。したがって、休業等が行われることになった前提ということで現在適用ということにはなっておりますけれども、実際に休業が行われ、それに基づきまして申請が出たというケースはまだ出ておりません。しかしながら、制度の照会とかそういうものにつきましては二、三、私の方の出先機関に上がっておりますし、今後そういう問い合わせまたは実際の申請が出る

ケースも十分考えられるというふうに思っております。

二番目の御質問でございますけれども、現在、私どもで、特に森永に関連いたしましたパートの労働者が、先ほど先生御指摘がありましたように、約四百五十名、解雇といいますが仕事がなくなくなったという状況にございます。したがって、早速このパートの方々とお会いいたしまして職業相談といいますが、そういう処置も講じておるところでございますけれども、今のところ、このパートの方々の大半は森永製菓への復職を非常に希望していられるという状況にございます。

私どもで現在行っておりますのは、第一は、各工場ごとに就職希望者がいないだろうか、そしてまた、再就職に当たっての希望条件はそれぞれどういうことをお考えになっておるかということ、まず把握するための処置を講じておられます。

二番目といたしましては、そういう方々の就職先といいますが、再就職先にかかわりましていろいろ求人情報の提供とか、集団でいろいろ説明会なんかをいたしまして、再度就職する場合のいろいろな相談ということも行っておりますし、また、一人一人個別の職業相談とか職業紹介もしております。

その結果、現在まで八名が他の第二の、森永以外のところに就職したという報告を得ておりますけれども、今後とも従来行っておりますような、今御説明いたしましたような対策を必要に応じて行うことにより、その再就職される御希望の方がいらっしゃいます場合は、その再就職が迅速に行われるよう対応してまいりたいと思っております。

それから、第三番目の御質問でございますけれども、これは我々といいたしまして、予測せざるいろいろな事件の影響で労働者が非常に影響を受けるということとは、今回の事件がまさにこういう事件でございます。私どももこの事件が起きましたときから、特に労働者にどういった影響が出るだろうかということを非常に関心を持って見ておりまして、そのため、特に先ほど御説明いたし

ました雇用調整助成金ですね、これは従来大型倒産に限られて適用されるということで制度を運用してまいっていたものでございますけれども、それを今回特に江崎グリコ及びグリコ栄養食品の事件に絡みまして、関連下請中小企業にも影響が出る、したがって、その影響により、そこに働いている労働者の方々にいろいろな影響が出るということ、懸念いたしました。その指定基準を、急激かつ大幅な生産量の減少が生じている場合にも適用するようになり、新たに指定基準を設けて対応したところでございます。

で、今後とも雇用の安定を図るという見地から、状況に応じて、いろいろ現在持っております諸制度を活用したいと思っておりますし、特に職業安定所その他、我々の職業安定機関と申しますか、そういうものを通じまして再就職の促進対策というものを十分強化してまいりたいと思っております。

いずれにいたしましても、各省庁と連携しながら、この事態の推移に応じて、必要な問題にそれぞれに対処していくという姿勢で労働省としては対応してまいりたいというふうに思っております。

○三浦(隆)委員 旧来のいわゆる会社の経営者の失敗による倒産とか、そういうのと全く性質を異にした事件だというふうな観点からひとつ対応策を考えていただきたいと思っております。

既に時間でございますが、最後に法務大臣から、閣僚の地位にある法務大臣として、今回の事件をどう受けとめられているか、一言お尋ねして質問を終わらせていただきたいと思っております。

○嶋崎国務大臣 先ほど来十分政府側でも答弁をいたしましたように、今回の事件は非常に悪質な事件であるというふうに思っています。その影響するところも非常に大きな問題を包蔵していると思っております。

そういうことを考えますと、我々としても、こういいう、ただ単に掲名されたところだけじゃなしに、そのほかの食品業界にも非常に大きな影響を

及ぼしているという事実を考えますと、本
当に許しがたい犯罪であるというふうに思っ
ております。

したがって、一刻も早く検挙をするよう
に思っております。それに対応して生じ
ておるいろいろな問題についても十二分の配慮
を行っていかねばならぬというふうに思っ
ております。

○三浦(隆)委員 どうもありがとうございます。

○片岡委員 柴田陸夫君。

○柴田(陸)委員 ちょっと順番の変更などで皆さ
んに御迷惑をおかけしましたことをまずおわび申
上げます。

最初に大臣に伺いますが、まず私の考えを申し
上げますと、憲法では、労働者の生存権を確保す
る基本的権利として、すべての労働者に労働基本
権を保障しております。それは代償措置というこ
となどによって代替できるものではないと考え
ております。政府の方では公務員労働者の労働基本
権剝奪の代償と称して人勸制度を設けておられる
わけですが、そうしながら、三年連続の凍結、抑
制を続けておって、さらに今年度も大幅な切り下
げを図ろうとしているわけです。

日本のこうした事態に対して、ILOは人勸制
度に疑問を表明し、制度の改善勧告をしております
し、これは国際的にも認められないことを政府
は強行しようとしているということを意味すると思
うわけであります。

人勸の切り下げは、政治的必然性として、裁判
官や検察官も含めて、公務員労働者とその家族の
生活に重大な打撃を与えるだけではなくて、ひい
ては広範な国民生活に影響を与えることになるわ
けであります。

法務大臣にお伺いしますが、自民党政府はこと
しもまた人勸を切り下げることにしましたが、法
務大臣としては、こうした事態をどのように認識
しておられるか、もう一度私にも答弁をいただき

たいと思います。

○嶋崎国務大臣 御承知のように、今回の人事院
勧告がありまして、それに対応するために政府の
中でもいろいろ検討をして今日までまいったわ
けでございます。

御承知のように、過去の長い経過がありますけ
れども、本年に限って考えるならば、できるだ
け、少しでも給与の引き上げ幅を大きくしよう
という形で今日まで努力をしてまいったわけ
でございます。そういう観点から、今度の一般職
の公務員に対する給与の改定、特別職の
職員に対する給与の改定が行われるというよう
なことに相なったわけでございます。

それらの経緯については先ほど来申し上げたと
おりでございますが、こういう代替措置を設ける
のが適当であるかどうかというようになり
ますと、これはある意味では政治論であらうと私
は思うのでございます。しかし、諸外国の実例と
いうようなこともいろいろあると思えますけれ
ども、こういう制度が存在する限り、できる限り
その実現のために努力をしていかなければなら
ないという気持ちは当然であります。しかしなが
ら、現在日本が抱えている非常に財政窮迫の事態
というのを考えますと、そういう事情というも
のをある程度整合してああいふ答えにならざるを
得なかったという事態は御認識をいただきたいと
思っております。

そういう観点から、今問題になっておる裁判官
あるいは検察官に対する報酬、給与の問題につ
きましても、一般職の職員に対する給与の改定、さ
らには特別職の職員に対する給与の改定法案に準
じまして、裁判官の給与についてのスライド条
項、十条の規定というように援用しまして
法案を提出しようというものが実情であるわけ
でございます。

そういう意味で、どうかこの法案の円滑な処理
を心からお願ひ申し上げたいというのが私の現在
の気持ちでございます。

○柴田(陸)委員 私の方から言いたいこともたく
さんありますけれども、既に同僚議員から数々質

問がありましたし、また後で林議員から質問があ
ると思っておりますので、この問題はこの程度にいた
します。

次は、法務省の刑事局長にお伺いしたいのです
が、きのうの朝日新聞のトップ記事で自民政調の
司法特別委の問題、「法務幹部から聴取」という
ことで記事が出ておりました。自民党政務調査会
内の司法の公正に関する特別委員会のことである
わけですが、そこには現職幹部として法務省の濱
邦久刑事局担当官房審議官が出席したということ
が書いてあるわけです。

そこで、まとめて伺いますが、一つは出席をし
た事実の有無、出席をするに至る経過、これは衆
議院の公報を見ますと、例えば林修三さんだと
か、石島泰さんとか、あるいは佐藤欣子さん、
こういう方々の名前は既に公報にも出ているので
けれども、浅野一郎参議院法制局長あるいは濱邦
久審議官、こういう人々の名前は衆議院の公報には
出ていないわけです。ですから、出席の経過もち
よっとお聞きしたい。

二番目に出席の場所。これも濱さんの場合は、
公報によりますと場所が変更になっております。
どういう場所で行われたか。

三番目には、私的に出席したとありますが、公
私の区別。私的であれば報酬が出るかと思いま
すが、そういう報酬はどうなっているのか。

それから四番目に意見の概要。これは簡単に結
構です。

五番目に、その話について議事録あるいは講義
をする場合のレジュメ、メモ、発言の要旨、そう
したものがあるかどうか。

この五つについて、時間が非常に限られており
ますので、結論だけお答えください。

○寛政府委員 ただいまお尋ねでございますが
が、濱審議官が出席いたしております。本年九月
二十八日の自民党政務調査会の司法の公正に関
する特別委員会に出席いたしておりますが、その経
緯は、同特別委員会から私どもの方へ、最近の再
審無罪事件等入権が問題になっている刑事事件に

ついて法務省から説明を受けたという御要請が
ありました。それを受けて濱審議官が出席し
たわけでございます。蛇足でございますが、当時
私が不在でございまして、刑事局長代理として濱
君が出席したという経緯でございます。

場所は自民党本部、ちょっと部屋の番号は覚え
ておりませんが、自民党本部の中の一室と聞いて
おります。

それから公私の別、これは公といいますが、何
といいますが、私の方ではございません。私ど
も、各党の正式な機関から御要望がありますと、
私どもの所管事項につきましては、可能な限り行
って御説明をいたしております。その一環と御了
解願えれば幸いです。

それから、意見の概要につきましては、概要と
言え、今申し上げましたように、向こうからと
いいますか、委員会からの御要請という内容
でございます。それに関連していろいろ意見を
申し上げたわけでございますが、その内容につ
きましては、この委員会が非公開で行われた自民党
内部の委員会におけるものでございまして、私
どもとしてその内容をお答えする立場にないこと
を御了解願いたいと思っております。

それからメモでございますが、これは私も濱君
から報告は受けましたが、特に議事録とか、そう
いうものは作成いたしておりません。

以上でございます。

○柴田(陸)委員 大臣にお伺いしたいのですが、
この記事によりますと、当時の——当時というの
はロッキード事件の検事総長、法務省刑事局長、
最高裁長官の出席を求める計画があるというよう
な記事があるわけですが、公務員の退職後
における守秘義務の問題あるいは司法の独立との
関連において、過去の捜査や裁判の問題を話をす
るということについて法務大臣はどう考えておら
れるのか。これも結論的にお話し願いたいと思
います。

○嶋崎国務大臣 ただいま御質問のようなこと
は、新聞に一部報道されてあることは私は承知を

しておりますけれども、全く聞いておられない事柄でございます。したがって、そういう計画があるかどうか自体も私は存じておられないわけでございます。

二番目に、こういう問題が議論されるときに、御指摘にもありますように、もう私人となられた方に對していろいろ法務関係の御質問をされるということはどうも適當ではないんじゃないかならうか。したがって、先ほども御説明申し上げておきましたけれども、そういうことがあれば法務省の方で事柄を受けて対応をすべきものであるというふうに考えておる次第でございます。

○柴田(陸)委員 きょうは法案の審議ですから深くは入りませんが、来るべき行政問題のときに深く尋ねていきたい、きょうの答弁を踏まえて尋ねていきたいというふうに考えております。

次に、新聞などで盛んに書かれております生体腎臓移植の問題です。

私が切り抜いただけでも「生体腎臓、移植用に売買」大阪に公然とせん組織「あるいは「売買腎」関与医師は除名」「腎臓売買に怒り」、ほかに二十枚ぐらい切り抜いていますが、こういうことで非常に社会問題になっていることだというふうに考えております。

刑法の二百四十四条、言うまでもなく、人の身体を傷害した者は十年以下の懲役または五百円以下の罰金に処す。傷害罪につきましては、殺人罪なんかと違いますが、被害者の承諾、囑託、同意による場合の特例はないわけでありまして、シエータスピアのあのベニスの商人の場合のように同意があっても、違法性は減少するとはいえない、輸血の場合のように同意によって違法性が全く阻却される、こういう場合であるから、傷害事件については殺人罪のような特例規定はない、こういうふうにして学者は説明をしておるわけです。

問題は、今緊急に腎臓の移植が必要である、そういう場合に、肉親の人たちが自分の子供を助けるために自分の一方の腎臓を提供しようという場

合とは違っておりまして、自分の腎臓を売るから切り取ってくれ、こういう場合、しかもそれが売買の対象になっている。囑託、同意があっても、このような手術をする者が仮に医者であっても、現行法体系のもとではやはり傷害罪を構成するものではないかと思ひます。

これだけ社会的批判が起きている中で捜査当局が動かないのはどういふことか、法務省はこれを放置しているのか、お尋ねしたいと思ひます。

○寛政府委員 生体腎臓の売買につきましては、柴田委員御指摘のような新聞記事を私も見て承知したところでございます。

その詳細な具体的な事実はまだ明らかでございせんので、断定的なことは申し上げられませんが、日本の法制では、御承知のように昭和五十四年にできました法律で死体からの腎臓移植ということについての法整備ができておるわけでございます。

ところが、それと違ひまして、生体からの腎臓の売買というところにつきましては、その売買自体を処罰する法律はもうございせんし、今御指摘のように、被摘出者、出す方の承諾がなければ傷害になることは明らかでございます。承諾があつた場合にどうなるかというところでございせんが、これにつきましてもいろいろ状況があらうかと思ひますので、先生御承知の昭和五十五年の最高裁の判例におきまして、被害者の承諾があつても必ずしも傷害行為の違法性を阻却しない場合があるというところは明言されております。

その場合に、最高裁の判例が挙げておりますのは、被害者が身体傷害を承諾した場合に傷害罪が成立するか否かは、単に承諾が存在するという事実だけではなく、右承諾を得た動機、目的、それから身体傷害の手段、方法、損傷の部位、程度など、諸般の事情を照らし合せて決すべきものであるという判断がなされております。

したがひまして、結論として申し上げるとすれば、個々の具体的な事案によつて決するしかないのではないかとこのように考えております。

○柴田(陸)委員 新聞を見ても、まさにサラ金の支払いのために自分の腎臓を売る、そういうものを手術する、こういうのが問題になっているのですから、一般論ではなくて、この問題はやはり刑事局としてはちゃんと調べなくちゃならぬということをお尋ねいたします。

時間がありませんので次に移りますが、次は最高裁判所の問題です。

全司法との交渉の中で、八四年の六月二十二日に、最高裁の事務総長の回答があります。「主として大都市あるいはその周辺の簡裁において、民事事物管轄の改正に伴う事件増や信販関係事件増が目立っていること。また、地裁においても執行事件や破産関係の事件が相当大幅に増加していること。家裁においても少年一般保護事件や調停事件が増加していることについては十分認識している。」「こうあるわけですが、最高裁は、この点現在も認識に変わりはありませんか。」

○山口最高裁判所長官代理人 その点につきましては、現在も同様の認識に立っております。

○柴田(陸)委員 ところで、全司法労組の方はこの四月に、一般職の増員、欠員補充の要求として千五百二十二名の増員要求をしております。事件増の経過などから見まして、この要求は私は当然だと思つております。

先日、私は千葉の裁判所の状況を視察し、職員からいろいろ話を聞いてまいりました。松戸支部の職員の話ですけれども、職員も若干ふえたが、民事事件数の急増に追いつかない。庁舎が狭く、十坪の広さの部屋に十名の職員が詰め込まれて勤務している。冷房はなく暖房も弱い。当事者の待合室もない状態だ。

さらに、これは千葉地裁、簡裁ですが、民事の方で、執行関係のタイプは三名で負担が重い。受付は人手が足りず平日七、八時まで残業し、日曜出勤も多い。一名増をしてほしい。それから、執行に入つて二年目の事務官が債権執行をやらされて

常訴訟は立ち会い三人で、書記官は帰りが七時ごろになる。女性は家庭の用事もあり残業できないので、家へ持ち帰つて帳簿つけや調書を書いていく。地裁民事ですけれども、和解室がないので、司法修習生を代用したり、ときには法廷でやっている。事務室も狭く、ロッカーに囲まれ、訪問者が入るところもない。それから会計の方ですけれども、保管金が千葉地裁は二十億円になっておつて、扱い件数、扱い額がふえて大変だ。

今度は、家裁の方にまいりますと、調停、暴力事件、精神障害者事件などが増加して、恒常的に残業、これは六時半ごろまでやるし、土曜日は三時、四時、日曜出勤もあるという状況です。それから、家事の受付に書記官が一人も配置されていない。以前はベテランが配置されておりましたが、受付でチェックされ整理されてきたが、現在はどれもこれも持ち込まれるので仕事量がふえている。休暇もなかなかとれない。少年事件の方では、事件増で、特に身柄つきがふえている。暴走族など集団も多く大変だ。鑑別所も定員四十三名に五十数名入れられていて。休日に調査書を書くのは当たり前になつていて。手が足りないのに、検察官送致など定型化された処理や、調査官が関与せずに書面処理されるものがふえている。適切な法運用ができない。これらのことが言われました。

こういう裁判所の実態の中で、最高裁は八五年度の予算概算要求における増員要求で裁判官九名、書記官十名、事務官二十七名、家裁調査官三名となつておつて、従わなくてもよい政府の定員削減への協力を差し引きますと、職員は結局一人もふえないという要求結果になっているもので、全く政府に追随する態度だと言わなければならないと思ひます。そういう点で、私は、最高裁判所が本当に独立性を持つて政府迎合を改めるべきだ、本当に立派な裁判を進めていくためにはそういう態度をとるべきだと思ひますが、所見を伺ひます。

○山口最高裁判所長官代理人 千葉地裁を初めといたしまして、地裁における民事執行事件、破産

事件、それから簡裁における民訴、調停、督促事件が非常に激増しておりますことは委員御指摘のとおりでございます。それから、六十年度の要求におきまして裁判官九名、一般職四十名の増員要求をいたしておりますことも御指摘のとおりでございます。

他面、政府の第六次定員削減計画によりまして、私もこれまで協力してまいりましたわけでございますが、やはり裁判所も国家機関の一つでございます。国の財政事情その他いろいろ勘案いたしまして、御協力できませんことは、例えば司法行政事務におきまして報告事務の簡素化を図るとかあるいは機械化を図るといったような措置を講じまして、御協力できるところは御協力いたさなければならぬ。しかし、事件処理のために必要な増員要求はやっていかなければならない。必ずしも四十九名で十全とは思っておりませんけれども、現下諸般の事情にかんがみましてこの程度の増員要求をいたしておりますところでございます。

○柴田(健)委員 そういふ態度であるから裁判所というのはいよいよ忙しくなつて、迅速な裁判の要求、この期待にもたえられない、こういう結果になっていくわけですからよく考えていただきたいと思ひます。

次に法務省関係ですが、御承知のように登記事件数は十年間で二倍というように急増しております。職員数はこれに対して増員されないので、この十年間に八割の増であるわけです。職場の実態を見てみますと、これは本当に深刻であります。

千葉支部の職員の意見の主なものをちょっと言つてみますと、千葉西出張所で残業は一週間に二回ぐらい二時間か三時間半ぐらいやる。もちろん残業手当はつかない。本庁では巡回実地調査、これは需要の一〇％しか満たされていない。千葉全体で車が九台、広域実地調査用に船舶と市川に運転手付の車が各一台あるだけ。それから登記官がタイプ打ちで、これはキーパンチャーには就業規則があつて一時間ごとに制限されるわけですが、これも一日じゅう打つことになつて信号

が黄色か赤かわからなくなる、よく見えないことになる、こういうことを聞いております。

それから、千葉の管轄の問題。登記所関係三十九庁舎のうち十五庁舎が借り上げで、千葉県の南の方では木造が多くて東部は鉄筋が多くなつているのですけれども、これが狭い。年間三百九十万円の補修費ですけれども、一斤当たりすると十万円にしかありませんから、何もできない。それから、激務でありますために女性を採用しないのじゃないか、こういうふうにかえられていのが現状であるわけです。

これらの問題を解決するには結局増員が必要であります。全法務労働組合は法務局職員一万一千六百九十三名、保護観察官署九百九名以上、入国管理局職員五百名以上、これを要求しております。千葉支部はこの中に四百五十八名入っているわけ

です。そこで伺ひますけれども、法務省も不足人員を調査しているという事です。先ほど批田田民事局長から数千という表現がありました。批田田民事局長は我々同期の修習生の中で最もすぐれた修習生であつたわけですが、数千ということは国語的に言うところ五、六千を意味するわけですから、皆さん方の調査においてもそれぐらいの人数が必要であるとお考えになつておられるか伺ひます。

○批田田政府委員 法務局の実情はただいま柴田委員の御指摘のとおりでございまして、人手不足が最大の悩みになつております。これを職員の手で換算しますと最小限どの程度の増員が必要かということになりますと、最小限私どもは三千人を下らない増員が必要であらうというふうにかえております。しかしながら、そのような増員を図るということは現下の財政事情、定員事情からもまた至難なことではございますが、できるだけ増員を獲得したいということで、先ほどもほかの委員の方の御質問に会計課長が答えましたとおり、法務省におきましては増員を予算要求の最大重点事項ということで要求をいたしております。

そして増員をできるだけ獲得するとともに、またほかの面で施設の充実であるとか、備品の整備であるとか、執務環境の整備とかいうふうなことも総合的にできるだけ手当てをして、幾らかでも職場環境をよくし、事務が適正迅速に行われることを一歩でも前進させたいということで努力をいたしておるところでございます。

○柴田(健)委員 先ほど御答弁がありました、五百二十九名を要求している、しかし第六次定員削減にかかわりますので、実際には法務局で七十名の純増ということになるわけです。総務庁が行いました行政監察の結果、窓口サービス調査で登記所がワーストワンということになつております。これは法務局の職員が質が悪いのではなくて、本場に職場の中で最も忙しい、そういう仕事を強いられる結果のあらわれであつて、現場の職員がどんな気持ちでこのワーストワンの屈辱に耐えているのか、これを解決しなくちゃならないと思ひます。

そういう意味で、少なくともこの概算要求額、私はもっと要求してもらいたいと思ひますけれども、大臣の立場からも少なくとも概算要求額、人員要求を一人たりとも削らせない、この決意をお聞きしたいと思ひます。

○嶋崎国務大臣 御指摘のように、現在の法務局の仕事を見ましても大変な繁忙にあるということはおろか、私自身もよく見せていただいて、そう思つておるわけでございます。したがって、何とかこの増員を確保したいというふうな気持ちでおるわけでございますが、何しろ行政改革を進めておるといふ実態がありまして、精いっぱい努力をしてみますけれども、なかなか難しい問題だなどというところを思つておるわけでございます。今後ともそんなことで精いっぱい気持ちで頑張つてみたいと思つております。

それに関連しまして、御承知のようにことはコンピュータ化を進めるといふ仕事をぜひとも実現をしたいというふうに思つておるわけでございます。その理由等については先ほど来説明して

ありますから申しませんが、一年間で二千三百万件も新しい登記事項がある、閲覧、照会だけで四億を超える件数がある、そういう実情があつて、しかも年間の増加が千六百五十万件増加しておる、そういう事態は私自身も十分承知をしておるつもりなんです。

それに対応するにはやはりある程度受益者負担という考え方も入れて思い切つた改正をやらなければいけない、そういうことによつてこの急場を何とか切り抜きたいというふうな思つておるわけでございます。もちろんそういう制度が入りましてからでも、急速にできるわけではありせん。したがって、いろいろな内部の環境の整備その他についても相努めまして、余り誤りのない処理が、しかも的確に迅速にできるようなことを心がけて努力をしていかなければならぬというふうに思つておる次第です。

○柴田(健)委員 時間が来ましたけれども、総務庁を呼んでおりますので、ちょっと一言だけ。

これは毎年行政サービス調査を行つておられるわけですが、それは大変いいことだと思ひますけれども、登記所がなぜワーストワンになつたのか、人員不足が根本原因であることはもう明白であるわけです。そういう点から言いますと、ワーストワンの改善のために法務省と協議しているとは思ひますけれども、現状のままでの改善を望んでいるんだ、こういうようなことで現場の労働者、大変怒つておるわけです。もう精神主義と労働強化、こればかりだということで怒つておるわけです。

そこで、総務庁としてもワーストワンの原因をひとつ明確にして、法務省と協力して、登記所の人員増を実現するように総務庁としても法務省に協力してもらいたい、この点、もう時間がありませんので、結論的に簡単に御答へ願ひます。

○上谷説明員 御説明いたします。確かに、御指摘のようにサービス評価調査におきまして、これで三回目になるわけでございますが、登記所の場合は評価が余り芳しくはござい

せん。ただ、申し上げたいことは、私どもの評価調査は、五十五年の閣議決定に基づきまして窓口行政というものについての国民の評価をまとめまして、これをその窓口行政の改善の材料にする、こういう趣旨でその調査をいたしているわけでございますが、その原因分析というところまでは私どもの調査の範囲内では実はいたしていないわけでございます。

原因は御指摘のようにいろいろ難しい問題があるろうかと思いますが、それにつきましては、各省各庁が窓口の行政の改善に向けて自主的に努力をしていくということの参考のために私ども資料を提供いたしているわけでございます。そういう点からいろいろ原因分析あるいは別途またいろいろ調査をいたしましたり、あるいはほかの事情も勘案をいたしましたりいたしまして、全体として窓口行政の改善推進を図っていくということであろうかと思ひます。

○柴田(税)委員 要するに、人事院勧告の完全実施、それから検察官や裁判官に対してもやはりそれに準じた実施、そして今までの凍結、削減の回復、さらに庁舎の改善、これは国会請願で何回も採択されているわけですが、それから裁判官、検察官の給与の場合、上厚下薄が非常にひどいわけですが、こういう点の改善措置、時間がありまじやうで答弁をいただきますが、ひとつその点、十分に改善のために頑張っていただいたいということをお願いして、終わります。

○片岡委員 林百郎君。

○林(百)委員 民事局にお尋ねします。

商法改正の大会社、小会社の区分、それから外部監査の方針が決まって法制審議会に審議をゆだねておる経過は、大体こういうことですか。五十八年七月三十日までには法制審議会商法部会は、中小企業に対し公認会計士や税理士による外部監査を義務づけることを内容とした大小会社区分問題の検討の方針を固めた、続いて五十九年五月九日、法務省は民事局の参事官の前で大小会社区分立法及び合併に関する問題を公表した、それから

り、ことしの十二月十二日に法制審の商法部会は大小会社区分立法の制定に向けて本格的な検討に入った、大体こういう経過だと知っていいでしょうか。

○批田田政府委員 おおむねそのとおりでございます。

ただ、中間で法務省が公認会計士、税理士の外部監査を導入する方向に決定したという言葉があったかと思いますが、そのようなことはございません。そういうふうな案もあるもので、各界の御意見も聞いて、どういうふうにして進めたいかというところを考へておる次第でございます。

○林(百)委員 そうすると、税理士会やあるいは公認会計士会に、外部監査をする方針も含んでおる、そういうことも検討の中に入っているということとは表明されたわけですね。

○批田田政府委員 法制審議会の商法部会におきましてそのような方向でも考えられるじゃないかという御意見がありますので、その点について各界の御意見を伺って、その御意見が大体各方面から寄せられて、現在それを整理をしたという段階でございます。

○林(百)委員 自治省に政治献金の問題を、これが事実であるかどうか確かめたいと思ひます。その委員長にこれを差し上げます。

大蔵省に聞きますが、TKC全国政経研究会と云うのはどういふ性質の会か御存じですか。

○頼松説明員 お答え申し上げます。

TKCは税理士、公認会計士が組織する任意の団体であると承知しております。

○林(百)委員 政治団体ですか、任意団体ですか。

○頼松説明員 任意の政治団体であらうかと思ひます。

○林(百)委員 自治省にお尋ねしますが、この表で一例というのがありますね。政治資金規正でこれが事実かどうか確かめておいてもいいかと私の方で言っておきましたが、これは事実のこととお

り記載されておりますか。

○山崎説明員 お尋ねの件でございますが、TKC全国政経研究会につきましては昭和五十四年八月十七日に設立届がなされております。またTKC関信政経研究会につきましては、昭和五十五年八月四日に設立届がなされて、それぞれ政治団体としての活動を行っております。

○林(百)委員 昭和五十八年度の収支報告書によつて、ここに一例というのがありますが、このような事実が記載してあるかどうか、あした質問するから確かめておいてもらいたい、事実と違つてはいけなから、ということをお願いしておきまして、確かめてもらえませんか。

○山崎説明員 御指摘の点についてお答えいたします。

まず、TKC全国政経研究会からでございますが、野田毅氏の指定団体であります野田会に對しまして五十八年に百万円の寄附がございました。それから、綿貫民輔氏の後援会に對しまして五十八年に百万円の寄附がございました。それから小泉純一郎氏関係、藤波孝生氏関係につきましてそれぞれ五十八年に百万円の寄附がございました。それから中曾根康弘氏関係でございますが、これにつきましてはTKC関信政経研究会の五十八年の政治活動費の推薦料の中に五十万円の記載がございまして、これはいづれも五十八年の収支報告に記載されておるものでございます。

○林(百)委員 じゃ、これをちょっと刑事局と大蔵省に渡して聞きたいと思ひますので……

同僚の名前が出たり前法務委員長の名前が出たりしておりますが、この野田毅さんというのは、自民党の商工部会長に五十八年二月十五日に就任されております。綿貫さんは、我々よく知っておりますが、前任の衆議院の法務委員長でした。小泉君は衆議院の大蔵委員会の理事をやっております。あと中曾根、藤波両君は言うまでもないと思ひますが、こういうところへ税理士会から、いろいろの性格があると思ひますが、献金がある。外部監査をするということは、公認会計士や税

理士の業務の範囲が広がるという利便がつきまとうので、そういう法案を税理士会としては希望していると考えても不自然ではないと思ひますが、これはどうでしょうか。大蔵省に聞きますか、あるいは民事局でも結構です。要するに、外部監査しますから、顧問の税理士のはかに外部の監査が入るわけですから、公認会計士にするか税理士にするか、あるいは両方にするか問題があるにしても、あるいは金額によつて区別することもあり得ると思ひます。まだコンクリートしていませんからね。しかし、いづれにしても業務の範囲が広がることはなるわけでしょう、外部監査するということとは。

○批田田政府委員 もし商法の中に外部監査を必要とするという規定が入りまして、それが義務づけられることになりましたと、その仕事は当然新しく出てまいりますから、それに携わる方の仕事の量というものがふえるということは一般的に言えるように思ひます。ただ、そのことが税理士の方にとつて直ちに業務量がふえるということについてはどうかは若干難しい問題があるような気がいたします。私も業界の実態はよくわかりませんが、現在、商法上の外部監査をしておりますけれども、税務関係については税理士さんがおられるわけですから、そこへ公認会計士か税理士……(林(百)委員「いろいろ説明しないでいいですよ。要するに仕事の範囲が広がるかどうかということですよ」と呼ぶ)それは、ある意味では広がることは間違ひございません。

○林(百)委員 それでいいです、あなたが税理士のことで言わなくても。要するに、税理士の所管の範囲がもし商法による外部監査をするとなれば広がるということは、これは間違ひない。それが税理士の収入にどう影響するかというところは、何も民事局長が言わなくても、税理士自身が自分のことですから考へていると思ひます。そうしますと、私が心配するのは、この前、貸金業の規制等に関する法律や出資法の改正案、いわゆるサラ金業法と言われているところですが、

これがあるときこの業界から莫大な献金がなされたということが問題になりまして、それで法務省の刑事局の方も、どういう名目にする特定の目的をもって金銭を相手方に渡すということは、仮にそれが政治資金という名目であっても贈賄の構成要件に該当する場合もある、全部該当するとは言いませんけれども、そういう場合もあり得るという説明を、私が質問して答弁を得ています。

実は、私の方で調べましたところが、とりあえず調べただけでTKC全国政経研究会から約六十七件の献金が政治家の後援団体になされ、その総金額は六千万円になっているわけですね。私が心配するのは、国会に提案する法案を業界が金で買収することができるといふことで、こういうことがなされていくという、これは許しがたいことだと思つたのです。国会に対する侮辱でもあるし、政治家の名譽に関する重大な問題だと思つたのです。

そこで刑事局の方にお尋ねしますが、この前私が質問しました、政治資金という形であるにしても特定の事柄について請託をしたということになると、それは違法性があることもあり得る、考えられるということがあります、それはそういうように、以前これは刑事局長から答えていただいた答えですが、そういう考えを持ってもいいのでしょうか。

○寛政府委員 今、林委員から資料をいただきました。ここに百万円とか授受の、寄附でございすか、あるようでございます。この関係につきましては、どういふ機会にどういふ趣旨でこの寄附がなされたかということは明らかでございせんので、これは何ともいふ方がないわけでございます。

今お尋ねの一般論として申し上げますれば、政治献金あるいは寄附という形をとりましても、当該公務員がその職務に關しておのれを収受した、職務に關して言うことでございすから、職務権限があり、その職務と対価関係にある、双方がそれを認識しておる、さまざまの条件がございす

が、そういう構成要件を満たした場合には、形はどういう形をとつておつても収賄罪が成立する場があるというところは前回お答えしたとおりでございます。

○林(百)委員 それで、先ほどのように例はここに五つだけ挙げてあるのですが、いずれもこの法案と直接間接関係のある方々、法務委員長とかあるいは商工部会長とかあるいは大蔵の理事だとかいう、総理や官房長官は広範な権限を持つていますから、これはまたこれの解釈もあり得ると思いますが、そういうことでございまして、これはやはり政界を毒する可能性もあるわけですね。私はここで毒しておるとまでは言いませんけれども、毒する可能性があるわけですね。

そこで、税理士法の四十九条の十七、それから公認会計士法の四十六条の十二によりますと、大蔵大臣は、税理士会に対しても公認会計士会に対しても、団体から報告を徴し、そして行う業務についてこれらの団体に対して勧告を与えることができる、または当該職員をしてこれらの団体の業務の状況もしくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

税理士会にしてもあるいは公認会計士会にしても大蔵大臣が相當の監督権限を持つていふわけなんですけれども、これは弁護士会とは違つてここに特色があるわけですが、この大蔵大臣の勧告権を行使して、もし法案を金で買収するような、あるいはそういう意図を持つてこういう行為をする、あるいはそういう疑惑を持つような、要するに、五十八年だけで六十七件、六千万円も税理士会から献金があるわけですから、それで、この十二月十二日には法制審議会の商法部会へ本格的な検討を入れてあるし、昨年の七月には部外監査をするということを含めて各界の意見も聴取しておるわけですから、六千万円もの献金を政界にしているというところは、これは疑われてもやむを得ないのです。

これに対して大蔵大臣として勧告あるいは事実の調査、こういうようなことをぜひしてもらいた

いと思うのですよ。これは政界の浄化のために、また国会の權威のためにしてもらわなければ困ると思うのですが、これは大蔵省ではどう考えていますか。

○中島(公)説明員 お答えいたします。

先ほど国税庁の総務課長からお答えいたしましたように、TKC政経研究会と申しますのは任意の団体でございまして、私ども大蔵省の証券局では、公認会計士について、公認会計士業務に關して監督する権限あるいは検査の権限等を持つておりますし、また税理士について国税庁の方でも同様でございますけれども、そういう任意の団体でございまして、我々の方で監督権が及ばない、そういう立場にないということでございます。

○林(百)委員 だめですよ、そんな言い逃れをしては。常識的に、TKC全国政経研究会というのは、これは税理士会や公認会計士の政治団体なんですよ。それで、予算委員会でも税理士会や公認会計士会の代表として参考人として呼ばれているのですよ。あなた、そんな認識じゃだめですよ。だから、この次までにTKC政経研究会が税理士会とあるいは公認会計士会とどういふ関係があるかということをよく確かめて、責任ある答弁をしてください。

例えば、ここに、ことしの二月二十四日の予算委員会にTKC全国会会長、公認会計士・税理士飯塚毅君が公述人として呼ばれて、予算委員会の議事録にちゃんとあるのですよ。それをあなた、そんなばかんなことを言つていたら、大蔵省は何のために検査権、勧告権があるのですか。この点調べて、この委員会ではっきりした答弁をしてください。それでなければ、あなた方も利害が一致して共謀していると言われても仕方がないでしょう。あなたはだれだか知らぬけれども、責任を追及しますよ。いいですか、もう一度答えてください。よく確かめてください。

○中島(公)説明員 お答えいたします。

先ほどの答弁の繰り返しになりますが、私どもが公認会計士を監督しておりますのは公認会計士

業務に關してであります。公認会計士の方が私人としていろいろな活動を行うとか、そういうたこにいついてまで私どもの監督権限が及ぶわけではございませんので、私どもは公認会計士業務に關しては監督する立場にございまして、それ以外の問題あるいは任意の団体について調査するという立場にはないということ御了解いただきたいと思ひます。

○林(百)委員 そんなことはあなた、詭弁ですよ。税理士が、公認会計士がTKCをつくつているので、それが献金しているというは個人と団体が一體となつてやつていふことは間違いないじゃないですか。あなたそんな詭弁を大蔵省がやつていたらだめですよ。もつとはつきりして、この次までにTKCと税理士会、公認会計士会とはどういふ関係があるか。任意と言つていふけれども、この会の構成員は全部税理士と公認会計士ですよ。それで、税理士と公認会計士には勧告権があるのですよ、あなた方。この金がどこから出ているか、税理士会や公認会計士会から出ていることは明らかじゃないですか。それをよく調べて、この次にまた法務委員会へあなた方また来てもらいますから、はつきりさせてください。私どもの方も調査します。

それでは委員長、もう時間ありませんから次の問題に移りますけれども、長野県町村議会議長会から、地籍調査事業についてどういふ陳情が出ているのですかと、本事業の認可を受け推進し、毎年その完了した成果品は知事の認証を経て法務局に送付し、登記簿の表示が改められ正しい土地表示により広く活用されることとなりますが、法務局に送付してもそれを処理する法務局職員が少なく、関係市町村が人件費を負担して職員を法務局へ送りこまなくては、成果の活用が陽の目を見ないといった実態であります。これ、これ、「記」として「地籍調査事業の登記事務経費を地方自治体(市町村)にしわよせしないこと。」「管轄内登記事務の要請に対応できるよう登記事務職員の充実ははかること。」「こういう長野県町村議

長野県ではこの地籍調査事業をやっている自治体は四十もありますけれども、こういう事実を知っていますか。陳情がわざわざ来ていますよ、私のところへ。

○枇杷田政府委員　ただいまお話しした陳情は私も承っております。そして、内容的にも、残念ながら法務局の方で人手が足りませんためにやむを得ずそのような市町村からも応援を受けておるというのが遺憾ながら実態でございます。

○林(百)委員　登記事件数が、細かい数字は言いませんが、甲号は、五十三年を一〇〇としますと五十八年は一一〇で一〇〇ふえています。乙号事件は、五十三年を一〇〇とすると五十八年は二二五で二五〇ふえています。ところが職員数はわずかに二％しかふえてないのです。仕事量は甲号で一〇％、乙号で二五％、ところが職員数は二％しかふえてなければ、これは仕事ができないのは当たり前です。やむを得ず地方自治体が乏しい財政の中からわざわざ一人職員を雇って法務局へ送り込まなければ法務局の登記事務はできないという状態ですね。

それで、自治体の方で部外応援者の数は、五十三年を一〇〇とすると一二三、一三％ふえているのですよ。職員はわずか三％しかふえないのに、部外からの応援が一三％、それで事件数は乙号が二五％、甲号が一〇％、これでは仕事ができっこないじゃないですか。なぜ職員の増員を要求しないのですか。乏しい地方自治体の財政に任せればそれでいいのですか、民事局は。そんなばかげた話はないでしょう。地方自治体で今財政がどんなに困難かおわかりでしょう。それを国の方がこんな仕事を、当然、あなた方のこの本を見れば、この地籍の仕事は私の方の民事のやる仕事ですと、ちゃんとこんな厚い本を出してその中に書いてあるのですよ。そして仕事は地方自治体に手伝わさせるなんてばかなことがどこにありますか。どうするつもりです。

○枇杷田政府委員　ただいま御指摘のような実態でございますので、私どもも大変申しわけない遺

そういう関係で法務局全体の増員につきましては、先ほども柴田委員からの御質問にお答えいたしましたとおり、法務省といたしましては最重要事項として要求をいたしております。これからまた最大限の努力をいたしてまいりたいと思いますが、なお抜本的な改善策として、先ほど大臣からもお話ございましたように、特別会計を導入してコンピュータ化も図りながら法務局全体の処理能力を高めることに努力をして、幾らかでも市町村側の方のそういった変則的な負担がなくて済むような状態に持ってまいりたいと思っております。

○林(百)委員　それでは法務大臣、御承知のとおりそういう実情で、あなたは閣僚ですから御存じでしょうが、地方自治体もことは補助金を一〇％切られたり大変なんです。それを国の委任事務でもないし、こんな超過負担が生ずるような仕事を、法務省の人員が足りないためにこういうことをやっているわけです。これは国の、法務省の名譽のためにこういうことは至急解消しなければならぬと思いますが、その点で努力していただけないでしょうか、私のところへ陳情が来ておりますので、聞いておきます。

○嶋崎國務大臣　ただいま民事局長からお話がありましたように、現在の法務局関係の仕事というのは大変多忙になっていることは事実であります。ただ、特に地籍調査等につきましてはもう少し、都市の近辺の方から、またそういうところはより問題があるので、そういうところからやってもらいたいものだなと思っておるのですが、どうも地方からそういう仕事が上がってきておるわけです。そういうことが各地域の皆さん方に大変御迷惑をかけておることに相なっておるのじゃないかろうかと私思っておるわけでございます。

しかし、いずれにしましても現在の多忙さというの私も十二分に承知しておるわけでございまして、本年度の予算につきましてもできる限り増員等の対策について努力をいたしますとともに、

○林(百)委員 それでは法務大臣、あなた閣僚ですから自治省とも話をして、もしこういうことで

費用を出しているとすれば——私たちが聞きますと、登記所では押す判こ一つ三千円くらいです。が、その判こまで地方自治体につくらせているというのですよ。私の方は予算がないから、つく判こができませんから、どうかあなたの方でつくつてきてください。これは私もが直接聞いているのですよ。ですから、そういう費用は交付税で見ると、とりあえずあなたの方がそういうことのなるなり、とりあえずなければいいけれども、もしそういうような迷惑をかけているようだったら、交付税で見ると、そういう措置をしてもらいたい。いづれにしても、自治大臣と話し合いをせひしてもらいたいと思います。それはどうでしょうか。

○嶋崎国務大臣　そういう実態までは実は私承知しておりませんけれども、よく事実を調査しまして、必要があれば自治大臣ともよく相談をしてみたいと思っております。

○林(百)委員　これで終わりますが、最高裁、きょうは給と関係ですから、給と関係の質問を私準備しておりましたけれども、非常に具体的な事例になりますので、国会という場で質問することとは御遠慮願いたいということで、お申し出のとおりいたします。

しかし、生涯を裁判事務にささげている職員のことですから、それが当然の——当然といえますか、あり得る俸給体系に組み込まれないというこ

とは本人にとっては非常に耐えられないことだと思ふのです。どうかそういう事態を円満に解決するように、本人の言うこともよく聞いて、来年何か定年になる、退職する人だとかなんとか聞いていますけれども、そういう人に生涯を裁判所の事務に尽くしたことに對して誇りを持ってやめることができるような処置をぜひ講じていただくようにお願いして、これは答弁は要りませんから、私の質問を終わらせていただきます。

○片岡委員長 次回は、来る十八日火曜日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時四十一分散會

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律

裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「九十二万八千円」を「九十五万九千円」に、「七十六万円」を「七十八万六千円」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第二条関係)

区 分				報 酬 月 額
最高裁判所長官				一、六三一、〇〇〇円
最高裁判所判事				一、一九〇、〇〇〇円
東京高等裁判所 長官				一、一三七、〇〇〇円
その他の高等裁 判所長官				一、〇五三、〇〇〇円
一 号				九四九、〇〇〇円
二 号				八四一、〇〇〇円
三 号				七八六、〇〇〇円
四 号				六七一、〇〇〇円

判事											判事補											簡易裁判所判事																															
五号	五七八、〇〇〇円	六号	五二三、〇〇〇円	七号	四六九、〇〇〇円	八号	四二六、〇〇〇円	一号	三五二、八〇〇円	二号	三一八、六〇〇円	三号	二九五、一〇〇円	四号	二七三、二〇〇円	五号	二五二、六〇〇円	六号	二三八、〇〇〇円	七号	二二二、四〇〇円	八号	二一一、七〇〇円	九号	一九一、八〇〇円	十号	一八三、五〇〇円	十一号	一七一、六〇〇円	十二号	一六四、五〇〇円	一号	六七一、〇〇〇円	二号	五七八、〇〇〇円	三号	五三三、〇〇〇円	四号	四六九、〇〇〇円	五号	三七〇、七〇〇円	六号	三五二、八〇〇円	七号	三一八、六〇〇円	八号	二九五、一〇〇円	九号	二七三、二〇〇円	十号	二五二、六〇〇円	十一号	二三八、〇〇〇円

十二号	二二二、七〇〇円	十三号	二二二、四〇〇円	十四号	一九一、八〇〇円	十五号	一八三、五〇〇円	十六号	一七一、六〇〇円	十七号	一六四、五〇〇円
-----	----------	-----	----------	-----	----------	-----	----------	-----	----------	-----	----------

附則
1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の裁判官の報酬等に関する法律（以下「新法」という。）の規定は、昭和五十九年四月一日から適用する。
2 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の裁判官の報酬等に関する法律の規定に基づいて支給された報酬その他の給与は、新法の規定による報酬その他の給与の内払とみなす。

理由
一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律

検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。
第九条中「五十万六千円」を「五十三万三千円」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第二条関係）

区	分	俸給月額
検事	総長	一、一九〇、〇〇〇円

次長 検事		東京高等検察庁 検事長	その他の 検事長	検事																																												
九六九、〇〇〇円	一、〇五三、〇〇〇円	九六九、〇〇〇円	九四九、〇〇〇円	一号	八四一、〇〇〇円	二号	七八六、〇〇〇円	三号	六七一、〇〇〇円	四号	五七八、〇〇〇円	五号	五三三、〇〇〇円	六号	四六九、〇〇〇円	七号	四二六、〇〇〇円	八号	三五二、八〇〇円	九号	三一八、六〇〇円	十号	二九五、一〇〇円	十一号	二七三、二〇〇円	十二号	二五二、六〇〇円	十三号	二三八、〇〇〇円	十四号	二二二、七〇〇円	十五号	一九一、八〇〇円	十六号	一八三、五〇〇円	十七号	一七一、六〇〇円	十八号	一六四、五〇〇円	十九号	四六九、〇〇〇円	二十号	三七〇、七〇〇円	一号	三五二、八〇〇円	二号	三一八、六〇〇円	四号

副検事											
五号	二九五、一〇〇円										
六号	二七三、二〇〇円										
七号	二五二、六〇〇円										
八号	二三八、〇〇〇円										
九号	二二二、七〇〇円										
十号	二二二、四〇〇円										
十一号	一九一、八〇〇円										
十二号	一八三、五〇〇円										
十三号	一七一、六〇〇円										
十四号	一六四、五〇〇円										
十五号	一五三、四〇〇円										
十六号	一四四、五〇〇円										

附則
1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律（以下「新法」という。）の規定は、昭和五十九年四月一日から適用する。
2 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の検察官の俸給等に関する法律の規定に基づいて支給された俸給その他の給与は、新法の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

理由
一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官の俸給月額を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。